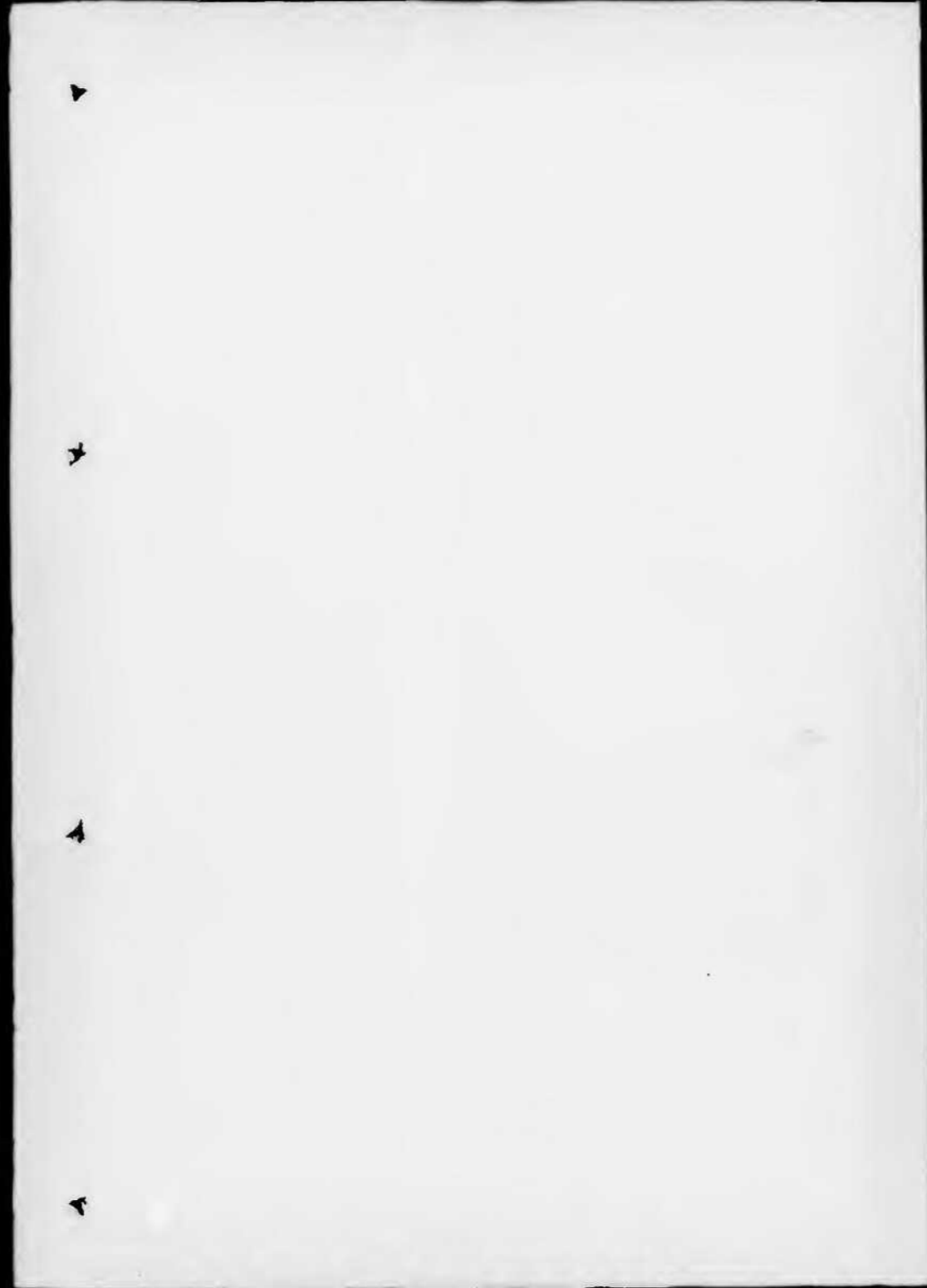


昭和二十年官制改正原議(一)の2



国立公文書館	
分類	自治省 (48)
排架番号	3 A 13-9 275



31

内務大臣官房人事課

裏面白紙

31

目次

本館の目次は、昭和七年官制改正原議(一)の一の

目次の中に、八一一回として記してある。

(昭四八七記)

裏面白紙

號 號 號 號 號 號 號 號
 月 月 月 月 月 月 月 月
 日 日 日 日 日 日 日 日

大臣

次官

人事局長

主任

理事官

會計課長

文書課長

三々
 審査委員
 請議案

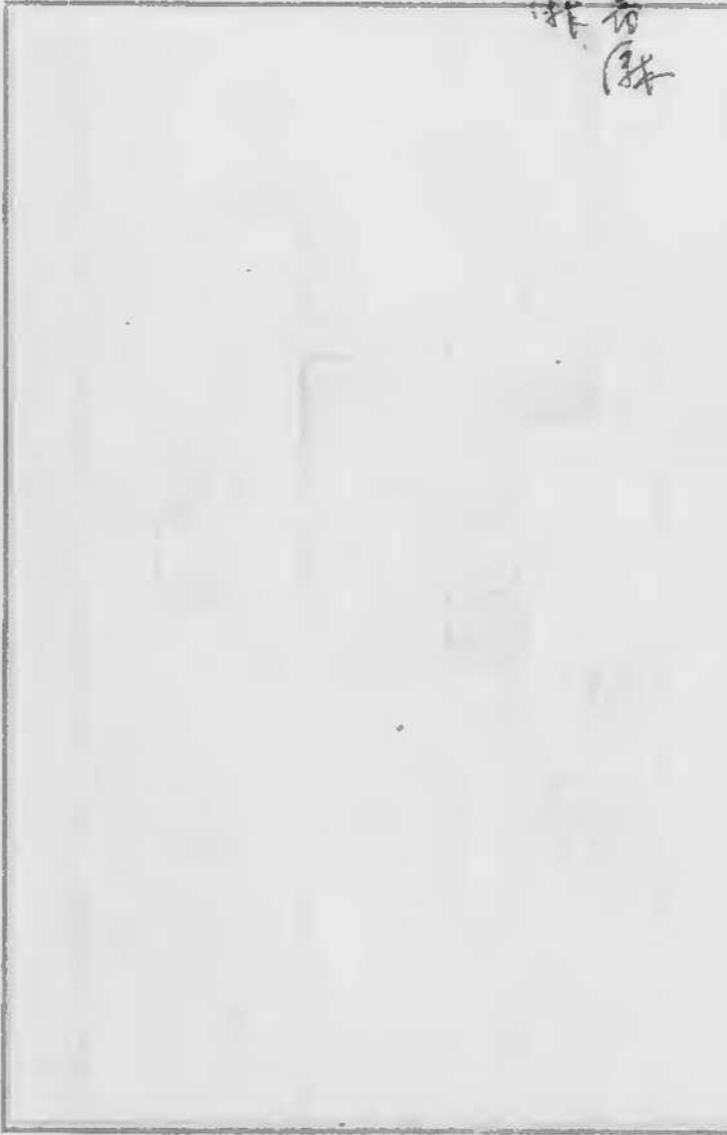
警視廳官制及特設消防署規程中
 改正ノ要アリ別紙勅令案ヲ提出ス
 右閣議ヲ請フ

めくれず

裏面あり

日	月	年

二月十三日
 二月十九日
 二月十九日
 二月十九日



内閣總理大臣
 年 月 日

大臣

勅令第七十六號

二二四三號

第一條 警視廳官制中左ノ通改正ス

第一條 警視廳中、消防司令 專任十六人、消防

司令 專任二十人、消防士 專任八十人、

消防士 專任百六十人、

第二條 特設消防署規程中左ノ通改正ス

第一條 第一項 北海道廳ノ部中

北海道廳消防司令 消防士

大日本帝國政府

消防司令 專任一人

消防士 專任九人

消防司令 專任一人

專任十八人、

消防司令
北海道廳
三人、
消防士
百一人

第二條 第一項 中、新潟縣、
場、

消防士

附則

本令ハ公第ノ口ヨリ之ヲ改メテ

(折上り國定規格B5(12x17.5)紙)

理由

特別消防署機材、擴充強化、為、救急、復健、消防司令、十人
消防士七十九人、救急、復健、消防司令、二十四人
消防士百四人、救急、復健、消防司令、要、アル、三、旅、ル

(國定規格B(三・五七紙))

裏面白紙

警視廳官制 中改正參考資料
特設消防署規程
(特設消防署、補充強化關係 (昭和十九年度追加予算))

警 保 局
二、三、三

官制改正案

- 一 特設消防署、補充強化二件、增員一覽表
- 二 特設消防用自動車、唧筒、增強調
- 三 特設消防署、部隊組織編成要領
- 四 消防部隊改組編成表
- 五 編成表 (昭和十八年十月)
- 六 消防司令增員調
- 七 新規消防職員要員表 (消防機關七補以上)
- 八 主要森有縣特設消防署調 (署名、唧筒數、署長官職別調)
- 九 消防自動車、唧筒、輕換配置割當表
伊出輕換割當表
- 一〇 警視廳消防部機構表
- 一一 特設消防職員定員表
- 一二 特設消防施行地調 (年次別)
- 一三 特設消防署規程
- 一四 昭和十九年度追加豫算額

特設消防署、擴充強化に伴う増員一覽表

區分	消防司令	消防士	消防士補	消防士補	消防士補
北海道	二	三	一	五	二一
東北	一	一	一	一	四六三
関東	六	四	一	五	一四
中部	五	三	一	五	一五五
近畿	五	一	一	二	一一四
中国	四	一	一	二	一〇三
四国	二	一	一	一	一四
九州	一	一	一	二	九四
計	三五	一八三	六五九	二七〇	一一四七

特設消防用自動車増強調（但し署隊ノミ）

區分	昭和十九年現在	昭和十八年末	増強数
北海道	八七	三一	五六
東北	一一〇	九七	一三
関東	九〇	五二	三八
中部	六〇	六一	一
近畿	六〇	六一	一
中国	六〇	六一	一
四国	六〇	六一	一
九州	六〇	六一	一
計	三八六五	一八一九	一〇四六

増強数、分県別主要行政機関ノミヲ
 掲ゲテ、餘詳略トシテ示ス
 昭和十八年、本自動車増強計画ハ
 特設消防用自動車増強計画ニ
 基テ、昭和十八年一月、予
 備金上出要求ノ基礎数字ヲ示
 ス
 増強ハ昭和十八年度整備
 計画及主要行政機関ノ對シテ供
 出増強一依ニシテ示ス
 内訳
 昭和十九年度整備計画 八二台
 主要行政機関ノ對シテ供出 七四四台
 日弁府縣ノ對シテ整備計畫 二二〇台
 計 一〇四六台

特設消防署 部隊組織編成要領

特設消防署に配属セラレテ消防自動車脚筒を増加シ即應ニテ概不
九九ニ依リ部隊ヲ編成ス。但シ消防署隊 規模 自動車脚筒数

等ニ依リ編成シ隊数ヲ増減スルコトアリ

一分隊 消防自動車脚筒一台ヲ以テ分隊トス 消防署長ヲ長トス
(現行通り)

小隊 四分隊(自動車脚筒十台)ヲ以テ小隊トス 消防士ヲ長トス
消防士補ヲ長トス(現行通り)

中隊 二小隊(自動車脚筒十台)ヲ以テ中隊トス 消防士ヲ長トス
別ニ隊本部附トシテ消防士補一 消防機園士補一ヲ配属ス
任シ独立中隊ナル消防署ハ内ニ要ナル者ハ消防機園士一ヲ配
属ス(現行通り)

三

大隊 二中隊乃至四分隊(自動車脚筒三十台乃至四十台)及修理
隊 作業隊ヲ以テ大隊トス 消防目令ヲ以テ長トス
別ニ隊本部附トシテ消防士一 消防機園士一 消防士補二 消防機
園士補二ヲ配属ス(現行通り) 但シ中隊以上
ノ大隊ニ消防機園士ニヲ配属ス 修理隊ハ民間修理業者ヲ
以テ編成セル修理班曰隊ヲ以テ之ニ充テ 作業隊ハ消防機園消防
補助員ヲ以テ編成スルモノトシテ隊本部直屬トス

方面隊 警視庁 大阪府 於テニ數ヶノ中隊又ハ大隊ヲ統轄スル
方面隊ヲ直キ隊本部ニ補助隊(救急車隊等)ヲ配ス(修理隊
(修理車)ヲ配ス) 作業隊ヲ直屬セシム

方面隊ハ地域及指揮ノ難カク考慮シ警視庁ハ七隊 大阪府
ハ四隊トス 長ハ方面隊中隊長ヲ兼務ス 別ニ隊本部
附トシテ消防士ニ消防機園士一 消防士補四 消防機園士補二ヲ配
属ス 作業隊ハ民間人ヲ以テ編成セルトラクタトト挺身隊ノ如ク
以テ之ニ充クルモノトス

(註) 一 現行ノ四分隊小隊編成ノ中隊ヨシケル小隊ニ改編セルハ部隊運
用ノ実戦ニ鑑ミ中隊長ノ指揮軍在リ縮少シ以テ其ノ機動

約指極、能率ヲ強化セントスルニナリ

二 新一天隊以上、隊本部ニ消防士補以テ、専任者ニシテ配置ス

三 大隊本部ニ作業隊、修理隊ヲ配置セシメ、方面隊ニ更ニ救助隊ヲ

直屬セシメタリ

四 消防曹長、消防手、要員ニ付テハ既定、減員ヲ以テ充當スルニトス

二 水上消防署、部隊組織ハ概ネ左記ニ依リテ、締スル整復ヲシ

一 分 隊 消防艇一隻ヲ以テ分隊トス 消防曹長ヲ長トス

二 小 隊 ニケ分隊(消防艇ニ隻)ヲ以テ小隊トス 消防士補ヲ長トス

三 中 隊 ニケ小隊(消防艇ニ隻)ヲ以テ中隊トス 消防士補ヲ長トス
別ニ隊本部ニ消防士補一、消防機回士補一ヲ配置ス

四 大 隊 ニケ中隊(消防艇ニ隻)ヲ以テ大隊トス 消防司令ヲ長トス
別ニ隊本部ニ消防士一、消防機回士一、消防士補一、
消防機回士補一ヲ配置ス

三 消防司令、増員ハ消防署隊、規模、自勤手、脚筒、救火器具、

地獄、軍中、経済、産業、交通上、重要性ヲ考慮シ、且消防

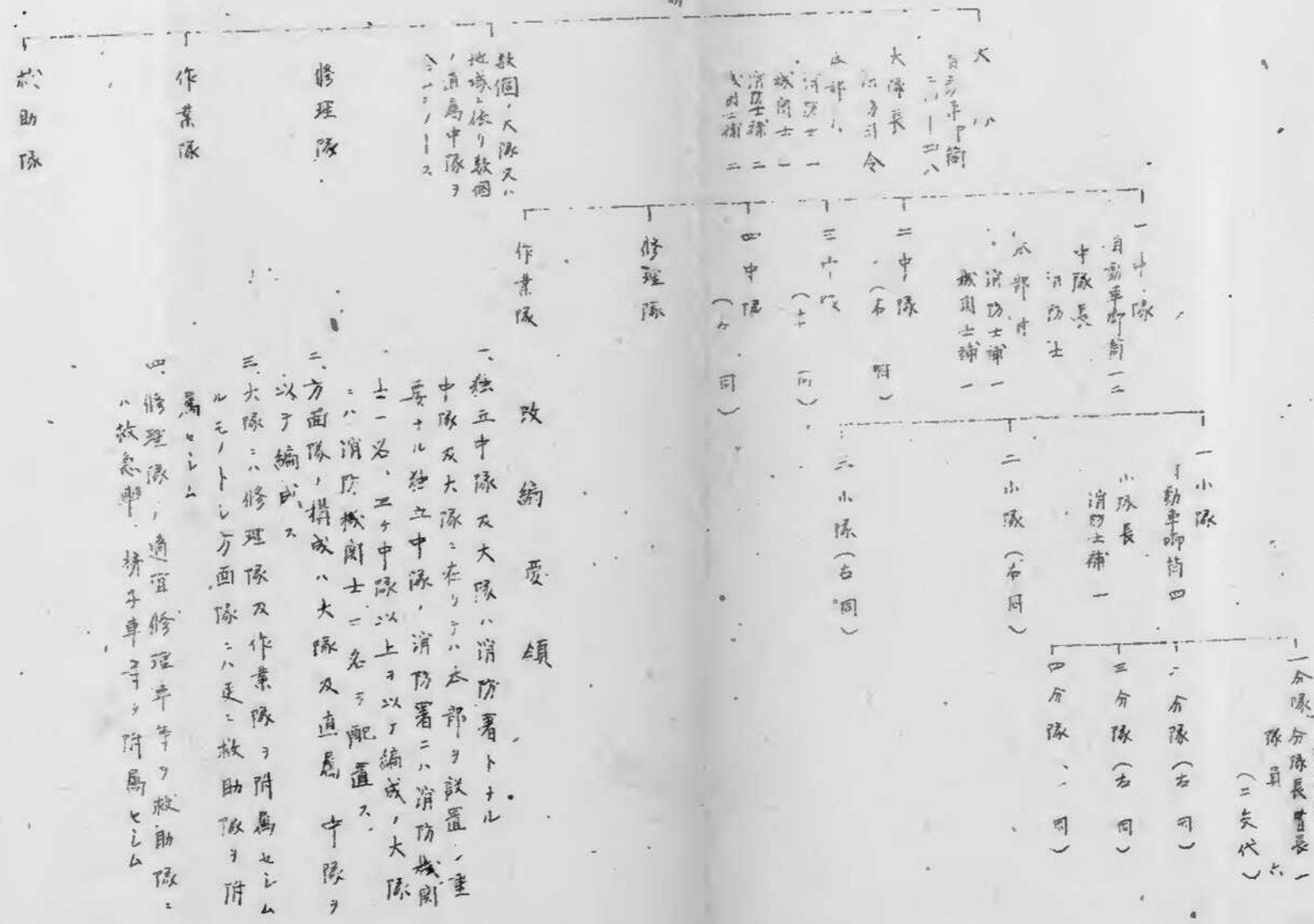
署、隊ニ在リテハ消防司令ヲ直ノモノトス

消防署ニ在リテハ消防司令ヲ直ノモノトス

121

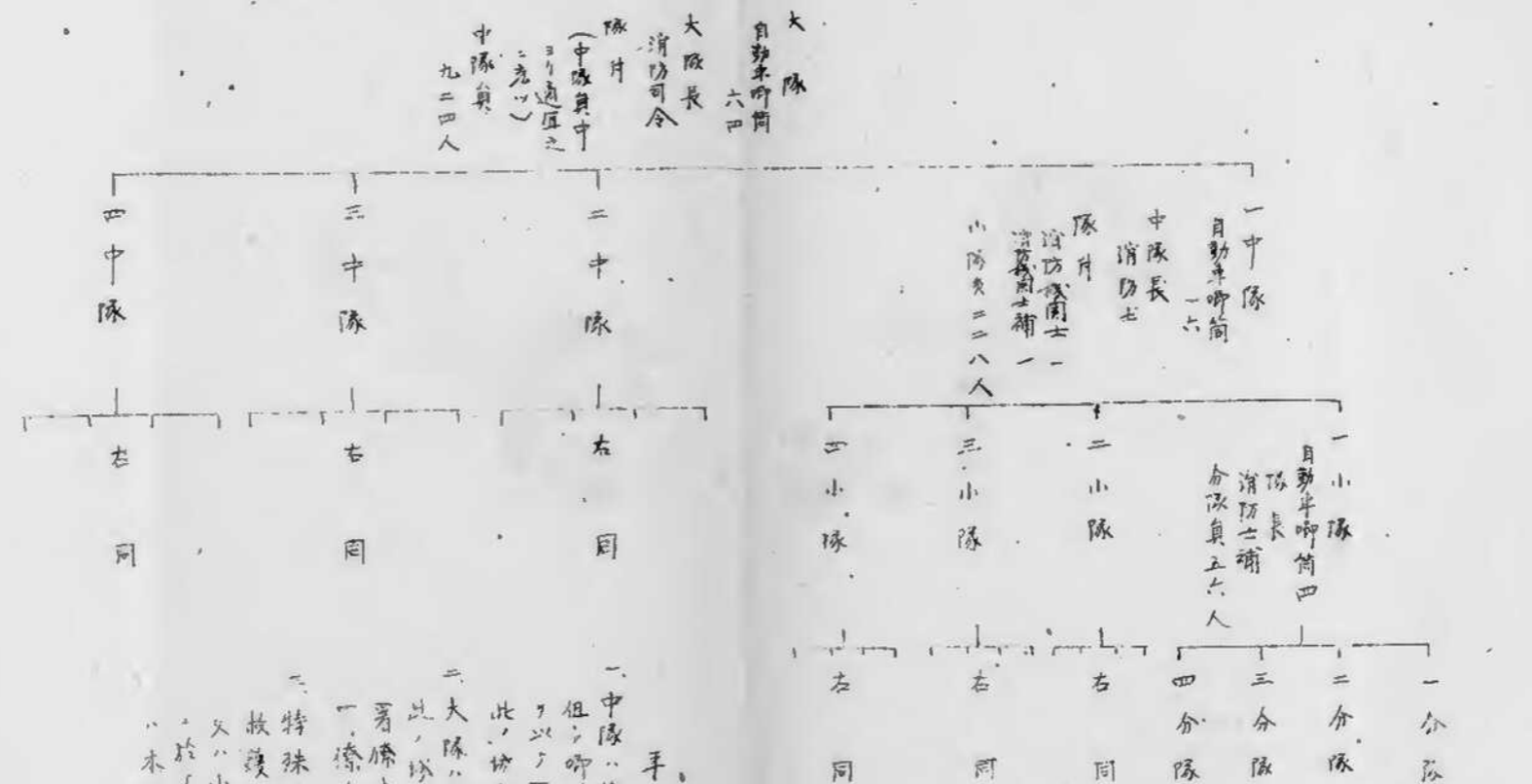
方面隊長
中隊隊長兼
大隊長
消防士
救急士
救急士
救急士

消防隊改組編成表



裏面白紙

消防部隊編成表 (昭和十八年八月末消防機先強化時)



一、實情、依り中隊小隊數ノ増減スルニトアリ

手 簿 編 成

一、中隊、概テ消防署トナル
但シ、消防署トナル者、於テハ二、中隊
ヲ以テ一署トナル

二、大隊、方、消防署トナル
此、消防署トナル者、消防署長ハ
署長トナル、中隊長ハ、消防署長
トナル

三、特殊車輛部隊
故テ、特殊車輛部隊ハ、中隊長
トナル、又ハ、消防署長トナル、又ハ、
消防署長トナル、又ハ、消防署長トナル、
又ハ、消防署長トナル

裏面白紙

消防司令増員調

兵庫	神奈川	大阪	京都	管視廳	北海道	廳府縣
四	五	六		一	二	消防司令 増員数
		特別消防隊		機核課		消防司令 増員配置課長看名
西宮	川崎 板宿 元崎	東淀川 西淀川 岸部 津島 横須賀	東淀川 西淀川 岸部 津島 横須賀	王子 武蔵野 本町 京橋 江戸川 足立	川崎 札幌	消防司令 増員数
二	二	七	二	一六	一	

大

長崎	愛知	広島	山口	福岡	合計
二	二		一	二	三五
長崎 佐世保	豊 菊井		下関	小倉 大岸田	
三	三				
二	二	一	ナレ	二	三五

中後
是
六物
同

新規特設消防職員要員表

區分	消防車 脚動車	消防司令			消防士		消防士補			消防機関士補			計																									
		新要員	現定員	増員	現定員	増員	新要員	現定員	増員	新要員	現定員	増員	新要員	増員																								
北海道	八七	三	一	二	八	五	三	二	六	一	五	一	九	四	五	四	六	一	五	二																		
警視廳	一一一〇 (消防車三)	一	五	一	四	一	一	一	三	六	八	七	九	四	三	七	八	六	三	三	四	六	五															
東京都	九〇	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一														
大阪府	六〇九 (消防車二)	一	三	七	六	七	二	一	九	四	三	四	五	九	四	一	五	一	八	五	三	〇	五	四	一	九	一	六	一	五								
神奈川県	一五四	七	二	二	五	六	八	一	一	一	七	九	八	三	三	五	六	五	三	五	三	八	二	七	一	六	二	四	一	四								
兵庫県	一三一	六	二	二	四	二	五	一	〇	一	五	八	九	二	八	六	一	三	一	三	一	八	二	三	一	三	一	五	一	四								
長崎県	一六	一	一	一	二	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一						
愛知県	一四六	四	二	二	二	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一						
鹿児島県	八〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一						
山口県	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一						
福岡県	一三二	四	二	二	一	五	九	六	五	二	二	三	〇	一	九	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
計	六八六五 (消防車三)	六	八	三	三	五	五	五	一	五	〇	一	八	五	二	一	三	四	六	四	六	五	九	三	七	一	二	七	〇	二	七	〇	九	二	七	四	一	四

備考
 一 本表要員は府縣本部(部課及練習所)員を除くべし計上ス
 二 消防機関士は現定員を以て改訂部隊要員を充て當り得るを以て本表に計上セズ

裏面白紙

藝 現 廳
主 要 廳 府 縣 特 設 消 沙 卷 調 (署 友 御 簡 執 署 長 職 別)

第 一 日	第 二 日	第 三 日	第 四 日	第 五 日	第 六 日	第 七 日	第 八 日	第 九 日	第 十 日	第 十 一 日	第 十 二 日	第 十 三 日	第 十 四 日	第 十 五 日	第 十 六 日	第 十 七 日	第 十 八 日	第 十 九 日	第 二 十 日
...
...

...
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

...
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

加北	上	消防署	官設消防	消防署	官設消防
一	一	一	一	一	一
一	三	五	一	三	五
二	二	三	一	一	二
八	八	八	一	一	一
三	二	五	一	一	一
一	一	二	一	一	一
九	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一

神奈川	消防署	官設消防	消防署	官設消防
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一

長崎	消防署	官設消防	消防署	官設消防
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一

兵庫	消防署	官設消防	消防署	官設消防
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一

愛知	消防署	官設消防	消防署	官設消防
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一

岐阜	消防署	官設消防	消防署	官設消防
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一

○ 八 燈	○ 一 七 燈	○ 三 二 燈	○ 一 一 燈	○ 一 一 燈	○ 一 一 燈	○ 一 三 二 計	○ 八 六
消 防 署	消 防 署	消 防 署	消 防 署	消 防 署	消 防 署	消 防 署	消 防 署
自 治 本 部	自 治 本 部	自 治 本 部	自 治 本 部	自 治 本 部	自 治 本 部	自 治 本 部	自 治 本 部
三 三	一 八 三	一 五 四	一 五 一	一 五 五	一 六 五	一 三 二	八 七 八

福
岡
縣

○ 一 六	○ 一 二	○ 九	○ 二 二	○ 二 一
消 防 署	消 防 署	消 防 署	消 防 署	消 防 署
自 治 本 部	自 治 本 部	自 治 本 部	自 治 本 部	自 治 本 部
一 六	一 二	九	二 二	二 一

山
口
縣

裏
面
白
紙

	大 阪 大 型 一六一 小 型 二一九 身 體 三六七			
三 奈 良 眞 栗 車 年 井 川 山 山 山 和 島 島 島 香 大 前 後 官 德				
三 奈 良 眞 栗 車 年 井 川 山 山 山 和 島 島 島 香 大 前 後 官 德				
四 九 三 二 七 四 一 三 八 五 九 二 〇 七				
				一 五 五 四 六 二 六
一 二 二 六 一 〇 九 三 二 〇 四 二 〇 二 〇 二 〇 二 〇				
橋 用 大 熊 佐 大	矢 野 島 國 島 熊			
高 鹿 宮 熊 佐 大	岐 宮 後 山 島 熊			
知 見 崎 本 質 分	身 崎 後 川 島 山 熊 本			
三 六 一	四 八 七 二			
二 二 二 二 二	三 一 一 〇 一			
一 七 四 九 〇	一 六 五			

	曾 祝 藤 大 型 三 五 六 小 型 七 七 身 體 九 七 七				供 出 受 取 所 有 縣
新 靜 島 宮 石 橋 長 秋 山 青 岩 宿 宮 滿 茨 多 科 持					供 出 受 取 所 有 縣
河 内 山 川 有 野 出 野 森 寺 野 城 小 城 野 野 野					供 出 受 取 所 有 縣
二 四 三 三 五 一 一 四 一 四 一 四 一 四					供 出 受 取 所 有 縣
六 七 三 七 一 〇 一 八 三 四 二 八					供 出 受 取 所 有 縣
九 一 〇 〇 四 九 七 三 〇 三 〇 三 〇 三 〇 三 〇 三 〇					供 出 受 取 所 有 縣
矢 野 島 國 島 熊	神 奈 川				供 出 受 取 所 有 縣
石 靜 岐 三					供 出 受 取 所 有 縣
川 河 身 重	深 富 橋 長 滿 山 河 新 奈				供 出 受 取 所 有 縣
四 一 三 五	四 三 一 四 九 六				供 出 受 取 所 有 縣
一 一 六	一 一 一 〇				供 出 受 取 所 有 縣
三 五 一 八	八 五 九 九 九 二				供 出 受 取 所 有 縣

警視廳消防部 組織表

總務課 (長 消防司令)

消防事務課 (長 消防司令)
 消防人事課 (長 消防司令)
 消防事務課 (長 消防司令)
 消防事務課 (長 消防司令)

消防課 (長 消防司令)

消防課 (長 消防司令)
 消防課 (長 消防司令)
 消防課 (長 消防司令)

機械課 (長 消防司令)

機械課 (長 消防司令)
 消防花袋 (長 消防司令)

警務課 (長 消防司令)

警務課 (長 消防司令)
 消防事務課 (長 消防司令)

特別消防隊 (長 消防司令)

特別消防隊 (長 消防司令)
 特別消防隊 (長 消防司令)
 特別消防隊 (長 消防司令)

警視廳消防部

持設河防職員定員表 (昭和二十一年一月末現在)

区	分	河防司令	河防士	河防機師士	河防士補	河防機師士補	河防警長	河防手	計
北海道		1	6	5	6	5	138	776	940
東北		1	8	5	7	8	158	794	1,000
関東		1	1	8	1	1	142	771	860
中部		2	1	2	1	2	142	771	860
近畿		2	2	2	2	2	142	771	860
中国		2	2	2	2	2	142	771	860
四国		2	2	2	2	2	142	771	860
九州		2	2	2	2	2	142	771	860
長崎		2	2	2	2	2	142	771	860
計		14	28	35	35	35	1,142	5,711	7,225

計	福岡	山口	広島	愛媛	高松	徳島
35	1		1	2		
197	1	3	6	3	2	2
148	1	3	4	1	1	2
519	2	7	17	36	6	4
166	9	2	5	10	1	1
394	19	11	11	24	3	18
330	113	147	705	1,644	163	102
2,825	1,374	1,860	860	1,989	207	129

特設消防署規程（現行）

（昭和一九三二〇改訂）

第一條 水火消防ニ關スル事務ニ從事セシムル爲北海道廳、（以下略）大阪府、京都府、神奈川縣、兵庫縣、長崎縣、新潟縣、埼玉縣、愛知縣、廣島縣、山口縣及福岡縣ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

北海道廳

北海道廳消防司令

專任 一人

奏任

消防士

專任 六人

判任

消防機算士

專任 五人

判任

消防士補

判任

消防機算士補

判任

府 縣

地方警視

專任 一人

奏任

地方消防司令

專任 十八人

判任

消防士

專任 百十人

判任

消防機算士

專任 八十四人

判任

消防士補

判任

消防機算士補

判任

地方警視ハ大阪府ニ限り之ヲ置ク

地方消防司令 消防士及消防機算士、各府縣、定員ハ内務大臣之ヲ定ム
消防士補及消防機算士補、定員ハ内務大臣、認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

第二條 札幌市、小樽市、函館市、室蘭市、大崎市、堺市、布施市、吹田市、京

都市、釧路市、横濱市、川崎市、横須賀市、神戸市、尼崎市、西宮市、長崎市

佐世保市、新潟市、川口市、名古屋市、廣島市、呉市、下呂市、宇部市、福岡市

小倉市、門司市、八幡市、若松市、戸畑市、及大牟田市、（以下略）第二項ノ規定ニ依ル編

入區域内ニ於ケル水火災、警戒防禦ヲ掌ラシムル爲北海道廳、大阪府、京都

府、神奈川縣、兵庫縣、長崎縣、新潟縣、愛知縣、廣島縣、山口縣及福岡縣管内

ニ消防署ヲ置ク其ノ位置、名稱及管轄區域ハ地方長官之ヲ定ム

地方長官ハ土地ノ状況ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ受ケ第一項ノ市、（以下略）府、（以下略）全

部又ハ一部ヲ消防署、管轄區域ニ編入スルコトヲ得

三條 地方長官必要ト認ムルトキハ消防署ヲシテ其ノ管轄區域外又、（以下略）府縣外、水

火災、警戒防禦ニ應接セシムルコトヲ得

第四條 警務部長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ第一條ノ職員及消防手ヲ指揮監督ス

第五條 第一條、地方警視ハ警察局長ニ屬シ第二條第一項ノ規定ニ依ル區域ニ拘ラス上官ノ命ヲ承ケ消防事務ヲ掌シ、其ノ執行ニ際シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防士、消防機、消防器具、消防資材、消防手ヲ掌シ、消防器具、消防資材、消防手ハ警視部ニ屬スヲ指揮監督ス

大政府ヲ除クノ外第一條ノ掲グル廳、府、縣ニ在リテハ地方長官ハ警察部事務ノ北海道廳、警視又ハ地方警視ヲシテ消防署管轄區域ニ付前項ノ規定ニ依ル職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第五條ノ二 北海道廳消防司令又ハ地方消防司令ハ警察部ニ屬シ又ハ内務大臣ノ指定シテ消防署ノ署長ト爲リ上官ノ命ヲ受ケ消防事務ヲ掌ル

警察部ニ屬スル北海道廳消防司令又ハ地方消防司令ハ消防事務ノ執行ニ關シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防士、消防機、消防士補、消防機士補及消防手ヲ指揮監督ス

第六條 消防士、消防機、消防士補及消防機士補ハ警察部又ハ消防署ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務ニ從事ス

消防士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部下ノ消防士補及消防手ヲ指揮監督ス
消防士補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部下ノ消防手ヲ指揮監督ス

第七條 消防署長ハ北海道廳消防司令、地方消防司令又ハ消防士ヲ以テ之ニ充ン但シ消防機、消防士ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
消防署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ其ノ主管事務ヲ掌リ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第八條 第一條ノ掲グル廳、府、縣ニ消防手ヲ置ク判任官ノ待遇トス
消防手ハ警察部又ハ消防署ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務ニ從事ス
消防手ニ關スル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

第九條 本令ノ大政府ニ對スル適用ニ付テハ第四條中警察部長トアルハ警察局長及警察局長事務部長、地方長官トアルハ上官、第五條ノ二第六條第一項及第八條第二項中警察部トアルハ警察局長トス

第十條 本令ニ依ル消防ニ關スル經費ハ其ノ國庫ニ屬スルモノヲ除クノ外北海道、地方長官ハ行務警察費、支辨トス

附 則
一、大正八年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ神奈川県ニ在リテハ同年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

二、市消防規程ハ之ヲ廢止ス

三、大政府消防規程ニ依ル警視、消防士及消防機、消防士ニシテ本令施行ノ際現ニ其職ニ在リ者別ニ科令書ヲ交付セラレサルトキハ同官等俸給ヲ以テ各當該官ニ任セラレクルモトス

別ニ科令書ヲ交付セラレサルトキハ同官等俸給ヲ以テ各當該官ニ任セラレクルモトス

一、特設消防署、擴充強化ニ要スル經費
 昭和十八年十月消防機構擴充強化後昭和十八九年度
 整備計畫及主要廳府縣ニ對スル供出ニ依リ増加セラレ
 タル特設消防用唧筒自動車ニ對シ之ガ要員ヲ増強スルト
 共ニ之ニ即應スル如ク現行特設消防署、部隊組織ヲ更ニ実
 戰的且機動的ナラシメ以テ都市防空消防ノ完璧ヲ期セン
 ガ爲主要廳府縣、特設消防、消防士補、消防機関士
 補以上ノ幹部ヲ尤ノ如ク増員ノ要アリ
 仍テ此ノ經費ヲ要ス

款	項	金額	算出内訳
臨時部 給部			
地方廳	行政費	五五、六八七	内訳別紙ノ通り
臨時部 補助費	地方警察費 特別補助	一、二七、七三七	内訳別紙ノ通り
合計		一八三、四二四	

特設消防署、擴充陸上、夏又ル經費内詳

區	分	人	員	一人	年	額	全		額		備	考
							計	日	計	日		
地	行	政	廳	員	三	二、四〇〇	四、四五五	二	五、五、六、八、七	三、二、四、六		
俸	給	給	給	給	三	一、八四〇	一、五九六	八〇	三、二、四、六	一、〇、五、〇		
判	任	俸	給	給	一	一、七五八	一、七五八	〇	一、〇、五、〇	一、〇、五、〇		
賞	與	與	與	與	一	五、一九二	五、一九二	〇	六、四、九、二	六、四、九、二		
諸	給	與	與	與	一	九、四二〇	九、四二〇	〇	一、一、七、七、五	一、一、七、七、五		
內	國	旅	費	費	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	一、一、七、七、五	一、一、七、七、五		
馬	著	官	官	官	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	一、一、七、七、五	一、一、七、七、五		
判	任	官	官	官	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	一、一、七、七、五	一、一、七、七、五		
事	務	費	費	費	一	三、九、六、八、六	三、九、六、八、六	〇	四、九、六、一	四、九、六、一		
被	服	費	費	費	一	一、三、〇、六	一、三、〇、六	〇	一、四、一、八	一、四、一、八		
麻	費	費	費	費	一	一、七、四、四	一、七、四、四	〇	二、一、八、〇	二、一、八、〇		
普	費	費	費	費	一	八、〇〇	八、〇〇	〇	二、一、八、〇	二、一、八、〇		
雜	費	費	費	費	一	五、〇〇	五、〇〇	〇	二、一、八、〇	二、一、八、〇		
普	費	費	費	費	一	九、〇〇	九、〇〇	〇	二、一、八、〇	二、一、八、〇		
臨	時	部	部	部	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	二、一、八、〇	二、一、八、〇		
神	助	費	費	費	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	二、一、八、〇	二、一、八、〇		
地	方	警	察	特	別	補	助	助	一、二、七、七、三	一、二、七、七、三		
職	員	補	給	給	給	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、二、七、七、三	一、二、七、七、三		
消	防	士	補	給	給	一	七、一、九、〇	七、一、九、〇	九、〇、六、一、二	九、〇、六、一、二		
消	防	士	補	給	給	一	二、九、七、〇	二、九、七、〇	二、七、一、二、五	二、七、一、二、五		
合	計						一、四、七、七、四	〇	一、八、三、〇、〇	一、八、三、〇、〇		

昭和二十年二月三日

警保局長

大臣官房人事課長 敬

官制改正ニ関スル件 照會

昭和十九年度追加豫算計上ニ係ル「特設防
防署」擴張強化ニ要スル経費」執行上必要
有之ニ係ラズ官制中改正方至急御取計
相成候也

記

警視廳官制

特設防防署規程

大日本帝國政府

進而

特設防防署規程改正中才二條關係

ニ付テハ、^{才一}改正ト關係ナキモ、昨年三月

二十日改正公布ノ際改正ニ要スル才十リ

レ才ニシテ此際改正セトスル才ニ有之為

人心

勅令第 號

警視廳官制中 左、通改正ス

第一條第一項中「消防司令 專任十六人」

ヲ「消防司令 專任二十七人」ニシテ「消防士

專任八十一人」ヲ「消防士 專任 百六十

人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正理由

特設消防署機構ノ擴充強化ノ爲消防司令十一名、
消防士七十九名ノ増員ヲ要スルニ因ル

(参照)

警視官制(抜)

第一條警視廳ニ左ノ職員ヲ置ク

(略)

消防司令

專任 十六人 奏任

(略)

消防士

專任 八十一人 判任

(略)

勅令第 號

特設消防署規程中左ノ通改正ス

第一條第一項北海道廳、部「北海道廳消防司令
消防士」

專任一人「北海道廳消防司令
消防士」 專任三人 三、令 項

府縣ノ部「地方消防司令
消防士」 專任十八人 專任百十人「地方消防司令
消防士」

專任 四十人
專任 二百十人 = 改ム

加フ 二條中「新潟縣、」下ニ「埼玉縣、」ヲ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正理由

特設消防署機構、擴充強化、爲消防司令二十四名
消防士百四人、増員ヲ要スルニ因ル

(参照)

別紙「特設消防署規程」參看ノコト

三月廿六日
大正
三月廿六日

大

大
次
官

尚
長

主
査

三月廿六日

月
日

六月拾日

六月拾日
議案

樺太廳諸學校官制及高等官官等俸給令中
改正ノ要アリ別紙勅令案ヲ提出ス
右閣議ヲ請フ

裏面あり

日 月 年
時 分 秒
〒 〇 〇 〇 〇 〇 〇
〒 〇 〇 〇 〇 〇 〇
〒 〇 〇 〇 〇 〇 〇

年 月 日

内閣總理大臣宛

大臣

三月十三日 午後五時三十分 東京 芝浦 三軒 町 三軒 町 三軒 町

勅令第百三十一號

三、三十八号

第一條 樺太廳諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中

「樺太医官專門學校
樺太師範學校
樺太青年師範學校」

ヲ削ル

第一條ノ二ヲ削ル

第二條 削除

第三條 削除

及才五條ヲ削ル

第三條ノ一ヲ削ル

第六條第一項中「師範學校ニ在リテハ三人以内トシ中等學校ニ在リテハ」ヲ

(制定) 明治三十二年

裏面白紙

削ル

第七條第二項及第三項ヲ削ル

第八條 教諭ハ生徒ノ教育ヲ専ル

第九條乃至第十二條、第十三條一乃至第十五條、第十七條及第十八

ヲ削リ第十三條ヲ第九條トシ第十六條ヲ第十條トス

別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表)

裏面白紙

（國定國教）

樺太廳諸學校職員定員表

學校名	校長	教員	書記
大泊中學校	一人	三十一人	一人
豊原中學校	一人	三十人	二人
真岡中學校	一人	二十三	一人
敷香中學校	一人	十七	一人
恵須取中學校	一人	十七	一人
豊原高等女學校	一人	三十三	一人
大泊高等女學校	一人	十六	一人
夏岡高等女學校	一人	二十	一人
泊居高等女學校	一人	八	一人
豊北農業學校	一人	十六	一人
豊原工業學校	一人	二十四	一人
本斗水産學校	一人	十二	一人

大日本帝國政府

附則

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「樺太廳諸學校長」ヲ削ル

第十四條中「樺太廳諸學校長」師範學校長ヲ除ク「樺太廳諸學校長」ニ改ム

第十五條中「樺太廳諸學校教諭」師範學校教諭ヲ除ク「樺太廳諸學校教諭」ニ改ム

改ム

別表第一表樺太廳ノ部中

樺太廳諸學校主任主任及樺太廳諸學校教諭ノ項ヲ削ル

中樺太廳諸學校長ヲ削ル

樺太廳諸學校長
樺太廳諸學校教諭
樺太廳諸學校長
樺太廳諸學校教諭
樺太廳諸學校長
樺太廳諸學校教諭

裏面白紙

別表第四表中

樺太廳諸學校長
委任タルモ、但中等學
校長ヲ除ク

ヲ削ル

別表第五表中

樺太廳諸學校教授
樺太廳諸學校主任

及

樺太廳諸學校教諭
中等學校教諭ヲ除ク

ヲ削ル

附則

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(確定)

裏面白紙

理由

樺太ノ内地編入ニ伴ヒ樺太醫學專門學校、樺太師範學校及樺太

青年師範學校ヲ文部省ニ移管スルト學年進行ニ伴ヒ中等學校

教諭十名増員ノ為改正ノ要アルニ依ル

裏面白紙

神太廳諸學校官制

(昭和十八年勅令第三八四號
改正昭和十九年勅令第三七號)

第一條 神太廳諸學校ハ左ノ如シ

神太醫學專門學校

神太師範學校

神太青年師範學校

大泊中學校

豊原中學校

岡中學校

教香中學校

惠須取中學校

豊原高等女學校

大泊高等女學校

真岡高等女學校

泊后高等女學校

豊北農業學校

豊原工業學校

不斗不産學校

第一條ノ二 神太醫學專門學校ニ所属醫院ヲ置ク

第二條 神太醫學專門學校ニ左ノ職員ヲ置ク

學校長 初任

教授 奏任

生徒主任 奏任

助教授 判任

助手 判任

書記 判任

生徒主事補 判任

第三條 樟太師範學校ニ在リ職員ヲ置ク

學校長 奏任

教授 奏任

生徒主事 奏任

部長

豫科主事

附屬國民學校主事

教諭 奏任又ハ判任

助教授 判任

訓導 判任

養護訓導 判任

書記 判任

生徒主事補 判任

第三條ノ二 樟太青年師範學校ニ在リ職員ヲ置ク

學校長 奏任

教授 奏任

生徒主事

助教授 判任

書記 判任

生徒主事補

學校長ハ樟太師範學校長ヲシテ之ヲ兼ネシムルモノトス

生徒主事ハ教授ノ中ヨリ、生徒主事補ハ助教授ノ中ヨリ樟太廳長

官之ヲ補ス

第四條 樟太廳中等學校ニ在リ職員ヲ置ク

校長

兼任

教諭

兼任又ハ別任

令監

書記

州任

第五條

樺太廳諸學校 兼任職員ノ定員ノ限ハ各々

師範學校ノ卒業シタル師範學校訓導ニシテ任命スルハ海軍現任

職ナルモノハ其ノ期間之ヲ定員外ト為スコトヲ得

第六條

教諭ニシテ兼任タルモノノ員數ハ師範學校ニ在リテハ三人

以內トシ中等學校ニ在リテハ學級數五學級以下ナルトキハ三人以

内トシ五學級ヲ超スルトキハ三學級ヲ増ス毎ニ一人ヲ加フルコト

學校長ヨリ兼任スル教諭ハ前項ノ定員外トス

第七條

學校長ハ樺太廳長官ノ命ヲ承ク秩序ヲ掌理シ所屬職員ヲ監

督ス

師範學校長ハ兼テ樺太内ニ於ケル國民學校ノ教育ニ屬スル學事ヲ

視察ス

青年師範學校長ハ兼テ樺太内ニ於ケル青年學校ノ教育狀況ヲ視

察ス

第八條

教諭 助教及教諭(師範學校教諭ヲ除ク)ハ生徒ノ教育

ヲ掌ル

師範學校教諭ハ豫科生徒ノ教育ヲ掌ル

第九條

主任主事ハ學校長ノ命ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十條

部長ハ師範學校ノ教官ノ中ヨリ樺太廳長官之ヲ命ジ學校長

ノ命ヲ承ケ其ノ屬スル部ノ事務ヲ掌ル 部長ハ兼テ樺太内ニ於ケル國民學校教育ニ屬スル學事ヲ視察ス

第十一條 豫科主事ハ師範學校ノ教官ノ中ヨリ 禪太廳長官之ヲ補ス
學校長ノ命ヲ承ケ豫科ノ事務ヲ掌ル

第十二條 附屬國民學校主事ハ師範學校ノ教官ノ中ヨリ 禪太廳長官
之ヲ補ハ學校長ノ命ヲ承ケ附屬國民學校ノ事務ヲ掌ル

附屬國民學校主事ハ兼テ禪太内ニ於ケル國民學校教育ニ屬ス
學事ヲ視察ス

第十三條 舍監ハ中等學校ノ教官ノ中ヨリ 禪太廳長官之ヲ補ス學校
長ノ命ヲ承ケ寄宿舎ノ事務ヲ掌ル

第十四條 助手ハ教授又ハ助教ノ指揮ヲ承ケ授業及實驗ノ
助ニ從事ス

第十五條 訓導ハ上官ノ指揮ヲ承ケ附屬國民學校児童ノ教育ヲ掌リ
兼テ師範學校本科生徒ノ教育實習ヲ監督ス

第十六條 書記ハ學校長ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ從事ス
第十七條 主任主事補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ主任主事ノ職務ヲ助テ

第十八條 禪太醫學專門學校附屬醫院ニ在リ職員ヲ置ク
醫院長

藥局長 奏任

役手 判任

藥劑手 判任

看護婦長 判任
醫院長ハ醫學專門學校ノ教官ノ中ヨリ 禪太廳長官之ヲ補ス學校長
ノ命ヲ承ケ醫院ノ事務ヲ掌ル
醫院長ノ監督ヲ承ケ醫院藥局ノ事務ヲ掌ル

教手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ醫院ニ於ケル技師ニ依リテ
療劑手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ醫院ニ於ケル調劑ニ依リテ
看護婦長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ醫院ニ於ケル看護ニ依リテ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ樟太廳ノ中學校、高等女學校、工業學校、
及又ハ拓殖學校ノ學校長、教諭又ハ書記ノ職ニ在ル者ヲ
モラニザルトキハ夫々樟太廳中等學校ノ學校長、教諭又ハ書記
官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス
本令施行ノ際現ニ樟太廳ノ中學校、高等女學校、工業學校、水産
校又ハ拓殖學校ノ學校長、教諭又ハ書記ニモラ依職中ノモノ別
令ヲ登セラレザルトキハ依職ノ儘夫々樟太廳中等學校ノ學校長
諭又ハ書記ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ
(別 表)

神太廳諸學校職員定員表

學校名	校長	教授	主任	事務	教諭	助教	訓導	事務	書記	庶務	司庫	司書
神太廳專門學校	一人	三人	一人	一人	七人	十四人	九人	一人	五人	一人	一人	三人
神太廳師範學校	一人	十八人	一人	一人	七人	十四人	九人	一人	五人	一人	一人	三人
神太廳中學校	一人											
豐原中學校	一人											
英西中學校	一人											
教春中學校	一人											
惠須取中學校	一人											
豐原高等女學校	一人											
大泊高等女學校	一人											

水戸高等女學校	一人				二十人				一人			
法居高等女學校	一人				八人				一人			
豐原農業學校	一人				十八人				一人			
豐原工業學校	一人								一人			
水戸水産學校	一人				十二人				一人			

本令ハ公布、日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十九年四月一日）

(案)

勅令第 號
第一條 文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

「樺太醫學專門學校」

第一條中「松本醫學專門學校」ノ次ニ「德島醫學專門學校」ヲ加フ

「米子醫學專門學校」

第二條ノ二中「前橋醫學專門學校」ヲ「各醫學專門學校」ニ改ム

第四條中「附屬電波技術專修學校」ヲ「中等學校」ニ依ル附屬電波工業學校」ニ改ム

第十二條ノ二中「前橋醫學專門學校附屬醫院」ヲ「各醫學專門學校附屬醫院」ニ同

校教授」ヲ「當該學校教授」ニ改ム

第十二條ノ三中「前橋醫學專門學校、青森醫學專門學校、松本醫學專門學校」ヲ「各

醫學專門學校」ニ、「前橋醫學專門學校附屬醫院」ヲ「各醫學專門學校附屬醫院」ニ改

ム

第十二條ノ四中「附屬電波技術專修學校生徒」ヲ「附屬電波工業學校生徒」ニ改ム

第二條 文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

盛岡農林專門學校ノ項教授ノ欄中「二十一人」ヲ「二十八人」ニ、同項助教授ノ欄中「十四

人」ヲ「十六人」ニ、同項助手ノ欄中「一人」ヲ「三人」ニ、同項主任事務補ノ欄中「一

人」ヲ「二人」ニ改ム

上田織維專門學校ノ項助手ノ欄中「二人」ヲ「三人」ニ改ム

東京織維專門學校ノ項助手ノ欄中「二人」ヲ「三人」ニ改ム

鳥取農林專門學校ノ項教授ノ欄中「二十九人」ヲ「三十人」ニ、同項助教授ノ欄中「十五

人」ヲ「十六人」ニ、同項助手ノ欄中「三人」ヲ「四人」ニ、同項主任事務補ノ欄中「一

人」ヲ「二人」ニ改ム

宇都宮農林專門學校ノ項教授ノ欄中「二十九人」ヲ「三十二人」ニ、同項主任事務補ノ欄中「十

五人」ヲ「十六人」ニ、同項助手ノ欄中「三人」ヲ「四人」ニ改ム

岐阜農林專門學校ノ項教授ノ欄中「三十人」ヲ「三十三人」ニ、同項助教授ノ欄中「十七

人」ヲ「十九人」ニ、同項助手ノ欄中「三人」ヲ「四人」ニ、同項主任事務補ノ欄中「一

人」ヲ「二人」ニ改ム

長崎經濟專門學校ノ項教授ノ欄中「十五人」ヲ「十八人」ニ、同項助教授ノ欄中「五

人」ヲ「二人」ニ、同項書記ノ欄中「四人」ヲ「二人」ニ改ム

山口經濟專門學校ノ項教授ノ欄中「二十五人」ヲ「二十六人」ニ、同項主任事務補ノ欄中「七

人」ヲ「八人」ニ改ム

名古屋經濟專門學校ノ項教授ノ欄中「十四人」ヲ「十八人」ニ、同項助教授ノ欄中「三

人ヲ「二」人ニ、同項書記ノ欄中「四」人ヲ「二」人ニ改ム
 彦根經濟專門學校ノ項教授ノ欄中「十三人」ヲ「六」人ニ、同項助教ノ欄中「四」人ヲ「二」人ニ、同項書記ノ欄中「四」人ヲ「二」人ニ改ム
 和歌山經濟專門學校ノ項教授ノ欄中「十三人」ヲ「六」人ニ、同項助教ノ欄中「四」人ヲ「二」人ニ、同項書記ノ欄中「四」人ヲ「二」人ニ改ム
 横濱經濟專門學校ノ項教授ノ欄中「十二人」ヲ「六」人ニ、同項助教ノ欄中「四」人ヲ「二」人ニ、同項書記ノ欄中「四」人ヲ「二」人ニ改ム
 高松經濟專門學校ノ項教授ノ欄中「二十人」ヲ「十二」人ニ、同項助教ノ欄中「六」人ヲ「七」人ニ改ム
 高岡經濟專門學校ノ項教授ノ欄中「十三人」ヲ「六」人ニ、同項助教ノ欄中「四」人ヲ「二」人ニ、同項書記ノ欄中「四」人ヲ「二」人ニ改ム
 長崎工業經營專門學校ノ項教授ノ欄中「九」人ヲ「七」人ニ、同項助教ノ欄中「四」人ヲ「六」人ニ、同項書記ノ欄中「四」人ヲ「二」人ニ改ム
 名古屋工業經營專門學校ノ項教授ノ欄中「九」人ヲ「十五」人ニ、同項助教ノ欄中「四」人ヲ「六」人ニ、同項助教ノ欄中「一」人ヲ「二」人ニ、同項書記ノ欄中「一」人ヲ「二」人ニ、同項書記ノ欄中「一」人ヲ「二」人ニ改ム

「二」人ヲ「四」人ニ改ム
 横濱工業經營專門學校ノ項教授ノ欄中「十」人ヲ「十六」人ニ、同項助教ノ欄中「四」人ヲ「六」人ニ、同項助教ノ欄中「一」人ヲ「二」人ニ、同項書記ノ欄中「一」人ヲ「二」人ニ改ム
 前橋醫學專門學校ノ項教授ノ欄中「十五人」ヲ「二十一」人ニ、同項助教ノ欄中「九」人ヲ「十三」人ニ、同項助教ノ欄中「十一人」ヲ「十八」人ニ、同項書記ノ欄中「七」人ヲ「八」人ニ改ム
 青森醫學專門學校ノ項教授ノ欄中「八」人ヲ「十五」人ニ、同項助教ノ欄中「五」人ヲ「九」人ニ、同項助教ノ欄中「三」人ヲ「十」人ニ、同項書記ノ欄中「三」人ヲ「五」人ニ改ム
 松本醫學專門學校ノ項教授ノ欄中「八」人ヲ「十五」人ニ、同項助教ノ欄中「五」人ヲ「九」人ニ、同項助教ノ欄中「三」人ヲ「十」人ニ、同項書記ノ欄中「三」人ヲ「五」人ニ改ム
 松本醫學專門學校ノ項ノ次ニ五ノ如ク加フ

醫學專門學校	一人	三人	一人	八人	一人	八人	一人	八人	一人	八人
--------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

德島醫學專門學校	一人	三人	一人	十三人	十八人	一人
米子醫學專門學校	一人	八人	一人	五人	五人	一人

熊本藥學專門學校ノ項教授ノ欄中「十二人」ヲ「十五人」ニ、同項助教授ノ欄中「三人」ヲ「四人」ニ、同項助手ノ欄中「一人」ヲ「二人」ニ改ム
 京都工業專門學校ノ項教授ノ欄中「四十人」ヲ「四十五人」ニ、同項助教授ノ欄中「二十人」ヲ「二十三三人」ニ、同項助手ノ欄中「六人」ヲ「八人」ニ改ム
 名古屋工業專門學校ノ項教授ノ欄中「六十一人」ヲ「六十二人」ニ改ム
 熊本工業專門學校ノ項教授ノ欄中「四十三人」ヲ「七人」ニ、同項助教授ノ欄中「一人」ヲ「二十三人」ニ、同項助手ノ欄中「七人」ヲ「一人」ニ、同項生徒主事補ノ欄中「一人」ヲ「二人」ニ改ム
 桐生工業專門學校ノ項教授ノ欄中「三十三人」ヲ「七人」ニ、同項助教授ノ欄中「十五人」ヲ「十九人」ニ、同項助手ノ欄中「五人」ヲ「六人」ニ改ム
 横濱工業專門學校ノ項教授ノ欄中「四十四人」ヲ「五十二人」ニ、同項助教授ノ欄中「三十人」ヲ「二十八人」ニ、同項助手ノ欄中「八人」ヲ「一人」ニ改ム
 廣島工業專門學校ノ項教授ノ欄中「三十九人」ヲ「四十四人」ニ、同項助教授ノ欄中「二十人」ヲ「二十一人」ニ、同項助手ノ欄中「七人」ヲ「八人」ニ改ム
 金澤工業專門學校ノ項教授ノ欄中「三十七人」ヲ「四十四人」ニ、同項助教授ノ欄中「七人」ヲ「二十一人」ニ、同項助手ノ欄中「五人」ヲ「七人」ニ、同項生徒主事補ノ欄中「一人」ヲ「二人」ニ改ム
 仙臺工業專門學校ノ項教授ノ欄中「四十三人」ヲ「四十五人」ニ、同項助教授ノ欄中「三人」ヲ「二十五人」ニ、同項助手ノ欄中「六人」ヲ「七人」ニ、同項生徒主事補ノ欄中「一人」ヲ「二人」ニ改ム
 明治工業專門學校ノ項教授ノ欄中「四十三人」ヲ「四十七人」ニ、同項助教授ノ欄中「十五人」ヲ「二十人」ニ、同項助手ノ欄中「五人」ヲ「八人」ニ、同項生徒主事補ノ欄中「一人」ヲ「二人」ニ改ム
 東京工業專門學校ノ項教授ノ欄中「三十一人」ヲ「三十八人」ニ、同項助教授ノ欄中「二十二人」ヲ「二十五人」ニ、同項助手ノ欄中「四人」ヲ「六人」ニ、同項生徒主事補ノ欄中「八人」ヲ「十二人」ニ、同項助手ノ欄中「七人」ヲ「九人」ニ改ム
 同項書記ノ欄中「十三人」ヲ「十四人」ニ改ム
 神戸工業專門學校ノ項教授ノ欄中「四十一人」ヲ「四十三人」ニ改ム
 廣松工業專門學校ノ項教授ノ欄中「四十五人」ヲ「五十一人」ニ、同項助教授ノ欄中「十人」ヲ「十一人」ニ改ム

同項助教授ノ欄中「七人」ヲ「八人」ニ改ム
 同項助教授ノ欄中「三十七人」ヲ「四十四人」ニ、同項助教授ノ欄中「七人」ヲ「二十一人」ニ、同項助手ノ欄中「五人」ヲ「七人」ニ、同項生徒主事補ノ欄中「一人」ヲ「二人」ニ改ム
 同項助教授ノ欄中「四十三人」ヲ「四十五人」ニ、同項助教授ノ欄中「三人」ヲ「二十五人」ニ、同項助手ノ欄中「六人」ヲ「七人」ニ、同項生徒主事補ノ欄中「一人」ヲ「二人」ニ改ム
 同項助教授ノ欄中「四十三人」ヲ「四十七人」ニ、同項助教授ノ欄中「十五人」ヲ「二十人」ニ、同項助手ノ欄中「五人」ヲ「八人」ニ、同項生徒主事補ノ欄中「一人」ヲ「二人」ニ改ム
 同項助教授ノ欄中「三十一人」ヲ「三十八人」ニ、同項助教授ノ欄中「二十二人」ヲ「二十五人」ニ、同項助手ノ欄中「四人」ヲ「六人」ニ、同項生徒主事補ノ欄中「八人」ヲ「十二人」ニ、同項助手ノ欄中「七人」ヲ「九人」ニ改ム
 同項書記ノ欄中「十三人」ヲ「十四人」ニ改ム
 神戸工業專門學校ノ項教授ノ欄中「四十一人」ヲ「四十三人」ニ改ム
 廣松工業專門學校ノ項教授ノ欄中「四十五人」ヲ「五十一人」ニ、同項助教授ノ欄中「十人」ヲ「十一人」ニ改ム

人レヲ「二十五人」ニ、同項助手ノ欄中「九人」ヲ「十二人」ニ改ム
 徳島工業専門學校ノ項教授ノ欄中「三十八人」ヲ「四十四人」ニ、同項助教授ノ欄中「十六人」ヲ「三十一人」ニ、同項助手ノ欄中「五人」ヲ「七人」ニ、同項生徒主事補ノ欄中「一人」ヲ「二人」ニ改ム

山梨工業専門學校ノ項教授ノ欄中「四十人」ヲ「四十三人」ニ、同項助教授ノ欄中「十五人」ヲ「十八人」ニ、同項助手ノ欄中「五人」ヲ「六人」ニ改ム
 秋田鉱山専門學校ノ項教授ノ欄中「五十三人」ヲ「五十七人」ニ、同項助教授ノ欄中「二十四人」ヲ「二十六人」ニ改ム

工業専門學校ノ項教授ノ欄中「二十六人」ヲ「三十七人」ニ、同項生徒主事補ノ欄中「一人」ヲ「二人」ニ改ム
 多賀工業専門學校ノ項教授ノ欄中「三十二人」ヲ「三十四人」ニ、同項助教授ノ欄中「十四人」ヲ「十五人」ニ改ム
 大阪工業専門學校ノ項教授ノ欄中「四十一人」ヲ「四十六人」ニ、同項助教授ノ欄中「十九人」ヲ「二十一人」ニ、同項助手ノ欄中「六人」ヲ「七人」ニ改ム

久留米工業専門學校ノ項教授ノ欄中「三十一人」ヲ「三十三人」ニ、同項助教授ノ欄中「十四人」ヲ「十五人」ニ改ム
 長野工業専門學校ノ項教授ノ欄中「十九人」ヲ「二十五人」ニ、同項助教授ノ欄中「十人」ヲ「十二人」ニ、同項助手ノ欄中「二人」ヲ「三人」ニ、同項書記ノ欄中「五人」ヲ「六人」ニ改ム
 彦根工業専門學校ノ項教授ノ欄中「十人」ヲ「十六人」ニ、同項助教授ノ欄中「四人」ヲ「七人」ニ、同項助手ノ欄中「一人」ヲ「二人」ニ、同項書記ノ欄中「二人」ヲ「四人」ニ改ム

四歌山工業専門學校ノ項教授ノ欄中「十人」ヲ「十六人」ニ、同項助教授ノ欄中「四人」ヲ「七人」ニ、同項助手ノ欄中「一人」ヲ「二人」ニ、同項書記ノ欄中「二人」ヲ「四人」ニ改ム
 高岡工業専門學校ノ項教授ノ欄中「十人」ヲ「十六人」ニ、同項助教授ノ欄中「四人」ヲ「七人」ニ、同項助手ノ欄中「一人」ヲ「二人」ニ、同項書記ノ欄中「二人」ヲ「四人」ニ改ム

函館水産専門學校ノ項教授ノ欄中「二十一人」ヲ「二十七人」ニ、同項助教授ノ欄中「十四人」ヲ「十五人」ニ、同項助手ノ欄中「二人」ヲ「三人」ニ、同項書記ノ欄中「六人」ヲ「七人」ニ改ム

東京外事専門學校ノ項教授ノ欄中「四十二人」ヲ「三十八人」ニ改ム

大阪外書專門學校ノ項教授ノ欄中「二十六人」ヲ「二十七人」ニ、同項助教ノ欄中「七人」ヲ「八人」ニ改ム

東京醫學齒學專門學校ノ項教授ノ欄中「三十一人」ヲ「三十八人」ニ、同項助教ノ欄中「二十人」ヲ「二十四人」ニ、同項助手ノ欄中「二十五人」ヲ「二十九人」ニ、同項書記ノ欄中「十五人」ヲ「十七人」ニ、同項生徒主事補ノ欄中「一人」ヲ「二人」ニ改ム

東京美術學校ノ項教授ノ欄中「二十九人」ヲ「三十六人」ニ、同項助教ノ欄中「十八人」ヲ「十六人」ニ改ム

青森醫學專門學校ノ技手ハ專任一人、レノ下ニ「同校附屬醫院ノ藥局長ハ專任一人、其劑手ハ專任一人、看護長ハ專任四人」ヲ「松本醫學專門學校ノ技手ハ專任一人、レノ下ニ「同校附屬醫院ノ藥局長ハ專任一人、其劑手ハ專任一人、看護長ハ專任四人、樺太醫學專門學校ノ技手ハ專任一人、同校附屬醫院ノ藥局長ハ專任一人、其劑手ハ專任一人、看護長ハ專任五人、米子醫學專門學校ノ技手ハ專任一人、同校附屬醫院ノ藥局長ハ專任一人、其劑手ハ專任一人、看護長ハ專任一人、函館水産專門學校ノ技手ハ專任三人、レニ、「看護長ハ專任六人、レヲ「看護長ハ專任七人」ニ改ム

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ樺太廳諸學校官制ニ規定スル樺太醫學專門學校ノ學校長、教授、生徒主事、助教、助手、書記若ハ生徒主事補又ハ同校附屬醫院ノ藥局長、其劑手若ハ看護婦長ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレハルトモハ夫々本令ニ依ル樺太醫學專門學校ノ校長、教授、生徒主事、助教、助手、書記若ハ生徒主事補又ハ同校附屬醫院ノ藥局長、其劑手若ハ看護婦長ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレサルモトキハ本令ニ依ル樺太醫學專門學校ノ技手ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

附則

本令施行ノ際現ニ樺太廳諸學校官制ニ規定スル樺太醫學專門學校ノ學校長、教授、生徒主事、助教、助手、書記若ハ生徒主事補又ハ同校附屬醫院ノ藥局長、其劑手若ハ看護婦長ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレハルトモハ夫々本令ニ依ル樺太醫學專門學校ノ校長、教授、生徒主事、助教、助手、書記若ハ生徒主事補又ハ同校附屬醫院ノ藥局長、其劑手若ハ看護婦長ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレサルモトキハ本令ニ依ル樺太醫學專門學校ノ技手ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ權太應諸學校官制ニ規定スル權太醫學專門學校ヲ河爲醫院ノ技士
ニシテ休職中ノモノ別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ休職ノ後五令ニ依ル權太醫
學專門學校ノ技士ニ同官俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

理由

權太内地行政一元化ニ伴ヒ權太醫學專門學校ヲ文部省ニ移管シ且戰時下醫師養成機關整備充テ爲徳島縣立徳島醫學專門學校ノ官立ニ移管スルト共ニ米子ニ醫學專門學校ヲ創設シ青森及弘前醫學專門學校ニ附屬醫院ヲ開設スルノ外東京工業專門學校附屬電氣技術専修學校ノ内務刷新ニ伴ヒ其ノ名稱ヲ変更セントスルニ依リ直轄諸學校官制ヲ改正スルノ要アリ又右學校移
院ノ開設ノ外農業、藥學、工業、水産及外事專門學校ニ於テ
設、施設ノ擴張並ニ教育ニ關スル戰時非常措置方策ニ基ク學校ニ依ル明白
工業專門學校、東京外事專門學校及東京美術學校ノ修業年限ノ短縮並ニ新設學
校、轉換學校、設置學科等ノ學年進行ニ伴ヒ職員定員ヲ増減セントスルニ依リ
直轄諸學校職員定員令ノ改正ノ要アルニ依ル

勅令第百三十一號

昭和三十一年三月二十一日

第一條 高等師範學校官制中左ノ通改正ス

第一條中金澤高等師範學校ノ次ニ左ノ如ク加フ

岡崎高等師範學校

第四條第二項中「金澤高等師範學校長」ノ下ニ「及岡崎高等師範學校長」ヲ

加フ

第十一條中東京高等師範學校ノ項教授ノ欄中「七十七人」ヲ「八十三人」ニ、

教諭ノ任モトメ、欄中「二十八人」ヲ「二十七人」ニ、助教ノ欄中「二十四人」

ヲ「二十七人」ニ、助手ノ欄中「四人」ヲ「六人」ニ、書記ノ欄中「十

六人」ヲ「十七人」ニ改ム

同條中廣島高等師範學校ノ項教授ノ欄中「六十人」ヲ「六十五人」ニ、

任モトメ、欄中「十五人」ヲ「十六人」ニ、助教ノ欄中「十四人」ヲ「十六人

」ニ、助手ノ欄中「三人」ヲ「四人」ニ、書記ノ欄中「九人」ヲ「十

人」ニ改ム

同條中金澤高等師範學校ノ項教授ノ欄中「八人」ヲ「十五人」ニ、助教

ノ欄中「三人」ヲ「六人」ニ、助手ノ欄中「一人」ヲ「二人」ニ、

書記ノ欄中「三人」ヲ「五人」ニ改メ同項ノ次ニ左ノ如ク加フ

岡崎高等師範學校	一人	十三人	一人	一人	一人	一人	三人	一人
----------	----	-----	----	----	----	----	----	----

第二條 文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「奈良女子高等師範學校」ノ次ニ左ノ如ク加フ

廣島女子高等師範學校

樺太師範學校

三條中「沖繩師範學校」次ニ左ノ如ク加フ
樺太青年師範學校

第二條中「東京農業教育專門學校及」ヲ「東京農業教育專門學校ニ農業教員養成所及女子農業教員養成所ヲ、」ニ改ム

第三條中「及字部工業專門學校」ヲ「字部工業專門學校及室蘭工業專門學校」ニ改ム

第三條ノ二、函館水産專門學校ニ水産教員養成所ヲ附設ス

第十一條第一項中「女子高等師範學校ニ教諭、」ヲ「附屬高等女學校ヲ置ク女子高等師範學校ニ教諭、」附屬國民學校ヲ置ク女子高等師範學校ニ改ム

第十八條中「及字部工業專門學校」ヲ「字部工業專門學校、函館水産專門學校」ニ改ム

校」ニ改ム

第十八條ノ二中「都道府縣」ヲ「樺太又ハ都道府縣」ニ改ム

三條 文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京女子高等師範學校ノ項教授ノ欄中「四十一人」ヲ「四十二人」ニ、助教ノ欄中「十七人」ヲ「十九人」ニ、書記ノ欄中「九人」ヲ「十人」ニ、メ奈良女子高等師範學校ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

廣島女子高等師範學校	一人	九人	二十二	一人	三人	二十三	一人	七
樺太師範學校	一人	十二	三	一人	十三	四	八	一人

北海道第一師範學校ノ項乃至沖繩師範學校ノ項ヲ左ノ如ク改ム

北海道第一師範學校	一人	二十六	六	一人	十三	六	十五	一人
北海道第二師範學校	一人	二十	一	一人	十一	四	十五	一人

埼玉師範學	千葉師範學	東京第一師範學	東京第二師範學	神奈川師範學	新潟第一師範學	新潟第二師範學	富山師範學	石川師範學
一	一	一	一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人	人	人	人
二十九	二十九	四十六	四十八	三十七	二十七	十六	二十	二十四
六	六	十	八	八	六	六	六	六
人	人	人	人	人	人	人	人	人
二	二	二	二	二	二	二	二	二
人	人	人	人	人	人	人	人	人
一	一	一	一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人	人	人	人
十四	十四	二十三	二十	十九	十三	八	十三	十四
六	六	十二	八	八	四	四	六	六
人	人	人	人	人	人	人	人	人
二十八	二十一	四十五	四十二	三十五	二十九	十七	二十一	二十八
二	一	二	二	二	二	二	一	二
人	人	人	人	人	人	人	人	人
一	一	一	一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人	人	人	人
十八	九	十八	十八	九	十八	七	九	十八
二	二	二	二	二	二	一	二	二
人	人	人	人	人	人	人	人	人

北海道第三師範學	岩手師範學	宮城師範學	秋田師範學	山形師範學	福島師範學	茨城師範學	栃木師範學	群馬師範學
一	一	一	一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人	人	人	人
二十五	三十	三十	三十	三十一	三十五	三十三	三十	三十一
五	六	六	六	六	七	六	六	六
人	人	人	人	人	人	人	人	人
一	一	一	一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人	人	人	人
十四	十五	十五	十五	十六	十七	十七	十五	十六
六	六	六	六	六	八	六	六	六
人	人	人	人	人	人	人	人	人
十八	二十	二十	十八	二十四	三十六	二十八	二十七	三十三
一	一	二	二	二	二	二	二	二
人	人	人	人	人	人	人	人	人
一	一	一	一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人	人	人	人
九	九	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八
二	二	二	二	二	二	二	二	二
人	人	人	人	人	人	人	人	人

廣島師範學	山形師範學	島根師範學	鳥取師範學	和歌山師範學	奈良師範學	兵庫師範學	大阪第一師範學	京都師範學
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
三十五人	二十九人	二十四人	二十三	二十七人	三十三人	三十一人	三十五人	三十三人
六	六	六	六	六	六	十一	九	六
八	八	八	八	八	八	八	八	八
一人						一人	一人	
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
十七人	十四人	十三人	十二人	十四人	十二人	三十五人	二十八人	十七人
六	六	六	六	六	六	十二	十	六
人	人	人	人	人	人	人	人	人
三十一人	三十三人	十八人	十三人	十八人	三十八人	三十二人	三十六人	二十六人
二		一人	一人	一人	二	二	二	二
八	八	八	八	八	八	八	八	八
	八				八	八	八	八
		九人	九人	九人	十人	九人	二人	一人
二人	一人	二人	二人	二人	三人	三人	三人	三人

滋賀師範學	三重師範學	愛知第一師範學	愛知第二師範學	靜岡第一師範學	靜岡第二師範學	岐阜師範學	長野師範學	山梨師範學	龍井師範學
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
二十四人	三十人	二十六人	三十二人	十六人	二十六人	二十九人	三十五人	二十四人	三十三人
六	六	六	八	六	六	六	七	六	六
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
二人	二人	一人	一人	一人	一人		一人	一人	一人
一人			一人						
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
十三人	十五人	十三人	十六人	八人	十四人	十四人	十七人	十三人	十二人
六	六	六	八	四	八	六	八	六	六
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
三十七人	三十八人	十九人	三十六人	十八人	三十二人		三十三人	二十五人	十三人
二	二	一人	三人	一人	三人		二人	一人	一人
八	八	八	八	八	八		八	八	八
	八		八		八			八	
十人	十人	十人	九人	七人	十人	九人	八人	九人	十人
三人	三人	三人	三人	一人	三人	三人	三人	三人	三人

岩手青年師範	青森青年師範	北海道青年師範
一人	一人	一人
七	一	十四
八	八	八
四	二	七
八	八	八
二	二	二
八	八	八

北海道青年師範學校ノ項乃至沖繩青年師範學校ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大分師範	官立師範	鹿兒島師範	沖繩師範
一人	一人	一人	一人
二十八	二十四	三十五	二十四
六	六	七	六
八	八	八	八
二	二	二	二
一	一	一	一
十三	十二	十七	十三
六	六	八	六
八	八	八	八
三十一	二十八	三十九	三十一
二	二	二	二
十	十	十	十
八	八	八	八
二	二	二	二

大分師範學校ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

山口師範	徳島師範	香川師範	愛媛師範	高知師範	福岡第一師範	福岡第二師範	佐賀師範	長崎師範	熊本師範
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
三十	二十四	二十四	三十三	二十八	三十三	三十一	二十四	三十一	二十七
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十五	十三	十三	十六	十二	十六	十一	十三	十六	十三
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
三十三	三十一	三十	二十八	三十二	三十三	三十一	三十一	三十一	二十九
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

大分師範	官立師範	鹿兒島師範	沖繩師範	山口師範	徳島師範	香川師範	愛媛師範	高知師範	福岡第一師範	福岡第二師範	佐賀師範	長崎師範	熊本師範
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
二十八	二十四	三十五	二十四	三十	二十四	二十四	三十三	二十八	三十三	三十一	二十四	三十一	二十七
六	六	七	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十三	十二	十七	十三	十五	十三	十三	十六	十二	十六	十一	十三	十六	十三
六	六	八	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
三十一	二十八	三十九	三十一	三十三	三十一	三十	二十八	三十二	三十三	三十一	三十一	三十一	二十九
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

廣島青年師	山口青年師	徳島青年師	香川青年師	愛媛青年師	高知青年師	福岡青年師	佐賀青年師	長門青年師	熊本青年師
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
七人	十二人	七人	九人	十二人	七人	十一人	七人	十一人	七人
三人	一人								
六人	六人	六人	六人	六人	六人	六人	六人	六人	六人
九人	十三人								
三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人

三浦青年師	筑前青年師	京師青年師	大坂青年師	兵庫青年師	奈良青年師	和歌山青年師	鳥取青年師	島根青年師	岡山青年師
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
十一人	七人	四人	十七人	十三人	五人	七人	七人	十二人	十一人
一人	一人								三人
六人	四人	二人	九人	六人	二人	四人	四人	六人	五人
一人	一人								九人
一人	一人	一人	三人	二人	二人	二人	二人	三人	三人

めくれず

大分青年師範學校	宮崎青年師範學校	鹿児島青年師範學校	沖繩青年師範學校
一人	一人	一人	一人
七人	七人	十二人	五人
		三人	
		一人	
二人	六人	四人	二人
	十一人		
二人	三人	二人	三人

第三項中「都道府縣内」ヲ「樺太又ハ都道府縣内」ニ改ム

第四條 高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十條第二項中「八十五人」ヲ「九十六人」ニ改ム

第十四條中「樺太廳諸學校校長」ヲ「樺太廳諸學校校長及青年師範學校校長」ニ改ム

第十五條中「樺太廳諸學校教諭」ヲ「樺太廳諸學校教諭」ニ改ム

附則

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ樺太師範學校又ハ樺太青年師範學校ノ學校長、教授、生徒主事、教諭、助教、訓導、養護訓導、書記又ハ生徒主事補ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ夫々樺太師範學校又ハ樺太青年師範學校ノ校長、教授、生徒主事、教諭、助教、訓導、養護訓導、書記又ハ生徒主事補ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ樺太師範學校又ハ樺太青年師範學校ノ學校長、教授、生徒主事、教諭、助教、訓導、養護訓導、書記又ハ生徒主事補ニシテ休職中ノモノハ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘夫々樺太師範學校又ハ樺太青年師範學校ノ校長、教授、生徒主事、教諭、助教、訓導、養護訓導、書記又ハ生徒主事補ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

第二項ノ規定ハ文言任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

理由

高等師範學校及女子高等師範學校、創設或ニ高等師範學校、女子高等師範學校、
急遽學校及青年師範學校、學生進行、全級増加、整備及附屬学園、設置等ニ伴
ヒ改正ノ要アルニ依ル

裏面白紙

新令第 號

樺太廳諸學校官制中左ノ欄改正ス

第十條中「樺太醫學專門學校」

第二條中

樺太師範學校

ヲ削ル

樺太青年師範學校」

第二條乃至第三條ノ二 削除

第五條第二項ヲ削ル

第六條中「師範學校」在リテハ三人以内トシ」ヲ削ル

第七條第二項及第三項ヲ削ル

第八條 教諭ハ生徒ノ教育ヲ掌ル

第九條乃至第十二條、第十三條ノ二乃至第十五條、第十七條及第

十八條ヲ削リ第十三條ヲ第九條、第十六條ヲ第十條トス

別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表)

(地方)

内務省

規程P.1

裏面白紙

樺太廳諸學校職員定員表

學校名	學校長	教諭	書記
大泊中學校	一人	三十二人	一人
豊原中學校	一人	三十人	二人
眞岡中學校	一人	二十三	一人
敷香中學校	一人	十七人	一人
恵須取中學校	一人	十七人	一人
豊原高等女學校	一人	三十三人	一人
大泊高等女學校	一人	十六人	一人
眞岡高等女學校	一人	十八人	一人
泊居高等女學校	一人	八人	一人
豊北農業學校	一人	十六人	一人
豊原工業學校	一人	二十四人	一人
本斗水産學校	一人	二十二	一人

附則
本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

内務省

規格外

59

神太廳諸學校職員定員表

昭和十九年四月五日勅令第一八八號
 昭和十九年三月勅令第一二七号
 神太廳諸學校職員定員表

學校名	學校長	教員	配	
大沼中學校	一人	三十一人	一人	(三名増)
豊原中學校	一人	三十八人	二人	
真岡中學校	一人	二十二三人	一人	
新倉中學校	一人	十七人	一人	
惠須取中學校	一人	十七人	一人	(三名増)
豊原高等女學校	一人	三十二人	一人	
大沼高等女學校	一人	十六人	一人	
真岡高等女學校	一人	二十人	一人	
泊居高等女學校	一人	八人	一人	
豊北農業學校	一人	十六人	一人	
豊原工業學校	一人	二十四人	一人	(五名増) (五名減)
本斗水産學校	一人	十二人	一人	

昭和二十年度中學校學級數並^員教^員標準數

計	學校名	十九年度					二十年度					標準	差引	增減
		學級數	學級數	奏任	判任	計	學級數	學級數	奏任	判任	計			
七二	大泊中學校	一九	一六	七	二	三	一六	一六	七	二	三	△	△	△
	豊原中學校	二〇	一六	七	二	三	一六	一六	七	二	三	△	△	△
	真岡中學校	一五	一二	五	一	二	一四	一四	四	一	二	△	△	△
	敷香中學校	一〇	八	四	一	一	八	八	四	一	一	△	△	△
	惠須取中學校	八	八	四	一	一	八	八	四	一	一	△	△	△
計		七二	六〇	二七	八七	二四	二五	九五	三〇	△	二	八	六	六

裏面白紙

裏面白紙

昭和二十年度實業學校學級數並ニ教員標準數

學校名	十九年度		二十年度		十九年度定員	標準定員		差引増減
	學級數	學級數	奏任	判任		奏任	判任	
豊原工業學校	一一	一一	五	四	一九	二四	二九	一〇
豊原農事學校	九	九	四	二	一六	二〇	二四	八
本斗水産學校	六	六	三	九	二	一八	二一	九
計	二六	二六	一二	一六	四八	六二	七四	二六

備考

豊原工業學校土木建築科ハ第一學年ニ在リテ
併科トシ第二學年ニ於テ土木科、建築科ニ分
離夫々獨立學級トスルモノトス

日 月 付 受 及 贈

甲乙ノ換別

號受	號受	號受	號受	號受	號受	號受	號受	號受	號受
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

20 8 26

八六

決判 月 日文書課長 施行 月 日

昭和二十年 三月十九日 付 局 受 月 日 號 送 月 日

局長

主 査 人 事 課

大臣了

次 官

地方局長

文書課長

總務課長

内務課長

課長

請 議 案

樺太府官制外三勅令中改正ノ要了
リ別紙勅令案ヲ提出ス
右閣議ヲ請フ

規格 B5

63

三月三日

日	日
日	日
日	日
日	日
日	日
日	日
日	日
日	日
日	日
日	日

内閣總理大臣宛
年 月 日

大臣

裏面白紙

勅令第 二二四 號

第一條 樺太廳官制中左ノ通改正ス

令改正スルニ

第一條 第一項中「事務官 專任十七人」ト「警務官 專任十九人」

ニ「「屬 專任二百三十九人」ヲ「屬 專任二百三十七人」ニ改ム

仕舞ニ、第二條 都府廳兩府職員等設置制中左ノ通改正ス

第一條 第一項樺太廳ノ部中「警部 專任四人」ヲ「警部 專任五人」

ニ「「警部補 專任二十六人」ヲ「警部補 專任二十六人」ニ改ム

第三條 樺太公文書改訂制中左ノ通改正ス

第一條 第一項中「教諭 附任」ヲ「教諭 兼任」ニ改ム

第四條 高等官官等表附令中左ノ通改正ス

第十五條 中「樺太公文書改訂制」ノ次ニ「樺太公文書青年學級」

添ヘテ加フ

附 別

本令ハ昭和十一年四月十日ヨリ施行ス

原本不明瞭

裏面白紙

増税ニ伴フ税金百餘萬ノ爲爲ノ昇格ニ依リ事務官二人、勞務税制及
賃金取締ニ關シテ、事務官一人、管領補員一人ヲ夫々増員スルノ要アルト探
 知ス。又、事務官ニ於ケル委任状ノ設置ニ伴ヒ、太公文學校官制及高
 等科ニ於テ、事務官ノ要アルトニ候ル。

樺太廳官制定員表 (昭和二十年三月一日現在)

官名	現行	増	減	正	備
官長	一			一	
部長	四			四	
書記官	四			四	
事務官	一七		二	一九	増員三件(三月)
視學官	一			一	
警視	一〇			一〇	
技師	一五			一五	
視學	八			八	
警務官	二九	△		二八	増員二件(三月) 爲振替ニ取ル
警務官	一			一	
警務官	二九			二九	
技師	一三〇			一三〇	

通譯	四
警部	四
警務官	二三四
技師	二三四

樺太總部内臨時職員定員表 (昭和二十年三月一日現在)

官名	官	警	視	師	手	部	部
現行定員	五	一	二六	三三〇	四	二二	二二
増△							四
改正定員	五	一	二六	三三〇	五	二六	二六
備考						一人(三月)	四人(三月)

警 警務統制及賃金取締課長此
 視 警務統制及賃金取締課長此
 師 警務統制及賃金取締課長此
 手 警務統制及賃金取締課長此
 部 警務統制及賃金取締課長此
 部 警務統制及賃金取締課長此

裏面白紙

昭和二十年及内務省所管樟太廳特別會計
 歳入歳出追加豫定計算書各目明細書(其)
 歳出經常部

第二款 一般費

第一項 薪不怠本廳

目	二十年及追加豫定額
一 俸給	三,三六〇

員	數	單位	金額
主任	1	人	3,360
係長	2	人	6,720
本	16	人	33,600
事務官	8	人	16,800

昭和二十年度内務省所管簿本廳特別會計
 歳入歳出追加豫定計算書各目明細書(抄)

歳出臨時費

第一款 一般費

第七項 臨時諸要務費
 二十年度追加豫定額
 一三八〇〇

本	爲	爲	爲
部	部	部	部
一	一	一	一
七二〇	一〇八〇	三二四〇	七二〇〇
二八八〇	一〇八〇	三二四〇	七二〇〇

裏面白紙

一 増税ニ伴フ稅務事務強化ニ係スル職員

事務官 二人 増員
屬 二人 減員

此等事件以テ相次グ續制改正ニ依リ益々稅務行政ハ複雑シ且重要性ヨ加フル
ノ時ニ當リ之ガ執行ノ適否ハ國家歳入ニ及ボス影響不尠ナル處稅務從事員ノ
事務執行ノ指揮ニ當レノ長ハ北海道、府縣及朝鮮ハ原ニ一統稅務管下組織ニ
入額年間百萬圓乃至百五十萬圓餘ニ於テ高等官署長ヲ配置セラレアリ
雖テ樺太租稅收入額ヲ觀ルニ各支廳ニ於ケル昭和十八年度租稅收入額ハ五百
萬圓乃至一千六百萬圓ニ達シ昭和二十年度樺太廳租稅收入額初豫算額四十三
百萬圓ニ昇リ今次増税ニ於テ一千三百餘萬圓ノ增收ヲ奏タス豫定ナルモ現
在各支廳ノ司稅課長ハ判任官ナルヲ以テ府縣其ノ他ト、權衡上ヨリ考察シ新
年度ヨリ差當リ租稅歳入ノ多額ナル釧路、真岡支廳ノ判任課長二人ヲ事務官
ニ昇格シ之ガ指揮監督ニ當ラシメ以テ稅務行政ノ執行上遺憾ナキヲ期ス

裏面白紙

税務廳標準定員配置表
昭和二十年三月一日現在

區分	標準定員		増減定員		改正定員	
	標準	現在	増減	現在	改正	現在
内政部税務課	1	1	0	1	1	1
豊原支廳	2	2	0	2	2	2
英司支廳	1	1	0	1	1	1
惠須取支廳	1	1	0	1	1	1
豊香支廳	1	1	0	1	1	1
計	8	8	0	8	8	8

(定員表長クル事務官一人ハ本表ヨリ除ク)

最道ニ於ケル租稅收入額

種別	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年
市街定地稅	1,121,211	1,174,616	1,177,616	1,177,616	1,177,616	1,177,616
營業收發稅	1,294,400	1,677,511	1,822,475	1,842,646	1,822,475	1,822,475
酒稅	1,644,222	2,025,628	2,283,381	2,828,722	2,283,381	2,283,381
酒賣卸邊稅	531,149	555,244	575,244	575,244	575,244	575,244
砂糖清淨稅	44,800	28,322	22,718	48,900	57,622	65,450
(製糖業稅)	28,153	25,851	25,851	25,851	25,851	25,851
資本利子稅	2,047,940	2,779,819	2,926,140	2,926,140	2,926,140	2,926,140
法人所得稅	1,336,338	1,633,318	1,633,318	1,633,318	1,633,318	1,633,318
租稅	2,423,211	2,828,722	2,828,722	2,828,722	2,828,722	2,828,722

種別	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年
特別法人稅	1,434	1,855	2,855	1,855	1,855	1,855
臨時利得稅	15,822,296	1,306,812	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
通行稅	1,218,821	1,586,655	4,239,900	4,239,900	4,239,900	4,239,900
入場稅	44,113	1,061,326	2,842,292	2,842,292	2,842,292	2,842,292
物品稅	7,442,000	1,494,548	2,262,949	2,262,949	2,262,949	2,262,949
建業稅	1,322,211	433,640	49,911	49,911	49,911	49,911
遊樂飲食稅	7,989,718	1,484,775	4,770,520	7,642,516	9,776,822	7,394,768
廣告稅	1,111	1,819	1,819	1,819	1,819	1,819
特別行爲稅	1,111	1,819	1,819	1,819	1,819	1,819
其他	20,186	1,855	9,125	1,855	1,855	1,855
合計	28,874,969	11,725,722	21,055,284	23,740,525	25,079,221	24,350,818

内記種本及改註ニ於テハ秋券從事員等ノ

種	實	計	備
山形縣	新庄	坂下	平
秋券	100	100	100
改註	100	100	100
實	100	100	100
計	100	100	100
備	100	100	100

種	實	計	備
秋券	100	100	100
改註	100	100	100
實	100	100	100
計	100	100	100
備	100	100	100

ニ 勞務統制及賃金ノ取締履行ニ伴フ警察職務増進ニ要スル職員

警 部 一人
警 部 補 四人
増員

取極ノ緊迫化ニ伴フ急激ナル勞務ノ需要増加ニ對應シ適正ナル勞務ノ配置及
管理ハ前下與緊ノ要務ナリ。而シテ勞務給與制度ニ關連セル現時局下ニ於テ
後勞務者ハ各該業重業ニ於ケル基礎的勞務供給源トシテ重要ナル役割ヲ
當テ居ル所ナルニ此等日進勞務者ノ就勞統制ハ後取者シク不慮ナルニ依リ
進斯種勞務者ノ賃金ハ若シテ昂騰ラザルニ以テ戰後景氣進行ニ重大ナル障礙
ハツツアル實情ニ據テ政府ニ於テハ急務ト見。日進勞務者ノ就勞統制並
賃金改正ノ徹底シ曰進勞務者ノ最善策ノ爲メ該業重業ノ全區ニシテ是種
近ノ日進勞務者ノ就勞統制並賃金改正ノ徹底シ之ヲ統制ニ實績トシテ之
一層強壯シテ日進勞務者ノ管理ノ徹底ナルニ對シテ取ルベシトス。
然ルニ日進勞務者ニ對スル取締機關ハ現正極々手急脚急ニシテ其取締
機關ニ

朝ト信ラレザル實情ナルニ對テ警察部勤務警察ニ警部一人警部補二人並添
添警察署ニ警部補各一人ヲ増員シ以テ取締ノ爲メ取ルベシトス。

増員七ノ卜又七職員ノ務當事務

一、警察部職員ノ務當事務

1. 警本警察教員會ノ指導監督

警部 一人

2. 警察教員ニ付テ取締ノ指導監督

警部補 二人

3. 賃取取締ノ指導監督

二、警察署職員ノ務當事務

1. 課本警察教員會支部ノ指導監督並ニ本部卜ノ連絡

2. 警察教員ニ付テ取締ノ執行

3. 賃取取締ノ指導並ニ執行

警部補 二人

勞務者數額

種別	勞務者數額	日僱勞務者
並原野寮	一四二五〇	一二五〇
巷合	七六九〇	四八〇
大泊	四六九〇	五九〇
留多兒	二二一八〇	二一〇〇
莫家	一一七九〇	一〇七〇
本寺	八六八一	五一二
洞居	三〇八七	三三六
敷香	一二九五〇	一一五〇
知反	五五五〇	三五〇
元泊	三六七〇	一七〇
氣七	一五一〇	一〇〇
次原	五〇	七五〇

勞務者數額

種別	勞務者數額	日僱勞務者
並原野寮	一一一九六	一三二六
珍内	二二六二	二〇一
塔路	五、一三七	四一七
尾好	二、六九〇	一九〇
計	九七、四二一	九、三〇二

三 青年學校後進修ニ要スル職員

奏任教諭

二人

増員

測任教諭

二人

減員

標本ニ於ケル青年教育ニ關シテハ近年三分振作充實ニ努メテ結果青年學校最盛ニ於テ學費増進者、就學率ハ昭和十九年度ニ於テ九七・九五必ラ示シ教育内容モ亦漸次整備セラレツツアリ

此ニ要スル職員、青年學校ハ國民學校ニ併設セラレ青年學校長ハ併設ノ國民學校長ニ任シ之が専任員ヲ命ゼラレ居レルモ此等ニ關シテ青年教育ヲ一層充實スルニシムル爲メ本校ニ於テ大瀧 眞國ニ任立、青年學校ニ教諭ニ任シ之ヲ兼テ本校ノ兼任教諭ヲ充テ以テ青年學校長兼、其屬スル時々一層充實シ其ノ後進ヲ十全ニラシメントス

裏面白紙

一、各年學校數

年	公立	私立	合計	公立	私立	合計
十一年	四八	五二	一〇〇	五八	五二	一一〇
十二年	五八	五二	一一〇	五八	五二	一一〇
十三年	五八	五二	一一〇	五八	五二	一一〇
十四年	五八	五二	一一〇	五八	五二	一一〇
十五年	五八	五二	一一〇	五八	五二	一一〇
十六年	五八	五二	一一〇	五八	五二	一一〇
十七年	五八	五二	一一〇	五八	五二	一一〇
十八年	五八	五二	一一〇	五八	五二	一一〇
十九年	五八	五二	一一〇	五八	五二	一一〇
二十年	五八	五二	一一〇	五八	五二	一一〇

備考

二十年度に於て公立私立共増十を見込

裏面白紙

二、青森學校生徒数 (人、女)

年次	第一級	第二級	第三級	第四級	合計
十六年十月	五、四二八	四、八三三	四、三六一	一、八五〇	一六、四四二
十七年五月	五、〇五六	三、五七〇	四、九二一	二、〇九六	一五、六四三
十八年五月	四、四四五	三、八四八	四、〇一六	二、〇〇六	一五、四四五
十九年五月	四、二三五	三、一七五	三、五七〇	一、六八三	一三、六六三
二十年五月	五、八五八	四、〇〇一	三、二二八	二、二二五	一五、三一一

備考

一、二十年度ハ男子、成績ノ減少ハ此ノ原因ニ由ルベシト云フ
 二、女子ハ年齢段階者ハ一〇、一二八人ト推定コレハ二〇就学トシムルモ
 ノトシテ此ノ二、〇〇〇人ヲ前年度ノ各支縣生徒数、比年ニヨリ増加セリ

裏面白紙

三 公立青年學校學級數

年次	第一學級	第二學級	第三學級	第四學級
十七年度(至五月)	二八六	五〇	八二	一一〇
十八年度(至十二月)	四〇七	五〇	九八	一一八
十九年度(至五月)	四四七	五〇	一一七	一一〇
二十年度(至五月)	五一〇	五八	一一一	一一三

備考

男子部一三學級、女子部五。學級増加、是也。

公立普通学校数、助教諭定員前置表

年度	豊原	真岡	東原	栗原	計
十五年	一四	一一	五	五	三五
十六年	一四	一六	一二	八	六〇
十七年	二九	二三	一九	一〇	八一
十八年	二九	二二	一七	一	八一
十九年	二四	二五	二四	一三	九六
二十年	一	二	二	三	八
二十一年	三九	二四	二〇	一三	九六
二十二年	一	二	二	三	八

裏面白紙

十	丁	二	
九	八	六	
五	三	一	
九 六 五	五 六 二	九 四 八	計 等 本
八 〇 二	八 三 九	九 三 九	一 等 本
一九百零八年四月三日 七頁 平内			考

裏面白紙

横東第二八六號

昭和二十年三月十八日

樞密廳長官 大津敏男

内務大臣 大達 茂雄殿

樞密廳官制外三勅令中改正ノ件
首題官制改正ノ要アルニ付公布方御詮議
相成度具案稟申ス

日	月
第	第
第	第
月	月
日	日

[Faint, illegible text within a large rectangular frame]

内閣年
總理月
大臣日
定

大臣

五月十一日告示
第令第三百二第

第一條 總務省官制中左ノ通改ス

第一條第一項中「總務省 專任八百二十人」ヲ「總務省

專任九十七人」ニ、警部 專任百五十八人」ヲ「警部

部 專任百四十三人」ニ改ム

第二條 北海道官制中左ノ通改ス

第一條第一項中「警部 專任二十人」ヲ「警部

大日本帝國政府

專任二十五人」ニ、警部 專任七十二人」ヲ「警部

部 專任六十七人」ニ改ム

第三條 地方官官制中左ノ通改ス

第一條第一項中「地方警視 專任三百八十

人」ヲ「地方警視 專任二百五十二人」ニ、警

部 專任千二百九十人」ヲ「警部 專任千一百

十人」ニ改ム

(新上ノ規定規格第五八二Xニ改ス)

五月十七日告示

初令第三十二號

第一條 總務廳官制中 左ノ通改ス

第一條 第一項中 「總務 專任八十二人」ヲ「警視

專任九十七人」ニ、警部 專任百五十八人」ヲ「警

部 專任百四十三人」ニ改ム

第二條 北海道廳官制中 左ノ通改ス

第一條 第一項中 「總務 專任二十人」ヲ「警視

大日本帝國政府

專任二十五人」ニ、警部 專任七十二人」ヲ「警

部 專任六十七人」ニ改ム

第三條 地方官官制中 左ノ通改ス

第一條 第一項中 「地方警視 專任三百八十

二人」ヲ、地方警視 專任二百七十八人」ニ、

警部 專任千二百九十人」ヲ、警部 專任千四百十

七人」ニ改ム

(新上ノ規定加格第ニ二Xニ改格)

警視廳 專任二十人ヲ解ス之ヲ
行部ニ改メ之

附 則

茲令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大日本帝國政府

理 由

第一 陸軍ニ必要ナル機材ヲ貯蓄シ以テ緊急ニ應ズル爲メ行政ノ伸張
 強クヲ固クスルカ及ニ市制施行地ニ緊急ニ備上ノ重要地ノ軍
 隊駐屯トシ關係ニ密接ナル地ニ重要生産事業地域等
 重要地ヲ指定シ以テ緊急ニ應ズル爲メ必要ナル人員ヲ
 緊急ニ昇格スルニ付テハ必要ナルニ付

(新上) 國家規格 昭和三十二年四月一日

昭和二十年度予算経費要項表各目録(抄)

歳出予算部

一、二、五、五、一、一、九、八、七、一

第一目 一般経費

二、九、七、九、九、二、八

第二目 特別経費

二、四、五、七、八、四、二、九

第三目 臨時経費

五、九、一、〇、一、〇、〇

第四目 臨時経費

十、〇、八、一、〇、九、〇

第五目 臨時経費

一、四、一、一、九、二、〇

第六目 臨時経費

五、五、二、〇

第七目 臨時経費

一、四、一、一、九、二、〇

第八目 臨時経費

一、四、一、一、九、二、〇

第九目 臨時経費

一、四、一、一、九、二、〇

第十目 臨時経費

一、四、一、一、九、二、〇

第十一目 臨時経費

一、四、一、一、九、二、〇

大日本帝國政府

第一	八四一	八、〇、〇	九、〇、八、二、八、〇
第二	五五五	九、〇、〇	五、三、三、八、六、〇
第三	一九〇	一、〇、八、〇	二、〇、六、二、二、〇

(新上野町文書館蔵) (昭二〇年)

重要警察署長タル警部ノ警視昇格ニ要スル經費内譯	一 經 常 費 部	款 項 金 額 算 出 内 譯	一 重要警察署長タル警部ノ警視昇格ニ要スル經費 市制施行地、警備上ノ重要地、軍隊軍部トノ關係密接ナル地、 重要生産事業地域等重要地ヲ管轄スル警察署長タル警部ヲ警視 ニ昇格シ第一線警察機構ヲ整備シ以テ警察行政ノ伸張強化ヲ圖 ルノ要アル爲此ノ經費ヲ要ス
	地 方 廳	三 三 八 九 六 〇	
	内 譯 左 表 ノ 通		

裏面白紙

大日本帝國政府

區	分	人	員	一	人	年	額	金	額
經	常	部							
地	方	總							
俸	給								
奏	任	俸	給	一	九	〇			三二八九六〇
判	任	俸	給	一	九	〇			二五〇八〇〇
諸	賞	與							四五六〇〇〇
內	給								二〇五二〇〇
旅	費								五〇一六〇
費	與								三八〇〇〇

裏面白紙

重要警務署調

二〇三 一 現在
 (一)内、其署定員。印、一市一署

警視廳	總府縣	北海道	市	町	署										
警視廳 十四 一、十五 秋篠(二七) 尾久(二七) 池袋(二六) 日暮里(五五) 南神田(二九) 藏前(三五) 音間(二二) 南區(二三) 東區(三七) 池袋(二五) 大塚(二五) 野方(二五) 目黒(二〇) 東横町(二六) 池袋(二六)	北海 四 北見(五三)	山梨 四 三、七 南(大) 北(二六) 瑞穂(二四) 所由(二四) 春日井(八五)	山梨 四 三、七 南(大) 北(二六) 瑞穂(二四) 所由(二四) 春日井(八五)	山梨 四 三、七 南(大) 北(二六) 瑞穂(二四) 所由(二四) 春日井(八五)	山梨 四 三、七 南(大) 北(二六) 瑞穂(二四) 所由(二四) 春日井(八五)										
大 阪 一〇 布池(二〇) 旭(二三) 田邊(二七) 平野(二八) 吹田(九二) 岸口(八〇) 淡路(八四) 豊中(七九) 池田(六一)	京都 三 大津(九三) 舞鶴(五七) 山科(四五)	神奈川 五 一、六 中原(四五) 程ヶ谷(八〇) 戸塚(四四) 山手(三五) 壽(四一)	兵庫 四 三、七 飾磨(七九) 芦屋(七八) 相生(五六) 洲本(四五)	長 崎 大 太田(五七) 稲佐(六七) 諫早(五六) 早岐(四〇) 島原(四二) 相浦(六〇)	新 潟 五 東新潟(八七) 柏崎(七四)	石 川 三 直津津(五九) 新津(五六) 巻(五〇) 所澤(四〇) 秩父(四九) 刃心(四一)	群 馬 三 館林(大) 沼田(五五) 澁川(四五)	千 葉 四 館山(五八) 木更津(五五)	茨 城 五 那珂湊(四五)	栃 木 三 佐野(大)	奈 良 二 高田(五三) 丹波市(三五)	三 重 三 鈴鹿(四七) 桑名(七〇) 上野(五六)	静 岡 四 富士宮(四三)	愛 知 五 三、七 豊田(五二) 藤枝(五三) 豊田(大) 豊城(七八) 津島(六一)	山 梨 三 目下郊(五三) 石和(四〇)

和	福	秋	山	青	岩	福	官	長	岐	滋
川	井	田	形	森	手	島	城	野	阜	賀
=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
七尾(五九)小松(五六)					宮古(四八)	仙台南(二〇)塩釜(五五)	諏訪(五九)岡谷(五二)	高山(四九)	長坂(三九)	
大聖寺(四七)	武生(五〇)三國(四七)	橋手(七二)大館(四四)大曲(七二)	新庄(六四)桶岡(五七)寒河江(五六)	四名部(四二)三本木(三六)	花巻(四四)	喜多方(五三)白河(五二)魚沼(三三)三春(五五)	岩沼(四五)古川(四〇)	篠井(五三)須賀(四三)福島(五二)	關(四四)中津(四四)磐松(三五)	水口(四七)

富	島	島	岡	廣	山	和	彼	香	愛	山
山	取	根	山	島	口	歌	島	川	媛	知
=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
新湊(三三)東岩瀬(三五)	今市(五五)	片野(五一)	廣(九〇)	岩國(天大)光(五〇)下松(四五)小野田(四七)豊浦(三九)萩(三六)	田邊(五九)海前(四八)		坂(五三)	新居浜(六三)八幡浜(天四)松山西(四九)		
魚津(天)石動(三三)	境(二九)倉吉(五〇)	中來(四〇)	三島(五四)片山(三九)徳田(五〇)	甘日市(五二)三次(天)可部(三三)海田市(三九)	御坊(五四)湯浅(三三)	池田(四七)橋本(四三)	善通寺(四九)	須崎(四二)安藝(三三)		

計	冲繩	鹿児島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡
六	一	一	一	三	一	一	一
三	三	四	二	一	一	一	五
一九〇	三	五	二	五	二	二	六
		鹿屋(四〇)		八八(六五) 荒尾(三七) 人吉(三七)	島栖(天) 伊萬里(七〇)	日田(五〇)	西福岡(九二)
	名護(二天) 宮古(三四) 嘉手納(三七)	國分(三三) 加世田(三三) 梅宿(三三) 出水(三〇)	高嶺(四二) 信島(四四)	本渡(天四) 高瀬(五〇)		四日市(四二) 臼杵(四三)	日本(天六) 行橋(六四) 糟粕(六三) 八屋(五三) 前原(四七)

極秘

昭和十九年十月

警言部署長重西女警言察署者調

警保局

警部署署長重要警署署調

警署署名	定員	所轄市町村數	所轄人口	管内重要官署	管内重要工場事業場及從業勤勞者概數	参考
北見	五三	一市 四村	73,314	北見市役所 北見區裁判所 北見北見區管理署 北見國民勤勞動員署(職業官) 北海道農業試驗場北見支場 北見種馬育成所 北見管林正署 ルベニ管林正署 中華學校 三 (技師)	帝國鐵道留置車庫工場(一三九) イ卜力鑛山(一四九九) 常呂鑛山(一二四) 其、他(二三四)	參 項
稚内	六一	一町 八村	57,073	稚内氣象台所 稚内區裁判所 水産試驗場稚内支場 札幌稚内管理署 中華學校 二 (中佐)	天北石炭鑛業場(二〇〇) 淺茅野石炭鑛業場(一三五)	

警署署名	定員	所轄市町村數	所轄人口	管内重要官署	管内重要工場事業場及從業勤勞者概數	参考
小牧	四〇	一町 四村	59,044	小牧管林正署 帝室林野向構前出張所 中華學校 三 北見第九五〇部隊(大佐) 北見第九五八部隊(大佐) 北見第九三二部隊(大佐) 北見第九三九部隊(少佐) 北見第九二七部隊(大尉) 北見第一七五部隊(大尉) 北見第一四八部隊(中尉) 北見第一三五部隊(中尉)	王子製紙小牧工場(六三六) 大日本再生製紙小牧工場(四二〇) 北見七七増強工場(五三四) 其、他工場(二三九)	
川	五〇	一町 一〇村	78,890	北見第九五六部隊(中佐) 北見第九五七部隊(中尉) 陸軍航空本部工事場(中尉) 稚内憲兵分隊(中尉) 大湊海軍通信分遣隊(中尉) 大湊野戰司令部分遣隊(少尉) 中華學校 二 (技師)	雨龍電力會社(二九二) 昭和炭礦(一、二〇〇) 雨龍炭礦(一、八九) 幌加内鑛山(二二九) 帝國砂白金雨龍鑛山(二五)	

俱知安	留前	美唄	名寄	岩内	後	獲
四三	四五	三九	四三	三〇	久	中達
一所 六村	二所 二村	一所 二村	二所 六村	一所 六村	一町	五町
50,114	47,971	78,961	60,185	46,018	94,025	104,477
後志支隊 北海道農業試験場俱知安分場 北海道鹿羊蹄山麓修繕道場 營林正署 稅務署 中等学校 三	留前支隊 留前未現業所 留前稅務署 (司稅官) 留前國民勞動員會(職業室) 留前測候所 留前出張所(市立林野局) 中等学校 三 北郡第三七六部隊	中等学校 一	名寄已裁判所 名寄營林作業所 札欽種肉管理施設課 名寄稅務署 (司稅官) 中等学校 四	名寄國民勞動員會(職業室) 岩内區裁判所 中等学校 二 農部隊阿部隊 (少佐)	警 視 廳 軍需省機械試驗場 (中將) 東京女子大学校 西尾川稅務署 (司稅官) 東部第一九九二部隊 (大尉) 大連亞細亞院 東京第三師團司令部	前官梅田 大尉 中尉 少尉 中小工場地帯 三十三半島人多 數住居
北海道農業會工場 帝國纖維製造工場 鑛ヶ瀬工場 俱知安鑛山 其他鑛山	北海道石留前工業所 北海道造船所 天塩炭礦 其他工場	帝國纖維同級製麻工場 三美美唄炭礦 三井美唄炭礦 三井新美唄炭礦 日東美唄炭礦	天塩木材工業會社 帝國纖維名寄工場 三菱鉦業 二場 其他工場	岩内造船所 北海道食糧糧造製造所 帝國纖維炭内工場 茅沼炭礦 國富鑛山 玉川鑛山	日本鋼板工業 朝日洋行工業	中島飛行機 製作所 各岩崎通信機 工場
(一三七) (一五九) (一一四) (一四一三) (七〇)	(一五三) (二六三) (五五五) (一一一)	(一四六) (九一三九) (三九九八) (五七三) (七三九)	(一三二) (二〇〇) (二九八) (一二七)	(八六) (七八) (六三) (一四五三) (九六三) (二二二)	(一〇〇〇) (二〇〇) (一〇〇〇)	(七〇〇) (二六〇) (一〇〇〇)
43	3	7	4	1	35	4

月島	野方	東調布	塚留	萬世橋
二〇七町	一三四一七町	一五四一八町	二二五二五町	一三七四四町
32.231	96.547	113.425	13.951	13.951
船塢試驗場 陸軍常備品庫 無線工業學校 無線工業學校 船舶試驗場	中野學校 板橋區立田代第一及第二中學 豐多摩刑務所 子防拘禁所 豐波兵營二番隊	大森憲兵分隊 東京工業大學 慈惠堂大醫院 中野學校 日本稅務署	滿蒙學校 中等學校 都青果市場神田分場 厚生有試験場	(責任) 大日本機械工業製造所 大日本機械工業製造所 大日本機械工業製造所
石川島造船所 (六五〇)				
石川島造船所 (六五〇)				
石川島造船所 (六五〇)				

池袋	日暮里	西神田	藏前	言問	菊屋橋
一四九	一五五	一三九	一三五	一三一	一三三
九町	九町	二町	二五町	二二町	二〇町
76.282	68.399	27.432	45.344	42.922	51.614
豐島正役所 警備本部 鐵道教習所 立教大分校 豐島稅務署 中等學校 日本大專學校 中央大專學校 明治大專學校 專修大專學校 東京齒科醫專 共立女子學院 洗車機務署 東部第一九二部隊分遣隊 藏前工業學校 中等學校 中等學校 中等學校	中等學校 日本大專學校 中央大專學校 明治大專學校 專修大專學校 東京齒科醫專 共立女子學院 洗車機務署 東部第一九二部隊分遣隊 藏前工業學校 中等學校 中等學校 中等學校	日本大專學校 中央大專學校 明治大專學校 專修大專學校 東京齒科醫專 共立女子學院 洗車機務署 東部第一九二部隊分遣隊 藏前工業學校 中等學校 中等學校 中等學校	洗車機務署 東部第一九二部隊分遣隊 藏前工業學校 中等學校 中等學校 中等學校	中等學校 中等學校 中等學校 中等學校	中等學校 中等學校 中等學校 中等學校
(少將)	(司稅官)	(司稅官)	(司稅官)	(司稅官)	(司稅官)
大日本機械工業製造所 (一六〇)					
大日本機械工業製造所 (一六〇)					
大日本機械工業製造所 (一六〇)					

馬 一一 大馬	文合 一四五 二大町	中 八八 七町
87.904	99.170	77.435
陸軍燃料本部 (中將) 陸軍航空兵連隊検査所 (大佐) 東部第一〇八部隊 (少佐) 第一二四部隊 (少佐) 第一二二部隊 (大尉) 第一三五部隊 (中佐) 第一二三部隊 (少佐) 第一二〇部隊 (大尉) 第一二六部隊 (大尉) 航空軍司令部 (中將)	東京工業大学 高等女子学校 東部第一九四部隊 (大尉) 東京無線電信講習所 東京第三師範女子校 中等女子校 五 武蔵高等女子校 日本製鋼所 陸軍兵器補給廠 陸軍第一造兵廠倉庫 第一〇七部隊 飛行場 第一一九部隊 (一七) 海軍司令部	陸軍燃料本部 (中將) 陸軍航空兵連隊検査所 (大佐) 東部第一〇八部隊 (少佐) 第一二四部隊 (少佐) 第一二二部隊 (大尉) 第一三五部隊 (中佐) 第一二三部隊 (少佐) 第一二〇部隊 (大尉) 第一二六部隊 (大尉) 航空軍司令部 (中將)
中尉 5 中尉 5 少将 25	大尉 3	

八平木 一〇五 一四町	28.037	通信院東京第三場 (技師) 中等 女子 技一 東部第八部隊 (大佐) 東京師團長官舎 (大佐) 東部第十六部隊 (大佐) 近衛師團長官舎 中等女子校 二 滿洲國大使館 蒙古駐日代表部 フインランド公使館 ブルガリヤ ルーマニア 中國陸海軍武官室 ソ聯通商代表部 フランス公使官舎 ローマ法王使節代表 ビルマ武官室 地方事務所 府中刑務所 農業專門女子校 中等 女子 技二
東京三浦電氣 日中製鋼 東京電氣工業 東京航空計器 工場 (三六〇) 製作所 (二〇〇) 工場 (二八〇) 工場 (一九〇)	前田運通 島田農商 谷大臣和部 住吉地城三丁 有瀬階級多 勤労者多 居住 警察署 重要等	大小工場多 上等官舎工場 多 倉庫生産地 及官舎生産地 工場 (一九〇)

玉川	一〇八 二七町	67.030	約澤大工事務所 中等学校 東京女子专门学校 中等学校	大付 2	
大森	九三 二村	94.798	青森海軍鎮守府 青森労働員講習所 地方裁判所 青森女子专门学校 中等学校	青森海軍鎮守府 (中尉) 青森労働員講習所 (職業官) 地方裁判所 (三等) 青森女子专门学校 (市理事) 中等学校 (担任待選)	三友堂工業発動機製作所 (一六二) 三友堂工業工場 (三九五七) 日進電機 (一〇八二) 日進電機 (二二六) 京都地方木材 (三〇四) 日本クオリス工業 (三七六) 横井船空機工業 (二三一) 長崎屋食糧工場 (三四一) 三興織材工業 (二八五) 三興織材工業 (二二四) 大林組 (二二二) 清水組 (二〇〇) 海軍作業部 (六、〇〇〇) 海軍関係職員宿舎 (八、〇〇〇) 郡是工業会社舞鶴製作所 (八〇〇)
舞鶴西	五七 一町一市	63.653	舞鶴正裁判所 舞鶴労働局 舞鶴労働局司令部 舞鶴労働局第一部隊 舞鶴労働局第二部隊 舞鶴労働局第三部隊	舞鶴正裁判所 (三等) 舞鶴労働局 (三等) 舞鶴労働局司令部 (大佐) 舞鶴労働局第一部隊 (中佐) 舞鶴労働局第二部隊 (大佐) 舞鶴労働局第三部隊 (大佐)	舞鶴正裁判所 (八〇〇) 舞鶴労働局 (五二二) 舞鶴労働局司令部 (三〇〇) 舞鶴労働局第一部隊 (四六二) 舞鶴労働局第二部隊 (一三五) 舞鶴労働局第三部隊 (一四一) 舞鶴労働局第四部隊 (一〇〇) 舞鶴労働局第五部隊 (一〇〇) 舞鶴労働局第六部隊 (一〇〇)
津	五八 三町一市	65.663	舞鶴地方事務所 舞鶴労働局 舞鶴労働局司令部 舞鶴労働局第一部隊 舞鶴労働局第二部隊 舞鶴労働局第三部隊	舞鶴地方事務所 (事務官) 舞鶴労働局 (判事) 舞鶴労働局司令部 (判事) 舞鶴労働局第一部隊 (判事) 舞鶴労働局第二部隊 (判事) 舞鶴労働局第三部隊 (判事)	舞鶴地方事務所 (一八五) 舞鶴労働局 (四〇四) 舞鶴労働局司令部 (一七二) 舞鶴労働局第一部隊 (一三五) 舞鶴労働局第二部隊 (一一一) 舞鶴労働局第三部隊 (一一一) 舞鶴労働局第四部隊 (一一一) 舞鶴労働局第五部隊 (一一一) 舞鶴労働局第六部隊 (一一一)

山科	綾部	宇治
四五	四五	三七
山科 一市	一市 三村	三市 八村
30,718	47,865	51,264
何鹿郡地方事務所 (事務官) 府立明礬生所 (技師) 農商省蚕糸試験所後部(技師) 中寺支校 三	宇治地方事務所 (事務官) 府立茶業研究所 (技師) 中寺支校 宇治火柴製造所 (大工) 大川洗陸軍飛行隊京都駐屯隊(大工)	布施消防署 布施市役所 (勤任待遇)
草川電機製作所 (一五六) 伊原電機製作所 (一四一) 中央製紙 (一〇二) 洛東織物 (一九七) 山内製菓工場 (一八九) 光精工山科工場 (一二五) 東洋レーヨン山科電線工場 (一二九)	宇治火柴製造所 (一五〇) 國産糖業 京都製作所 (八〇〇) 日本製紙材料 宇治工場 (七〇) 宇治火柴工場 (一三〇) 丸文イースト研究所(食糧)西製造 (二〇〇)	日東鐵工所 (一五四) 吉光金庫工業工場 (七五〇) 大阪製糖所 (四三八) 佐伯製糖工業所 (一六六) 京丹波製糖工業所 (一一八) 日本製糖株式會社 (三一四) 山岡鐵工所 (一五一) フレック工業 (一五九) 坂本製糖工業 (三〇五) 箕浦製糖工業 (三〇五) 京都製糖工業 (三七六) 大阪製糖工業 (四〇六) 大日本製糖工業 (三六二) 故田製糖工業 (三六二) 大阪製糖工業 (三六二) 強立製糖 (二〇八) 日本製糖株式會社 (一〇〇) 大八製糖工業所 (一二二) 志山工場 (二七三)
郡是工業 (一六〇) 神樂工業 (四〇〇) 日本精工 (五八〇)	重要工場 宇治共二又 京都製糖所 農商省物資補給所 除地中	日東鐵工所 (一五四) 吉光金庫工業工場 (七五〇) 大阪製糖所 (四三八) 佐伯製糖工業所 (一六六) 京丹波製糖工業所 (一一八) 日本製糖株式會社 (三一四) 山岡鐵工所 (一五一) フレック工業 (一五九) 坂本製糖工業 (三〇五) 箕浦製糖工業 (三〇五) 京都製糖工業 (三七六) 大阪製糖工業 (四〇六) 大日本製糖工業 (三六二) 故田製糖工業 (三六二) 大阪製糖工業 (三六二) 強立製糖 (二〇八) 日本製糖株式會社 (一〇〇) 大八製糖工業所 (一二二) 志山工場 (二七三)
宇治共二又 京都製糖所 農商省物資補給所 除地中	重要工場 宇治共二又 京都製糖所 農商省物資補給所 除地中	宇治共二又 京都製糖所 農商省物資補給所 除地中

布施
一市
172,581
布施消防署 国民労働動員署 郵便局 大阪専門学校 工業学校 六 中寺学校 五 佛蘭西女子専門学校 中野第一 郵務講習所 中野第二 郵務講習所 中野第三 郵務講習所 中野第四 郵務講習所 中野第五 郵務講習所 中野第六 郵務講習所 中野第七 郵務講習所 小坂島油庫航空隊 橋本一四一五部隊 旭消防署 新島技師事務所 旭支役所 旭高等工業 旭中學校 旭小學校 旭幼稚園 旭保育園 旭老人ホーム 旭福祉センター 旭公民館 旭図書館 旭体育館 旭市民会館 旭青少年センター 旭老人センター 旭障害者センター 旭子育て支援センター 旭地域交流センター 旭防災センター 旭環境センター 旭文化センター 旭健康センター 旭福祉センター 旭子育て支援センター 旭地域交流センター 旭防災センター 旭環境センター 旭文化センター 旭健康センター 旭福祉センター
日東鐵工所 (一五四) 吉光金庫工業工場 (七五〇) 大阪製糖所 (四三八) 佐伯製糖工業所 (一六六) 京丹波製糖工業所 (一一八) 日本製糖株式會社 (三一四) 山岡鐵工所 (一五一) フレック工業 (一五九) 坂本製糖工業 (三〇五) 箕浦製糖工業 (三〇五) 京都製糖工業 (三七六) 大阪製糖工業 (四〇六) 大日本製糖工業 (三六二) 故田製糖工業 (三六二) 大阪製糖工業 (三六二) 強立製糖 (二〇八) 日本製糖株式會社 (一〇〇) 大八製糖工業所 (一二二) 志山工場 (二七三)
旭消防署 旭支役所 旭高等工業 旭中學校 旭小學校 旭幼稚園 旭保育園 旭老人ホーム 旭福祉センター 旭公民館 旭図書館 旭体育館 旭市民会館 旭青少年センター 旭老人センター 旭障害者センター 旭子育て支援センター 旭地域交流センター 旭防災センター 旭環境センター 旭文化センター 旭健康センター 旭福祉センター

田邊	平野	宇	淡路
二七	八八	八〇	八四
西尾市 西尾町	大坂市 東區 一都 二村	四所 四村	大坂市 東區 東區 東區
90.794	60.244	86.769	11.127
新幸隊 手佐	東區 第一師團 東區 第一師團	大坂傷痍軍人職業補道事務所 中等學校三 工業學校二	東區川區役所 淀川國民勤勞動員局 昭和高等商工此中 中等此中校四 五津部隊 (中佐)
倉石鐵工所 大天金屬製鐵所 関西配電美空軍局營業部 其他工場二	早川電氣工業 日平蒸留工業 和急鐵工所 河野鑄工所 早川機械工業 尼崎電氣 ヤマトコ化学工業 協和聯合金製鐵所	加藤金屬木工 山田鋼業 其他工場七 松下無線 松下航空工業 松下金屬 松下乾電池 松下電氣工業 神戶電氣 天通鋼球製作所 大日守銃砲 京阪神急行電鉄 東洋染料 日守油脂 日守炭送電	延原製鐵所 大休精器工業所 日守機械製鐵 廣田鐵工所
(一〇〇) (一〇〇) (二五〇) (一六〇)	(六一) (一七一) (六六三) (三〇八) (一九三) (二七〇) (三三六) (一六六)	(二一五) (一三二) (三九四) (三九九) (二九六) (三六四) (六八三) (二四三) (五〇四) (一九三) (一〇三) (三三五) (三五〇) (三三三) (三三〇)	(一五五) (三九三) (一五八) (四〇五)
新内 住吉 廣尾 新内	交通運輸上 重要據吳 橋外重要 橋外重要 地城	軍需工場 三軒 近所 船子極々	新興住宅 地城 管内天夜 市水道水 總地了

池田	八尾
一市	二町
三村	八村
51,740	51,300
大阪工業試験所 池田地方事務所 池田国民勤労教育員養成所 池田市役所 大阪第三師範学校 大阪第三師範学校	中河内地方事務所 八尾健康保険所 中河内第七師範学校 梅谷隊
大阪工業試験所 池田国民勤労教育員養成所 池田市役所 大阪第三師範学校 大阪第三師範学校	興國造船所 大阪陸軍航空廠 龍華操車場 山川重圧機工業所 第二久保田鉄工所 富士瓦斯工業所 帝國パンキン工業所 住及全居工業所 寺坂鉄工所 三木工作所
管内近所人 口増加者 警察官養成所 第一道子川 ツツアリ	新田工業部 市ニシテ近 野人口増加 者 軍事上重 要地

高槻	佐野	大津
一市	一町	一市
二村	三村	一村
38,735	53,295	52,678
高槻市役所 大阪高等裁判所 中河内第七師範学校 高槻市立分隊 中河内第九師範学校 高槻陸軍病院 帝大化学研究所	中河内第七師範学校 興國造船所 龍華操車場 山川重圧機工業所 第二久保田鉄工所 富士瓦斯工業所 帝國パンキン工業所 住及全居工業所 寺坂鉄工所 三木工作所	中河内第七師範学校 興國造船所 龍華操車場 山川重圧機工業所 第二久保田鉄工所 富士瓦斯工業所 帝國パンキン工業所 住及全居工業所 寺坂鉄工所 三木工作所
管内近所人 口増加者 警察官養成所 第一道子川 ツツアリ	管内近所人 口増加者 警察官養成所 第一道子川 ツツアリ	管内近所人 口増加者 警察官養成所 第一道子川 ツツアリ

管内近所人 口増加者 警察官養成所 第一道子川 ツツアリ

飾磨 七九 三所 一市 二村	洲 市 四五 一町 三行	篠山 四 一町 六村	豊岡 四九 二町 一市	加古川 六八 二町 一市
15,817	10,163	2,947	10,238	19,582
大阪府立第一志願進級(中法) 中華学校 校一 飾磨国民学校(長七) 国民学校 校(長七)	由良要塞司令部 由良憲兵分隊 洲中區裁判所 地方事務所 洲中測候所 中等学校 校三 国民学校 校(長三)	中野第一〇部隊(中法) 篠山陸軍病院(中法) 区裁判所(判官) 地方事務所 中等学校 校三 国民学校 校(長二)	血玉岡區裁判所(判官) 北但地方事務所(事務官) 豊岡区事務所 国民勤労動員署(職員) 兵庫縣憲兵隊(技師) 南校定所(一) 中等学校 校 国民学校 校(長二)	植生通信学校教育隊(中法) 加古川教育隊(中法) 神野教育隊(中法) 加古川陸軍病院(中法) 陸軍航空隊神野山飛行場(中法) 中野第三五五連隊(技師) 加古川憲兵分隊(大尉) 地方事務所(主任) 加古川測候所(主任) 加古川国民勤労動員署(職員) 国民学校 校 校四 国民学校 校(長二)
山洋製鋼 日平製鉄 但馬製鋼 行徳製鋼 七ノ十製鉄	鐘洲工業 地方木材	神戶製鋼 日平製鉄	日平毛織	日平砂鉄
(二二〇) (三三六) (一五九) (六〇二) (五三八) (四一八)	(一三九)	(七〇五)	(五五三) (四八八)	(三二五) (一九八)

高砂 五八	相生 五六	寶塚 五九	高砂 五八	相生 五六	寶塚 五九
五町	一町	七村	五町	一町	七村
大村	大村	大村	大村	大村	大村
14,762	10,021	10,999	14,762	10,021	10,999
中初等四部隊 (大佐) 陸軍航空通信中隊 (大佐) 大坂陸軍航空工廠 (大佐) 大阪陸軍航空工廠 (大佐) 國立航空工廠 (大佐)	高松利務所 (司理長) 上郡利務所 (司理長) 播磨造船所 (司理長) 上郡土木出張所 (技師) 相生國及勤勞勸業局 (局長) 中等学校 (主任)	滋賀海軍航空分隊 (中佐) 國立航空工廠 (主任)	兵庫縣播磨工務所 國立航空工廠 (主任)	水上地方事務所 (事務官) 相倉利務所 (司理官) 中等学校 (主任) 國立航空工廠 (主任)	兵庫縣播磨工務所 國立航空工廠 (主任)
三菱製鐵 田熊製鐵 東亞金屬 三菱化成工業 武智造船所 東洋紡績 多木染料 大塩製塩組合 聖田醬油	播磨造船所	東洋ベアリン 川西航空機 行陣航空兵器 武中工具店	神戸製鐵 東京芝浦電氣 大日平セメント 芝浦工作機械 東京芝浦電氣通信機製作所 (大佐)	地方木材	大同毛織 赤穂東海製塩 東洋紡績 神戸製鋼所 大日平紡績
(二〇一九)	(二四九〇)	(二四九〇)	(二四九〇)	(二四九〇)	(二四九〇)
(三三三)	(三三三)	(三三三)	(三三三)	(三三三)	(三三三)
(五七三)	(五七三)	(五七三)	(五七三)	(五七三)	(五七三)
(六六六)	(六六六)	(六六六)	(六六六)	(六六六)	(六六六)
(七七八)	(七七八)	(七七八)	(七七八)	(七七八)	(七七八)
(三三三)	(三三三)	(三三三)	(三三三)	(三三三)	(三三三)
(四六六)	(四六六)	(四六六)	(四六六)	(四六六)	(四六六)
(四六六)	(四六六)	(四六六)	(四六六)	(四六六)	(四六六)

長崎縣

大村	大村	大村	大村
五七	五七	五七	五七
一市	一市	一村	一村
84965	92000		
第二海軍航空廠(中將) 大村海軍航空隊(大佐) 海軍病院(少將) 西部第四十七部隊(大佐) 大村共濟病院(少佐) 佐世保海軍軍法會議(大尉) 大村陸軍病院(少佐) 大村憲兵分遣隊(中尉) 大野急須習地兵舎(中尉) 大東連立(九州練習所)(中將) 佐世保海軍施設部大村分隊所(中尉) 大村市役所 大村町役所 大村町役所(大佐) 中等學校四 福重海軍砲台	第二十一海軍航空廠 協力工場其他工場 金子組 山縣組 清水組 橋本組 松尾組 其他事業場三九	三菱造船所 三菱電機製作所 三菱製鋼 林業工業 鐵工所	三三五 三三六 三三七 三三八 三三九 三四〇 三四一 三四二 三四三 三四四 三四五 三四六 三四七 三四八 三四九 三五十 三五一 三五二 三五三 三五四 三五五 三五六 三五七 三五八 三五九 三六十 三六一 三六二 三六三 三六四 三六五 三六六 三六七 三六八 三六九 三七〇

諫早	諫早	諫早	諫早
五六	五六	五六	五六
一市	一市	一市	一市
81972	81972	81972	81972
立神高射砲陣地 福田 西泊 中等學校二 大村海軍航空隊諫早分遣隊(大佐) 長崎航空隊採果養成所(大佐) 佐世保海軍病院諫早分隊(大佐) 海軍自動車講習所(中佐) 長崎刑務所 東彼北高地方事務所(事務官) 長崎無線電信局(主任) 諫早 諫早國民運動場(職員) 諫早市役所 中等學校四 長崎青年師範學校 諫早農事試驗場	北高造船鐵工場 林業重工業 山二航空機 佐世保海軍施設部諫早班 其他協力工場利用工場等四三(六一〇)	川橋海軍工廠 蒲田工業 其他工場三八 大林組	交通輸送 中心地 重要地 重要地 重要地

島魚	取魚	深堀	相浦	早岐
四一	四二	三四	大二三	四二
三村 一市	六村 二町	一〇村	四村 一市	五村
46,676	31,671	51,533	95,640	74,424
島魚稅務署 軍需有島倉工場(技師) 中等女子校 三	對島 支廳(軍務官) 嚴急稅務署(司稅官補) 區裁判所(判事) 中等女子校 三	川南香燒萬寺造船所(中尉) 西都第八〇大部隊(中佐) 伊三島村佐佐保海軍監視哨(中尉) 野井村佐佐保海軍監視隊(中尉) 對島要塞司令部(少將) 西都第七七部隊(中佐) 鷄知陸軍病院(少佐) 中地區大隊本部(大尉) 南 特設警備第三七中隊(少尉) 第三八中隊(中尉)	相浦海兵團(大佐) 豐通有佐佐保軍事事務所(技師)	佐世保海軍無線電信針尾倉庫隊(中尉) 批北隊部隊(中佐) 川棚憲兵分隊(大尉) 佐世保海軍砲隊部川棚出陣所(少佐) 海軍病院早岐分院(少佐) 軍需部早岐倉庫(少尉) 海軍砲隊部早岐倉庫事務所 川棚臨時倉庫發射試驗所(大尉)
島倉兵器 雲仙造船所 不二越鑛材 百中委 島倉鐵道 九州配電	對島造船所 東和亞鉛 鑛業所	川南工業香燒島造船所 深堀 伊三島炭坑 香燒 明治石綿鑛業所	佐世保航空機材工業 日幸炭送電 野田鐵工所 中島鐵工 其他協力利用工場九 工建其他事業場一二 東重鑛業 炭坑 目鉄 江里炭坑 芳浦炭坑 矢岳 相浦 其他炭坑一二	清水組 川棚港灣組 矢島組 其他工建築係一二
(一一〇) (七〇〇) (三三一) (二九九) (五〇六) (一一〇)	(一八八) (四六六)	(三、八〇〇) (五、八八三) (四六七) (二二一) (三〇六)	(四五一) (一五三) (二三八) (一一六) (三〇三) (二二五) (二二五) (二二五) (九二六) (八一三) (二七九) (二六〇) (三、八〇〇)	(一〇一〇) (一三三) (三、八〇〇) (三、三三三)
南高米郡 經濟交通 中心地		軍事上、 重要地	重要ナル 軍需工業 都市ナリ	

新 瀉 縣

東新瀉	相 崎	直江津
八七	七四	五九
一市 一町 八村	一市 二町 三村	一市 三町 三村
106.085	123.767	88.749
鐵道局 (新任) 新瀉驛 (兼任) 名古屋造兵廠新瀉支隊所 (大佐) 東部第三三二部隊 (大佐) 陸軍被服廠新瀉支隊所 (中尉) 新瀉航空隊隊員養成所 (大佐) 海軍武官府 (大佐) 新瀉憲兵隊 (少佐) 停廢第五收容所 (中尉) 新瀉港務所 (主任) 中等學校三	地方事務所 (事務官) 國民勤勞動員署 (職業官) 北陸馬事訓練所 (少將) 東部第三三三部隊 (中尉) 瀋陽軍人療養所 (兼任) 中等學校六 直江津驛 (兼任) 國民勤勞動員署 (職業官)	停廢收容所 (中尉) 中等學校二 地方事務所 (事務官) 國民勤勞動員署 (職業官) 健康保健所 (技師) 新瀉鐵道局管理部 (鐵道官) 新津驛 (兼任) 中等學校一 地方事務所 (事務官) 國民勤勞動員署 (職業官) 中等學校二
新瀉鐵工場 工場 (五〇〇七) 日石製油所 工場 (五六六) 昭和石油製油所 工場 (二一七) 日車輕金屬 工場 (三三三六) 日車鋼管電氣製鐵所 工場 (四〇四) 新瀉鐵工場 工場 (五〇〇) 日東工業 工場 (二〇六六) 新瀉港務事業場 工場 (二六〇〇)	理研工業 製作所 (七〇〇) 新瀉鐵工場 工場 (八〇〇) 日石 製作所 (二五九) 帝國石油 工業所 (六五三) 日車油棧 工場 (四〇〇) 帝國特殊鋼 工場 (三五五五) 信越化學 工場 (三〇〇〇)	日車曹達 製鋼所 (七五〇) 理研工業 工場 (二八五〇) 新瀉鐵工場 工場 (二〇〇) 中島重工業 工場 (七五〇) 帝國石油 工場 (六〇〇) 日車揮炭 工場 (一八〇) 理研電線 工場 (三七〇)
新瀉港警備隊 新瀉市東部全部及附近町村 管轄 停廢華人 鮮人勞務者多シ	監視隊 隊所在地	信越羽越 線 特高視察 上重要地 中島郡一 署 野島境 華工華人 稼働多シ 岩部郡一 署 宇部所在地

村 上	十日町	卷	新 津	直江津
四五	四七	五〇	五六	五九
二町 四村	二町 二村	三町 一九村	三町 三村	一市 一市
85.190	95.119	88.817	90.397	88.749
地方事務所 (事務官) 國民勤勞動員署 (職業官) 運通省施設部 (技師) 彩色講習所 (技師) 地方事務所 (事務官) 國民勤勞動員署 (職業官) 中等學校二	地方事務所 (事務官) 國民勤勞動員署 (職業官) 運通省施設部 (技師) 彩色講習所 (技師)	地方事務所 (事務官) 國民勤勞動員署 (職業官) 中等學校二	地方事務所 (事務官) 國民勤勞動員署 (職業官) 健康保健所 (技師) 新瀉鐵道局管理部 (鐵道官) 新津驛 (兼任) 中等學校一	停廢收容所 (中尉) 中等學校二
東京航空 工場 (一〇四五) 村上飛行機工業 工場 (六三六)	宇野宮製作所 工場 (五〇〇) 瀧文製作所 工場 (二〇〇) 鐵道建設工業事務所 (三〇〇)	宇野宮製作所 工場 (五〇〇) 瀧文製作所 工場 (二〇〇) 鐵道建設工業事務所 (三〇〇)	中島郡一 署 野島境 華工華人 稼働多シ	岩部郡一 署 宇部所在地

枳山	加須	忍	秩父
三三	三六	四〇	四九
一町 二村	三町 三村	一町 二村	一〇村 三町
54,360	64,301	57,587	79,613
比企地方事務所(事務官) 國民勤勞動員署(事務官) 中等女子校二	蚕業取締所加須支所(技師) 中等女子校二	忍稅務署(司稅官) 陸軍被服工廠行田出放所(少佐) 忍保健所(技師) 北埼玉地方事務所(事務官) 忍國民勤勞動員署(職業官) 中等女子校二	秩父稅務署(司稅官) 秩父地方事務所(事務官) 國民勤勞動員署(職業官) 中等女子校二
和航空機 和航空機	白布天竺 絹織物工場 絹織物工場	與丹只賣業 橋本被服工業 イサミ工業 埼玉被服工業	製菓工業 大倉電氣研究所 英工舎 日午電波 秩父航空工業 關東石灰 昭和電工 秩父セメント 東航空工業 武藏航空
工場(二三四) 工場(一四五)	工場(二八七) 工場(一八九)	工場(二二〇) 工場(一八〇) 工場(一七〇) 工場(六八〇)	工場(二二五) 工場(二二五) 工場(二四八) 工場(一〇五) 工場(二〇五) 工場(一一〇) 工場(八七八) 工場(六八〇) 工場(一七一) 工場(一六五)
農産物生産 農産物生産 農産物生産	農産物生産 農産物生産	北埼玉地方 於ケル政治 經濟産業 中心地	秩父地方 於ケル政治 經濟産業 中心地

所澤	魚川
四八	四四
一〇村 三町	一〇村 四町
83,157	70,000
陸軍航空士官學校 陸軍航空整備隊 豊岡憲兵分隊 今和所澤憲兵分隊 所澤陸軍病院 修武合陸軍病院 海軍技術研究所(海軍工廠) 飛行場司令部 東部第一九九一部隊 東部第一八四三部隊 健康保健館 茶業研究所 國民勤勞動員署 中等女子校三	地方事務所 國民勤勞動員署 稅務署 東部第三三四部隊 伴崩第七收容所 中等女子校三
(中將) (中將) (大尉) (少尉) (中佐) (中佐) (中佐) (中佐) (中佐) (少將) (大佐) (技師) (技師) (職業官)	(事務官) (事務官) (司稅官) (中尉) (少尉)
所澤飛行機工業 豊岡飛行機備具計器 島村製器 太田鉄工所 國益鉄工所 入間川製鐵 入間川電氣 市川製作所 黒川電氣	電氣化學工業 日本活性 東洋活性 信越化學
(二〇五) (二八九〇) (一一四) (一〇八) (一一三) (一一〇) (一〇三) (一〇三) (一〇〇)	工場(二九〇) (二三〇) (二二〇) (二五〇)
軍事上重 要地管内 陸軍航空 士官學校 在り警衛 警備上重要 地 重要地	西頭城 郡(要自) 富山縣境 鮮人信 秋保

館 山 八 四 町 一 市 94,143	漆 岡 四 大 四 町 70,760	澁 川 四 七 三 村 二 町 86,618	一 五 村 東部第四十一部隊 (中佐) 沼田陸軍病院 (中佐) 陸軍氣象部赤城系東觀測所 (中佐) 前橋豫備士官学校 (中將) 運輸通信省澁川分室 (中佐) 澁川國民勤勞動員局 (中佐) 中等學校二	其 他 四 工 場 (三三五)	特選野良地 市柳町 二八八 ナス重地
千 葉 縣 安房地方事務所 (重務官) 中等學校四 千葉海産試験場 (技師) 洲崎海軍航空隊 (大佐) 小村新隊 (中佐) 海軍軍部隊 (少佐) 千葉陸軍特科聯隊 (少佐) 防備隊各分隊 (少佐)	千 葉 縣 多野地方事務所 (重務官) 茨城國民勤勞動員局 (中佐)	其 他 四 工 場 (三三五)	其 他 四 工 場 (三三五)	特選野良地 市柳町 二八八 ナス重地	特選野良地 市柳町 二八八 ナス重地
重 要 工 場 四 従業者 (三五六八)	重 要 工 場 四 従業者 (三五六八)	重 要 工 場 四 従業者 (三五六八)	重 要 工 場 四 従業者 (三五六八)	重 要 工 場 四 従業者 (三五六八)	重 要 工 場 四 従業者 (三五六八)

治 田 五 五 一 町 87,085	群 馬 縣 邑樂地方事務所 (重務官) 館林稅務署 (司稅官) 國民勤勞動員局 (重務官) 中等學校三 熊谷飛行學校館林技術隊 (中尉) 東部第一九三部隊 (大尉) 第一九四部隊 (中尉) 相模野砲隊小泉部隊 (大尉)	其 他 四 工 場 (三三五)	其 他 四 工 場 (三三五)	特選野良地 市柳町 二八八 ナス重地
林 大 六 二 町 二 村 122,373	群 馬 縣 利根地方事務所 (重務官) 沼田國民勤勞動員局 (重務官) 沼田稅務署 (司稅官) 沼田營林署 中等學校二	其 他 四 工 場 (三三五)	其 他 四 工 場 (三三五)	特選野良地 市柳町 二八八 ナス重地
錫 谷 三 三 二 町 一 市 47,571	群 馬 縣 東部第一九三部隊 (大佐) 中等學校一	其 他 四 工 場 (三三五)	其 他 四 工 場 (三三五)	特選野良地 市柳町 二八八 ナス重地

高 荻 四 四	那 珂 湊 四 五	成 田 三 三	茂 原 四 一	東 金 四 四	佐 賀	小 更 津 五 五	
七 村 五 町	三 村 五 町	七 村 二 町	一 大 村 三 町	二 村 六 町	二 村 五 町	三 村 四 町	一 市 二 村
77,148	74,648	50,355	66,828	73,198	66,123	70,068	
地方事務所 稅務署 中等女子校	水戸刑務所 運通有電氣試驗所 中等女子校 水産学校 航空技術研究所(少将) 航空審査部水戸試験所(少将) 航空部隊	茨城縣 海軍水路部 官内省御料牧場 中等女子校	長生地方事務所 藤和部隊 市川部隊 大内部隊 中等女子校	山武地方事務所(事務官) 中等女子校	香取地方事務所(事務官) 佐賀稅務署(司稅官) 專員局佐賀出張所 中等女子校	大正津波被災令遺跡 水更津國民勤勞勳員會 中等女子校 水更津區裁判所 第七五三海軍航空隊 沼津地方事務所 第二航空隊	館山憲兵隊 館山海軍航空隊 館山海軍航空學校 洲崎海軍航空隊 航空隊 航空隊
重要工場 二 從業者 (七,九二五)	重要工場 一 從業者 (一六,九八九)	重要工場 三 從業者 (四,〇〇五)	重要工場 三 從業者 (二,二〇五)	重要工場 二 從業者 (二,一四〇)	重要工場 四 從業者 (一,五〇五)	重要工場 二 從業者 (七,八〇〇)	
後援 南内 三 常盤 西 三 磯 内 三 重要地	後援 南内 三 常盤 西 三 磯 内 三 重要地	後援 南内 三 常盤 西 三 磯 内 三 重要地	後援 南内 三 常盤 西 三 磯 内 三 重要地	後援 南内 三 常盤 西 三 磯 内 三 重要地	後援 南内 三 常盤 西 三 磯 内 三 重要地	後援 南内 三 常盤 西 三 磯 内 三 重要地	後援 南内 三 常盤 西 三 磯 内 三 重要地

鹿沼 五八	野 六五	古河 三五	林生 三八	和岡 四〇	笠間 四三	下館 四〇	太田 五三
一市 二町 五村	一市 二町 八村	一町 四村	一町 三村	二町 三村	四町 一町	二町 三村	二町 三村
87.187	96.121	44.618	61.757	65.018	72.501	68.644	71.972
地方事務所 國民勤勞動員署 稅務署 中等女子校三 國民女子校(兼任二〇)	佐野市役所 地方事務所 國民勤勞動員署(職業官) 中等女子校五 國民女子校(兼任二二)	國民勤勞動員署(職業官) 中等女子校三	地方事務所 稅務署 中等女子校二 航空隊 (大佐)	大日守航空工業專門學校 中等女子校二	地方事務所 中等女子校一 航空隊 (中佐)	稅務署 國民勤勞動員署(職業官) 地方事務所 中等女子校二 航空隊 (大尉)	地方事務所 稅務署 中等女子校二 通信學校分教所(少佐)
重要工場 第一工場 第二工場 第三工場 第四工場 第五工場 第六工場 第七工場 第八工場 第九工場 第十工場	東中航空兵器 佐野精機 日中エボナイト 富士電機 旭木機工作 中島飛行機 盤城セメント 吉野石灰工業 製鉄管及石鑛業所	重要工場 一三 (大六三二)	重要工場 五 (九〇〇)	重要工場 一 (九〇〇)	重要工場 大 (三〇四八)	重要工場 大 (三〇四八)	重要工場 大 (三〇四八)
重要工場 鹿沼町公称下 有数ナリノ ナリナリ	全地ナリ 経済文化中心地 重要官署 業地帯	重要工場 鹿沼町公称下 有数ナリノ ナリナリ	重要工場 鹿沼町公称下 有数ナリノ ナリナリ	重要工場 鹿沼町公称下 有数ナリノ ナリナリ	重要工場 鹿沼町公称下 有数ナリノ ナリナリ	重要工場 鹿沼町公称下 有数ナリノ ナリナリ	重要工場 鹿沼町公称下 有数ナリノ ナリナリ

山田三九	久居五四	上野五六	鈴鹿四七
一市	二七村	一町	一市
77,962	76,904	67,520	72,018
地方事務所 區裁判所 國民勤勞動員署 稅務所 上野市廳 中等學校	地方事務所 中部第三八部隊 三重海軍航空隊 津陸軍病院 京都陸軍病院分院 中等學校	地方事務所 區裁判所 國民勤勞動員署 稅務所 上野市廳 中等學校	龜山陸軍病院 海軍航空隊 中部第一三二部隊 中部第一三三部隊 第二鈴鹿航空隊基地 一官警備隊 海軍工廠 航空隊工場 第十三海軍聯合航空隊 海軍施設部事務所 中等學校
旭ダイヤモント 日東精機 中外密爾 興亞建機 サッポロ卷上野工場 中西軸承金庫 日産金庫製造 伊勢工場	東洋紡績 中島飛行機 鋼鋸製網 興亞精工 日野電機 大野電機 伊藤金庫 京洋工業	旭ダイヤモント 日東精機 中外密爾 興亞建機 サッポロ卷上野工場 中西軸承金庫 日産金庫製造 伊勢工場	浪波機機 工場
(一三三)	(一三三)	(一三三)	(一三三)

瑞穂	鳥羽
二四一	三八
一市 一區	二町 三村
106,779	46,356
區役所 專門學校 中等學校 國民學校	志摩地方事務所 國民勤勞務員署 鳥羽商船學校 中學校 伊勢防備隊 小部第三、四部隊 中部第四、五部隊 鈴鹿地方事務所 國民勤勞務員署 中等學校 明野陸軍飛行部隊 第百飛行團 豐橋中隊第百十五部隊
工業試驗所 軍需省機械試驗所 機械工補導所 北區役所 中等學校 國民學校 昭空陣地 高射砲陣地 陸軍病院 橫須賀海軍重雷部	陸軍第三備中隊分遣隊 防衛部隊 憲兵分隊分遣隊 高射砲陣地 停廢收容所 愛知縣 國庫工務課 中等學校 國民學校 航空工廠派遣隊
神戶製鋼 中央製鋼 住友金屬 大同製鋼 其地	神戶製鋼 神戶鐵工場 林鐵工所 的木河造紙 鶴田造紙 合扇組 龜山工業 川口板枝工作所 村山商店
金城鑿岩機製造 中央製鋼 住友金屬 大同製鋼 其地	川口板枝工作所 村山商店
工場 (一〇〇九) 工場 (八六六) 工場 (八二八) 工場 (六〇五) 工場 (四八二)	工場 (四一五三) 工場 (一〇四) 工場 (一〇六) 工場 (一一四) 工場 (一一〇) 工場 (三九八) 工場 (一〇二) 工場 (一〇四)
重要地 重要地 重要地	沿岸防備 重要地 重要地 軍事交通 上ノ池

津	城		
	七八		
三町	大村	四町	三村
10,176	139,226		
地方事務所 國民勤勞動員署 稅務署 中等學校 國民學校 航空部隊 (主任) (大尉)	地方事務所 國民勤勞動員署 郵便局 農事試驗所 健康相談所 幸門學校 國民學校 岡崎海軍航空隊 (主任) (大佐)	地方事務所 國民勤勞動員署 郵便局 農事試驗所 健康相談所 幸門學校 國民學校 岡崎海軍航空隊 (主任) (大佐)	幼年學校 名古屋北飛行場 (少将)
河村重工業 津島工場 其他	中島飛行機 其、他	豐田機械 豐田自動車 愛知航空機 東海飛行機 豐田自動車 豐田製錫 中島飛行機 其、他	亞炭々鑛 飛行場建設作業場 名古屋造兵廠 高藏手卸隊 其、他 (主任) (大佐)
川下陸軍 飛行場 設中 生屋陸軍衛 上、重要地		西尾地、 生屋陸軍衛 至、重要地	

春日井	油		
八五	二四		
四町	一市	大村	八町
112,206	154,959		
國民勤勞動員署 稅務署 市役所 中等學校 國民學校 憲兵分隊 (主任) (大尉)	地方事務所 國民勤勞動員署 委任試驗所 中等學校 國民學校 怒部隊 海軍航空隊 海軍通信學校 豐川海軍工廠 (主任) (大尉)	地方事務所 國民勤勞動員署 委任試驗所 中等學校 國民學校 怒部隊 海軍航空隊 海軍通信學校 豐川海軍工廠 (主任) (大尉)	三工製作所 日車ミシン 中央炭條 大成兵器 三星製作所 其、他 (主任) (大佐)
矢島工業 中京機械 東京芝浦電氣工業 高藏工業 大日本鏡砲 名古屋造兵廠 製作所 (主任) (大佐)	豐川海軍工廠 住友金屬豐川伸銅所 大成兵器 中尾工業 日吉航空 鹿島組 其、他 (主任) (大佐)	豐川海軍工廠 住友金屬豐川伸銅所 大成兵器 中尾工業 日吉航空 鹿島組 其、他 (主任) (大佐)	將末天重 工業地帯 ヲ豫想セラ ル

傾須賀 六六	一町	三村	110,032	中等飛行校 三 國民飛行校 二 (委託) 航空部 一 (少佐)	三菱重工業 大高工場 (二、四〇〇) 中島飛行機 岡田 (一、三九九) 三菱重工業 知多 (一、四〇〇) 中島飛行機 大府 (一、八七〇) 大隈鐵工 大府 (七五二) 豊田自動機 大府 (六〇〇) 名村製作所 (四五〇) 其他 (四五〇) (一八六〇)
拳母 五三	一町	七村	65,222	地方事務所 國民勤勞勸業署 中等飛行校 三 國民飛行校 二 海軍航空隊 (委託四) (大佐)	豊田自動車工業 工場 (二、四三三) 愛知航空 工場 (四五〇) 日南產業 (四五四) 日中產業 (四五四) 東河飛行機 (二五〇) 其他 (一、六三四)
西批把島 四九	三町	七村	61,953	農事試験所 國民飛行校 航空部 一 航空隊 一 建設部隊 三 (委託六) (大尉) (大尉) (大尉) (大尉)	興和重工業 製作所 (七、五九三) 三菱重工業 工場 (三、七五五) 明電舎 工場 (六三三) 高岳製作 工場 (五八八) 日中航空製機 工場 (二七六) 其他 (一、三三三)

富士 綜 四三	一市	七村	67,963	富士市役所 官幣大社淺間神社 大石寺 (管長執任) 中等學校 二 大宮陸軍病院 (少佐) 陸軍少年戰車兵學校 陸軍西富士演習所	近江航空 工場 (五九九) 圓池製作所 (三七八) 藤倉電線 (三四八) 王子鑄造 工場 (三三四) 日中產業 (一九五) 岩崎組 (一七八)
富士 綜 五一	三町	七村	98,824	富士地方事務所 (事務官) 吉原國民勤勞勸業署 静岡製紙 三 (委託) 中等學校 二 明野航空訓練所 (教員以三法)	東京及浦電氣 工場 (四八九) 日産自動車 (一九九七) 凸版印刷 (七九九) 王紙製紙 (六八四) 富士航空重工業機噐工場 (二〇〇)
富士 綜 五三	二町	九村	133,242	志太地方事務所 (事務官) 森林稅務署 (可稅) 中等飛行校 四 航空第四部隊春見隊 昇空航空隊 陸軍航空隊	赤坂鐵工場 (七九二) 刑比急鐵工場 (四一一) 陸軍造船所 (三四七)

川崎	田	東	磐田
四五	三九	三五	六〇
三町	二町	三村	四町
73261	55,271	40,601	102,508
<p>横須賀海軍病院(分院)(大佐)</p> <p>東京陸軍經理部伊東分庁(中佐)</p> <p>第七陸軍技術研究所(中佐)</p> <p>東京第一陸軍病院</p> <p>伊東臨時轉地應養所(中尉)</p> <p>横須賀海軍通信中尉</p> <p>伊東臨時轉地應養所(中尉)</p> <p>佐佐美海軍中尉(中尉)</p> <p>東部軍臨時伊東支隊(大尉)</p> <p>陸軍糧秣支隊伊東支隊(中尉)</p> <p>陸軍第一七四〇部隊(中佐)</p> <p>陸軍第三八二大隊(大佐)</p> <p>加茂地方事務所(事務官)</p> <p>下田稅務署(司役官)</p> <p>中等學校</p> <p>湊海軍病院(少將)</p> <p>下田派遣隊(中尉)</p> <p>中部第四一八部隊(中尉)</p> <p>東部第一九五〇部隊(中尉)</p> <p>伊東地方事務所(中尉)</p>	<p>加茂地方事務所(事務官)</p> <p>下田稅務署(司役官)</p> <p>中等學校</p> <p>湊海軍病院(少將)</p> <p>下田派遣隊(中尉)</p> <p>中部第四一八部隊(中尉)</p> <p>東部第一九五〇部隊(中尉)</p> <p>伊東地方事務所(中尉)</p>	<p>横須賀海軍病院(分院)(大佐)</p> <p>東京陸軍經理部伊東分庁(中佐)</p> <p>第七陸軍技術研究所(中佐)</p> <p>東京第一陸軍病院</p> <p>伊東臨時轉地應養所(中尉)</p> <p>横須賀海軍通信中尉</p> <p>伊東臨時轉地應養所(中尉)</p> <p>佐佐美海軍中尉(中尉)</p> <p>東部軍臨時伊東支隊(大尉)</p> <p>陸軍糧秣支隊伊東支隊(中尉)</p> <p>陸軍第一七四〇部隊(中佐)</p> <p>陸軍第三八二大隊(大佐)</p>	<p>磐田地方事務所(事務官)</p> <p>軍需省燃料局磐田酒精工場(中尉)</p> <p>中等學校</p> <p>中部第二九部隊(中佐)</p> <p>明野陸軍飛行部隊(中佐)</p> <p>東海精機重工業</p> <p>日産ハッキン</p> <p>平野製作所</p> <p>夜見</p> <p>東海纖維工業</p> <p>天竜航空工業</p> <p>日産通運</p> <p>磐田二業</p>
<p>伊豆造船所</p> <p>工場 (一六〇)</p> <p>伊豆造船所</p> <p>工場 (三三)</p>	<p>日産精機重工業</p> <p>工場 (一六〇)</p> <p>伊豆造船所</p> <p>工場 (三三)</p>	<p>大陽アルミ</p> <p>東海事業</p> <p>東京芝浦電氣</p> <p>博魚造船所</p> <p>柳魚鉄工場</p> <p>住吉鉄工場</p> <p>富士航空器</p> <p>工場 (一七六)</p>	<p>東海精機重工業</p> <p>工場 (五三八)</p> <p>日産ハッキン</p> <p>工場 (一六〇)</p> <p>平野製作所</p> <p>工場 (一九九)</p> <p>夜見</p> <p>工場 (一九九)</p> <p>東海纖維工業</p> <p>工場 (一九九)</p> <p>天竜航空工業</p> <p>工場 (二一七)</p> <p>日産通運</p> <p>工場 (二一七)</p> <p>磐田二業</p> <p>工場 (一〇七)</p>
沿岸整備 上重要地	沿岸整備 上重要地	沿岸整備 上重要地	沿岸整備 上重要地

山梨縣

下部 五六	四町	74.743	東山梨地方事務所(事務官) 塩山勤労勸業署(取業官) 師範學校女子部 中等學校二 塩山林務署 東八代地方事務所(事務官) 農産學學校 養業試驗所	日本カ-木ノ工場 日本電化工業工場 中央工業 日本養蚕工場 其他工場五八	(一六二) (二一三) (一七三) (二八四) (二〇三)	平野農産 中野地 塩山 志保 三上
右 知 四〇	一町 一八村	62.532	北巨摩地方事務所(事務官) 塩崎林務署 塩崎国民勤労勸業署 中等學校二	富士川製作工場 新野製空工業 日本養蚕工場 其他工場二一	(一五八) (一三三) (一八〇) (四三〇)	平野農産 中野地 塩山 志保 三上
並 崎 三七	一町 三村	47.027	地方事務所 国民勤労勸業署(事務官) 鹽崎林務署 鹽崎国民勤労勸業署 中等學校二	野田精製蠶子 富士電波局 山梨縣署 日本養蚕工場 其他工場二六	(二五七) (一五〇) (一五〇) (一五二) (一五八)	平野農産 中野地 塩山 志保 三上

滋賀縣

長 兵 三九	一市	39597	稅務署 中等學校三 長保健康所 機械工業養成所	三菱化成工業工場 近江絹糸工場 日本羽布會社 東光精機會社 大東織染工業會社 長保工業會社 極口蚊帳工場 近江茶電會社 小林産業會社 大塚産業工場 大日本工業工場 大塚産業第一工場 近江蚊帳會社 小久保製作所工場 豐國航空機會社	(二八六) (三〇八) (二七三) (二四三) (一四一) (一四五) (一四九) (一六二) (一六八) (一九三) (一〇三) (一四三) (一三〇) (一三〇) (一三〇)	縣下三三 郡合三三 市南土場 市北土場 市上土場 市下土場
水 口 四七	五町 一〇村	63.232	地方事務所 稅務署 中等學校三 勤勞訓練所 國民修練所	陸軍制紙廠水口採炭場 二ヶ所	(一五九)	縣下三三 郡合三三 市南土場 市北土場 市上土場 市下土場

四	高山	四	四九
八村	一市	二町	一市
6 6.63 0	7 4.4.5 4	4 4.3 5 0	5 5.3 6 4
高山航空工業學校 岐阜縣種畜場 高山保健所 武儀地方事務所 中野學校 國民勤勞勳章自署 金屬試驗場	高山區裁判所 飛騨地方事務所 國民勤勞勳章自署 航空林野局高山出張所 林業試驗所 航空林野局 工業指導所 中等學校 高山航空工業學校 岐阜縣種畜場 高山保健所	三井精機工業會社 松下金屋會社工場 教島鐵工工場 高砂鐵工會社工場 三井製作所工場 江州工業會社工場 興亞里鉛鋅業所	地方事務所 國民勤勞勳章自署 中等學校 中野第九部隊 中野第九四部隊 一八四三三部隊 一八四三九部隊 陸軍病院八日市分院 大阪航空廠八日市分廠 岐阜飛行師團經理部 八日市憲兵分遣區隊
日本精工工業 東濃航空工場 日本老糸工場 日本安全削刃 資生堂削刃工業	高山航空工業工場 飛騨航空工業工場 丸太木材工業 中部配電管業所 中部配電工業工場 日本水鉛鋅業 山形工場	(一) 二五〇 金屬工業 (八) 〇〇 飛騨地 (五) 一八 中野 (五) 五〇 中野 (四) 五五 中野 (二) 七〇 警備的地 (一) 七六 位又重 十リ	(九) 五〇 飛騨地方 (四) 五〇 飛騨地 (三) 五〇 飛騨地 (一) 八〇 中心地 (一) 五〇 中心地 (三) 〇〇 中心地 (一) 五〇 中心地 (三) 〇〇 中心地

八日市	三	三
三村	一町	二町
4 4.3 5 0	5 5.3 6 4	5 5.3 6 4
岐阜縣 地方事務所 國民勤勞勳章自署 中等學校 中野第九八部隊 中野第九四部隊 一八四三三部隊 一八四三九部隊 陸軍病院八日市分院 大阪航空廠八日市分廠 岐阜飛行師團經理部 八日市憲兵分遣區隊	地方事務所 國民勤勞勳章自署 中等學校 中野第九八部隊 中野第九四部隊 一八四三三部隊 一八四三九部隊 陸軍病院八日市分院 大阪航空廠八日市分廠 岐阜飛行師團經理部 八日市憲兵分遣區隊	地方事務所 國民勤勞勳章自署 中等學校 中野第九八部隊 中野第九四部隊 一八四三三部隊 一八四三九部隊 陸軍病院八日市分院 大阪航空廠八日市分廠 岐阜飛行師團經理部 八日市憲兵分遣區隊
近江織物會社 國崎産業會社 松原鐵工所 近江麻織物會社 日本老糸工場 藤田製作所 近江織物工場 菅井三工場	近江織物會社 國崎産業會社 松原鐵工所 近江麻織物會社 日本老糸工場 藤田製作所 近江織物工場 菅井三工場	近江織物會社 國崎産業會社 松原鐵工所 近江麻織物會社 日本老糸工場 藤田製作所 近江織物工場 菅井三工場
(五) 一〇 (三) 二〇 (三) 一五 (二) 四三 (一) 五〇 (一) 四五 (八) 九	(一) 四二 鐵道 (六) 六三 地 (一) 五三 地 (六) 七八 地 (二) 三四 地 (一) 九三 地 (三) 九三 地	(一) 四二 鐵道 (六) 六三 地 (一) 五三 地 (六) 七八 地 (二) 三四 地 (一) 九三 地 (三) 九三 地

惠那地方事務所 (事務官) 王子製紙工場 (四八六) 長野導水
大井養業試験場 (技師) 道工組直上場 (五三三) 青木

長野縣

諏訪七九	一市 一町 三村	113681	上諏訪區裁判所 (判事) 東洋バルブ工業 全檢事局 (檢事) 北澤工業 諏訪地方事務所 (事務官) 日本無線工場 諏訪短期講習所 日本鋼管鋼管所 長野縣水産試験場 (技師) 諏訪航空工業工場 公修修練場 (技師) 原電氣和諏訪工場 中央氣象台電器修練所 (技師) 日本電子工業工場 官營大社諏訪神社 (三) 諏訪凍豆腐組合 諏訪郵便局 ② 諏訪精煉所 諏訪市役所 日本養業製造工場 中等學校 田 茅三精工舎 工場 官川山 山	交通、要 街三ノ坂 訪地方 ケル政道 清文化 心地 二業地帯
------	----------	--------	---	--

岡谷五一

岡谷五一	一市 三村	53202	東京陸軍兵器補給廠岡谷分廠 (大尉) 帝國ビニール工場 岡谷製紙本廠岡谷作業所 (大尉) 東京芝浦電氣工場 岡谷製紙本廠岡谷支所 (大尉) 日本通信工業工場 岡谷製紙本廠岡谷支所 (技師) 長野航空工業工場 長野縣岡谷製紙本廠 (三) 丸牛造機工業 岡谷製紙本廠 (三) 大和製金工場 岡谷製紙本廠 (三) 岡谷光學機材 岡谷製紙本廠 (三) 增澤製作用所 岡谷製紙本廠 (三) 清水電線工業工場 岡谷製紙本廠 (三) 北原電氣製作用所 岡谷製紙本廠 (三) 協多安機材工業工場 岡谷製紙本廠 (三) 高才機材工業工場 岡谷製紙本廠 (三) 原口無線電社工場 岡谷製紙本廠 (三) 沖電工業 岡谷製紙本廠 (三) 岡谷航空機材工場 岡谷製紙本廠 (三) 岡谷木工 岡谷製紙本廠 (三) 增澤工業 岡谷製紙本廠 (三) 小口工作所岡谷工場 岡谷製紙本廠 (三) 岡谷子柴合名 岡谷製紙本廠 (三) 岡谷子柴製作用所 岡谷製紙本廠 (三) 日本食料工業工場 岡谷製紙本廠 (三) 日本食料製作用所 岡谷製紙本廠 (三) 長塚工場 岡谷製紙本廠 (三) 下塚工場	縣下隨一 工業地 帶
------	-------	-------	---	------------------

須坂 四六	福島 五一	輕井澤 三三
一町 二村	二町 三村	一町 二村
56,183	72,685	11,137
上高井地方事務所(事務官) 須坂国民勤労指導員(事務官) 中野学校 須坂航空機材工場(六四三) 須坂航空機材(六八三) 日本測定員須坂工場(四二七) 東亜軽飛行機(七一八) 日本電業工業事務所(二九五) 米子鉱山(二一六) 奥山同業事務所(一五〇)	西沢地方事務所(事務官) 木曾航空機材(事務官) 中野学校 木曾振興会社須原工場(二二六) 日本電業工業事務所(二二八) 日本航空飛行機奈良井工場(二七〇) 印刷水戸航空工業工場(三六〇) 上松水戸航空工業工場(三八〇)	輕井澤測候所(技師) 郵便局(技師) 能登飛行学校輕井澤分校 津上精密工學工業(四〇三) 富士航空計器工場(七三〇) 昭和航空工小海工場(一八〇) 日本電業工業野澤工場(二六五)
郡市工場 南澤工場 天工業地帯 ト化シマアリ	半島人五五 華人二二三	外人二六五 八九〇名 官家別部

中野 四六	篠ノ井 五三
一町 二村	二町 三村
75,000	83,429
下高井地方事務所(事務官) 中野航空機材(事務官) 中野学校 高梨航空機材工場(九〇〇) 中野島航空機材工場(一五〇) 中野商販工場(一一〇) 志賀商販工場(一一〇) 日本ベークライト工場(一〇〇) 仁科工業工場(一〇〇) 高木木材工場(八〇〇) 岩倉組(四〇〇) 北信陸送(一八〇) 陸上小運送送組合(三〇〇)	更級地方事務所(事務官) 篠ノ井勤労指導員(事務官) 更級農業振興局(事務官) 中野学校 中野宮内甲病院(大尉) 東京航空工業(五一三) 高梨製紙所(篠ノ井工場)(四二〇) 日一出航空工業(一四〇) 日本電業工業製造新屋敷工場(三五〇) 小口工場(一八〇) 小井川工場(三一五) 附下工場(二〇八) 道坪工場(二二六)
	信越線ノ 分岐点ニ 三ノ交通 ノ西ノ街

仙台南	102910	宮城 縣	縣内才二 警署署三 重警署南五 虎四十一
市 村			
地方専責員局 (初任)	東北金屬諏訪工場 (四三〇八)		
刑務所 (典獄)	長町工場 (一三四八)		
國民勤勞動員署 (職業)	東北特殊鋼仙台工場 (四八〇)		
商檢定所 (技師)	長町工場 (五八五)		
鐵道病院 (委任)	工場製作所製造所 (三三三三)		
通信講習所 (事務官)	日本電氣系 (三五八七)		
不具飛行機訓練所 (大佐)	仙台船舶用金物 (二四三)		
早稲田陸軍飛行學校教育隊 (大佐)	山文製氷作所 (一八九)		
仙台陸軍幼年學校 (少將)	乃古屋特殊鋼工場 (一一八)		
軍守同學校 (一)	興亞水産皮革 (二二八)		
中等學校五 (委任)	仙台榮勤機 (四三三)		
國民學校二	場茂金屬工場 (一一七)		
	三馬弘進護謨工業 (五三九)		

塩釜	69639	宮城 縣	傳助隊定時 本館近 設置機定 太平洋沿岸 三陸半島 海上交通 一國内(塩釜) 港有レモ 施設新設 張レソアリ
市 町 村			
多賀城海軍工廠 (中將)	多賀城海軍工廠 (六九〇)		
塩釜海軍局 (知事兼)	東北船渠 (八四七)		
四務者塩釜工作事務所 (技師)	塩釜港運送 (二〇九八)		
運通省茅三橋橋建設部 (技師)	塩釜造船 (三四三)		
國民勤勞動員署 (職業)	塩釜洋機 (一三〇〇)		
塩釜志波神社 (官司)	西松組出張所 (二九七九)		
松島海軍道場 (大尉)	管区出張所 (一三〇〇)		
塩釜市役所	海軍施設協力會 (一九五〇)		
東部第三三五部隊 (中尉)	運通省仙塩工業港 (二六〇)		
中等學校二			

大河系	白石	古川
三五	四〇	四〇
四村 四町	二村 一町	二村 三町
58.027	53.689	70.422
地方事務所 地方事務署 国民勤労動員署 省線警備二 憲兵分遣隊 中等学校 国民学校	地方事務所 菅林田署 白石権斎場 中等学校二 国民学校四	航務四署 江合鳴瀬川改修 工事事務所(技師) 古川驛 中等学校四 国民学校五
第一指隊大茶廠 橋本海軍施設部 出張所(二四二)	日本滑空機製作所 日本空陸工場 三泰銅山 萬藏銅山 宮鉦山	司管三本木鉦山 日本滑空機製作所 日本空陸工場 三泰銅山 萬藏銅山 宮鉦山
(九一〇)	(二〇〇) (四八二) (三六〇) (一三〇) (一九〇)	(二〇四) (二〇〇) (四八二) (三六〇) (一三〇) (一九〇)

岩沼	五所
四五	五所
一村	五所
76.763	
地方事務所 農事指導所 内務省未出張所 憲兵分隊 理蚕業試験場 宮城療養所 仙台陸軍確竹学校(少尉) 東部二八九三部隊(大尉) 東部二八九三部隊(中佐) 東部三三一五部隊(大尉) 専門学校一 中等学校二 国民学校一三	地方事務所 国民勤労動員署(取業室) 菅林田署 (技師) 古川商會
倉敷航空化工工場 日本洋灰東北工場 古川商會	栗田雄出張所 報國工業出張所
(一九五) (二六九) (一一七)	(五二〇) (一八三)

軍子上等
要地

須賀川 三九 二町 五村 69.450	宮古 四八 一市 二町 三村 93.393	関 四〇 一町 一六村 74.732
岩手縣 岩瀨地方事務所(事務官) 傷痍軍人療養所(軍医官) 須賀川稅務署(主任) 縣南檢定所須賀川支部(主任) 勤勞勸業署(職業官) 須賀川土木監督所 地方專賣局須賀川出張所 中等學校四	地方事務所(事務官) 稅務署 官古測候所(技師) 市役所 中等學校四 東部第五三四部隊(大尉) 神戶地方事務所(事務官) 花巻國民勤勞勸業署(職業官) 花巻稅務署(司稅官) 花巻官林署(技師) 中等學校三	地方事務所(事務官) 一関區裁判所(判事) 一関區裁判所檢察局(檢察) 一関國民勤勞勸業署(職業官) 一関稅務署(司稅官) 一関官林署(技師) 中等學校三 和賀地方事務所(事務官) 黒沢國民勤勞勸業署(職業官) 中等學校三 縣谷陸軍飛行學校岩手分校 陸軍航空本部岩手工率本部 東部第六六部隊(少尉)
東亜航空 工場(二五〇) 仙台地方專賣局須賀川工場(四〇〇) 東京討屋電氣 工場(二〇〇) 林精器 工場(一二〇) 陸軍航空本部經理部兼須賀川(五〇)	東亜鐵工、製鍊所 (一〇三三) 大同鐵工 (一一一) 東亜鐵工、鐵業所 (一六〇) 三井造船所 (八三三) 官古造船所 (三九三) 北頭鐵山 (一六九) 其、他工場 (三一〇) 北上川改修工事場 (六七三) 糠ヶ石發電所 (五五八) 其、他工場八 (二三一)	日本發業、工場 (二七〇) 一宮木工場 (一〇七) 其、他工場二 (一四七) 東北電氣製鍊 工場(九八九) 國産輕鐵工業 工場(八一三) 其、他工場二 (一八四) 和賀仙人鐵山 (四一五) 土 畑鐵山 (七四一) 赤石鐵山 (三五九) 赤石鐵山 (五四〇) 柳澤鐵山 (三五二) 柳澤鐵山 (二七四) 岩手鑄鐵工業、工場(二六四) 岩手航空工業、工場(二六七) 其、他工場二 (十四九)
沿岸警備 上ノ重要地		

初	凡
澤	翰
四	五
七	五
村	村
四	五
所	所
46.721	62.528
鹿角地方事務所(事務官) 花輪國民勤勞動員署(職務官) 中等學校 雄勝地方事務所(事務官) 國民勤勞動員署(職務官) 湯澤區裁判所(刑事) 秋田縣立女子師範學校 秋田縣立女子師範學校	鹿角地方事務所(事務官) 花輪國民勤勞動員署(職務官) 中等學校
秋田木工會社 日本總合會社 湯末鑛山 鹿角川水電利工場 湯文鑛山	尾去澤鑛山 小坂鑛山 花輪鑛山 不老名鑛山 相内鑛山 堀内鑛山 鋸山鑛山 小莫木鑛山 湯末鑛山 鹿角川水電利工場 湯文鑛山
(二七) (一五) (一一) (一一) (一一)	(六〇〇) (一五〇) (四〇) (一三〇) (一三〇) (一五〇) (五〇) (五〇) (五〇)

大	大	横	赤
曲	館	手	湯
七	四	七	五
一	四	七	五
八	五	一	二
村	村	村	村
五	二	五	三
町	町	町	町
101.436	45.364	93.563	64.714
國民勤勞動員署(職務官) 大館稅務四署 中等學校 仙北地方事務所(事務官) 國民勤勞動員署(職務官) 大館區裁判所(刑事) 大町區裁判所(刑事) 中等學校	國民勤勞動員署(職務官) 大館稅務四署 中等學校 仙北地方事務所(事務官) 國民勤勞動員署(職務官) 大館區裁判所(刑事) 大町區裁判所(刑事) 中等學校	國民勤勞動員署 平鹿地方事務所(事務官) 横手區裁判所(刑事) 中等學校	中等學校 國民勤勞動員署 崩後足清(技師)
花岡鑛山 田村鑛山 東北鑛山	花岡鑛山 田村鑛山 東北鑛山	涌助足袋東北工場 東北探炭平鹿工業所 其地工場	日本蚕糸製造 八雲航空工場 置賜飛行機工場 東北輕器 高島飛行機工場 吉野鑛山
(三三) (四二) (一五)	(三〇) (四二) (一五)	(二五九) (三三) (三三)	(四三九) (五〇四) (三三四) (二六) (一九) (一九)
		全國一 散地	工場地帯 擁上交通 上、西、南

大野 五	三國 四七	武生 五〇	福井縣
五村 一所	八村 三所	七村 一所	
49,847	58,868	59,828	()
地方事務所 (事務官) 國民勤勞動員署 (事務官) 區裁判所 (判事) 稅務署 (司稅官) 中等學校三	地方事務所 (事務官) 國民勤勞動員署 (事務官) 中等學校	地方事務所 (事務官) 國民勤勞動員署 (職務官) 稅務署 (司稅官) 中等學校	
重要工場一八 (二六七八)	重要工場一五 (三三三三)	重要工場三三 (三三八三)	都市工場一 南澤七色運 工業地帯 ト化シマアリ
農産物 工業地帯 ト化シマアリ			
小浜 九	七尾 五九四	石川縣	
五村 一所	三村 一市		
43,820	82,072	()	
地方事務所 (事務官) 國民勤勞動員署 (司稅官) 中等學校四	七尾市役所 (司稅官) 七尾稅務署 (職務官) 七尾國民勤勞動員署 (職務官) 舞鶴航空隊救護隊 (中佐) 舞鶴水雷七尾防衛隊 (大佐) 舞鶴七尾駐在式官 (大佐) 七尾海員及養老所 (叔師) 七尾港務所 (叔師) 七尾區裁判所 (判事) 檢事官 (檢事) 中等學校四	川松市役所 (職務官) 能美地方事務所 (職務官) 小松稅務署 (司稅官) 小松國民勤勞動員署 (職務官)	重要工場二四 (二二五三) 工場數一七九 (七一八) 吉船航空隊檢校場 港灣整備 上野地
工場數二八〇 (二九六三)	工場數二八〇 (二九六三)	軍市上野地	

伏木 二八	魚津 二六
高田 一部	一市 二村
	40.009
新島海運局高田支所(技師) 運通所伏木支所(技師) 中央氣象台伏木測候所(技師) 高田市役所伏木支所 陸軍技術研究所高田出張所(大佐) 伏木在勤海軍武官府(中尉) 東部第三二二部隊(中尉) 陸軍中隊(中尉) 帝國在勤軍人會所(中尉)	下新川町地方事務所(事務官) 魚津港務所(司船官) 魚津町民勤勞動員所(事務官) 魚津町民勤勞動員所(事務官) 魚津土木出張所(技師) 中野女子学校
	日本カバト工業工場(二九七) 魚津製糖所(二四六) 帝國造船會社(二二六) 立山航空機工業會社(一五八) 住友金屬工業魚津支所(一一七)
	北梅曹屋伏木工場(九三三) 北海電化伏木工場(八七〇) 日本鋸業伏木工場(一一〇) 伏木木精伏木工場(一一〇) レーヨン曹屋工場(一七三) 本江工場(二三二)
	伏木海陸運送會社(八八三) 伏木鐵工所(五一七)
	日本海最大 港灣(港) 船(船) 明輪送上 早天(天) 作大(大)

新 津 三	羽 作 三八	大 聖 寺 四七	小 松 五二
一市 二村	一市 二村	一市 二村	一市 二村
47.838	50.878	57.983	72.953
高田市役所新津支所(技師) 新島町民勤勞動員所(事務官) 中野女子学校 東部第三二二部隊(中尉)	羽作地方事務所(事務官) 國民勤勞動員所(事務官) 中野女子学校	江沼地方事務所(事務官) 小松航空隊(大佐) 山中梅軍病院(大佐) 山代陸軍分府(中尉) 傷寒軍人應接所 大聖寺國民勤勞動員所 中野女子学校	石川航空隊(大佐) 艦隊本部海軍監理官(大佐) 陸軍少佐行政本部(大佐) 出雲所(大佐) 中野女子学校
富山縣			
日本鋼管富山製鋼所(三三〇五) 日本高層製鋼工業工場(一九四四) 佐賀造船鐵工所(八五五) 日本海航空機工業會社(九五〇)	工場敷六二	工場敷一九四	小松製糖所(尾小屋製糖所) 重要事業工場(一)
			軍中三 要地

中 五五	公 吉 五〇	境 二九	
一市 一府	二所 三府	一町 一府	
80.630	78.662	63.380	
地方事務所 航務署 郵便局 裁判所 勸業事務所 農事試験所 農林事務所 畜産試験所 蚕業試験所	島根縣 島根縣 島根縣 島根縣 島根縣 島根縣 島根縣 島根縣 島根縣	美保航空隊 美保航空隊 美保航空隊 美保航空隊 美保航空隊 美保航空隊 美保航空隊 美保航空隊 美保航空隊	
大和工業工場 日本炭業工場 鐘淵工場 島根煉鐵工場 地方木材 渡部製鋼 八雲製鋼 日立製作所久村鐵山	三井水堀造船所 境海陸運送株式會社 其外工場一 境港 神戶製鋼上井工場 倉吉鐵道工業所 日本炭業倉吉工場 明怡鐵工所 奥村鐵工所	三井水堀造船所 境海陸運送株式會社 其外工場一 境港 神戶製鋼上井工場 倉吉鐵道工業所 日本炭業倉吉工場 明怡鐵工所 奥村鐵工所	

石 勤 三一	末 岩 瀬 三五		
三府 一府	富山 一部		
42.291	27.153		
西礪波地方事務所(事務官) 石勤町民勤労教育委員(事務官) 石勤土木出張所(技士) 中野小学校 中野小学校 中野小学校	富山市役所岩瀬支所(判任) 富山縣東岩瀬港務所(判任) 富山高等専門学校(初等) 岩瀬商業学校 日本海工海軍測量官事務所 東野第四十八部隊鍛冶部(判任)	昭和電工工場 日本曹達工場 保土方曹達工場 不二越鋼材工場 日本海船渠造船所 住友金屬工場 住友金屬建設作業所 不二越蘇浦建設所 昭和電工建設作業所 日本曹達建設作業所 保土方曹達建設作業所 日本海船渠建設作業所 富山港港灣新設作業所 不二越岩瀬港灣新設作業所 昭和電工建設作業所	富山港 辰ト共三太 甲野ト共三太 地野ト共三太 倉野ト共三太 アル地城 管野ト共三太 重要ト共三太 重要ト共三太

宇野	西郷
五	三八
一市 六村	一町 七村
60.678	31.720
玉野市役所 宇野港事務所 兒島地方事務所 神戸海運局玉野支部 陸軍六番補給廠宇野 港出張所 運通省宇野港工事事務所 玉野國民勤勞動員署 中等學校二 國民學校二 (奉仕) 大阪陸軍獸醫資材長尾 出張所	隱岐支廳 謝條所 西部隊七五九部隊(中佐) 中部第七四三七部隊(中尉) 吳鎮海軍見張所 水産四學校 中等學校一
指定工場 極力工場 其他工場	隱岐造船所 地方木材工場
五 一一 一一 (三五五七三)	(一三〇) (一六〇) 離島三三 軍事上 設備上 重要地十

安未	益田
四〇	四九
二町 四村	一町 六村
48.550	56.470
林産試験所 中等學校四 國民學校二二 (奉仕) 地方事務所 土木事務所 勤勞動員署 農林業四學校 安木高等女子學校 中國軍需管理部山陰出張所(大佐) 大阪陸軍航空本部安木 在勤所(中佐) 日立製作所安木工場(事務官) 國民學校二 (奉仕)	地方事務所 稅務署 保健所 勤勞動員署 農林業四學校 中等學校一 國民學校三 (奉仕)
日立製作工場 清水組事業場 出雲造船所 地方木材工場 日通支店 右澤鐵工場	大和紡績石見工場 地方木材工場 都茂鋸山 島根鋸山
(七〇〇〇) (三〇〇) (四二〇) (二〇〇) (一五〇) (一〇〇)	(三〇〇) (五〇〇) (三九〇) (一五〇)

片山 三九	勝山 四〇	味野 三八
三村 三町	三村 四町	五村 五町
53.570	59615	71.693
和氣地方事務所(事務官) 知事国民勤勞勸業員署(事務官) 中等学校三 国民学校一〇 (兼任)	勝山区域裁判所 真度地方事務所(事務官) 中等学校三 国民学校三 (兼任)	大阪陸軍被服廠琴浦支所 味野航務署 (兼任) 下津井無線電信局 海負養成所 中等学校三 国民学校一四 (兼任)
指定工場 振力工場 刑用工場	指定工場 其他工場	指定工場 振力工場一六 其他工場二〇 事業場一一
一八 二 一七	一 一〇	一 一六 二〇 一一
(六三八〇)	(三九〇五)	(七九六三)
交通運輸 保正重要地 海上輸送重要地 重要地等		

笠岡 三九	總社 五〇	玉島 五四
三村 二町	三村 四町	四村 九町
52.351	72.099	
小田後月地方事務所(事務官) 笠岡航務署 水産試験場笠岡分場	吉備地方事務所(事務官) 吉備津神社 中等学校二 国民学校二七 (兼任)	岡山陸軍兵器庫神給廠 玉島駐在所 玉島航務署 (兼任) 玉島国民勤勞員署(兼任) 次口地方事務所(兼任) 中等学校三 国民学校二六
振力工場 其他工場	振力工場 其他工場	指定工場 振力工場 其他工場 事業場
四 一〇	三 五	四 二 八 五
(一六三七)	(七五〇)	(三八八六二)

府中 四口 二町 一七村	岩國 六六 一市 九村	元 四三 一市 六村	39.863	63.175	七坂急修線曲原場 (委任 二名) 国民学校 (委任 三名) 芦屋神石田地区事務所 (委任 一名) 国民勤勞動員署 (職掌官) 府中稅務所 (司稅官) 府中郵便局 府中女子校 国民男子校 (委任 三名)	北川鉄工所 (二四〇) 松坂報國綿工場 (一五〇) 自重堂織物被服工場 (二一〇)	廣島縣 境子橋七海陸 交通上ノ要 街ナリ
山口縣	陸軍燃料工廠 (少將) 海軍航空隊司令部 (大尉) 和木出張所 (大尉) 呉海軍施設部 (技師) 岩國海軍病院 (少將) 海軍航空隊岩國分隊 (少將) 柴田部隊 (海軍佐) 岩國正裁別府 (判事) 岩國稅務所 (司稅官) 岩國少年刑務所 (大尉) 岩國憲兵分隊	岩國市役所 (技師) 山口縣岩國王木出張所 (事務官) 玖珂地才事務所 (事務官) 中等女子校 (五) 岩國市役所 (甲將) 光海軍工廠 (甲將) 山口師範事內學校女子部 (四) 中等女子校 (四)	帝國人造絹糸工場 (二七一〇) 帝國航空機工場 (二八二七) 興亜石油工場 (六七二) 中國塗料工場 (七〇六) ミヨシ化学工場 (七〇四) 日本紙業工場 (三一四)	光海軍工廠 (三三九八) 日本送電、變電所 中國配電、 日立製作、 重産船渠、 東洋銅板、 日本石油、 兵庫ホールト、 工場 (一口)	工業部市ニ シテ又重 ナル軍都ト シテ發展シ ツナアリ		
府中	岩國	元	39.863	63.175	小野田市役所 国民勤勞動員署 (職掌官) 福岡洋務收容所 (中尉)	日本紙業、 小野田セメント、 田辺製菓、 工場 (三七二) 工場 (四七八) 工場 (一三三)	下松市ヲ 中心トスル 一大工業地 (五七六) 帯

田 辺 三 九 一 市	小 郡 三 三	荻 三 八 一 町 一 市	236 田辺正裁判所 田辺郵便局 田辺税務署 大阪海兵團田辺分團	49,006 和歌山縣 小郡機庫 山口縣獸醫畜産專門學校 嘉川海軍通信電習所 鑄錢司海軍通信電習所	68,063 荻区裁判所 荻修練道場 荻税務署 荻土木出張所 門司海軍高荻支局 荻国民勤勞動員署 中等女子校	紀南重工業 紀州造船 西紀航空 紀伊内航	日本断熱工業 工場 (一八六)	荻木造船 荻木材 縣下日本海岸 唯一市制施 行地三ヶ所 西平海岸敷 備地帯十ヶ 所
豊 浦 三 九 一 市 四 村	小 野 田 三 九 一 市	47,632 山口縣下関土木出張所 中等學校 西部中八〇七四部隊 (中尉)	荻市役所 阿武地方事務所 (事務官)	日本耐火 荻重工業 工場 (二二七) 工場 (一二二)	日本港送電 宇部興産 大浜炭坑 小野田炭坑 荻森炭坑 横山炭坑 第一新沖炭坑 長門起業炭坑 厚南炭坑 若山炭坑 平原炭坑 若冲炭坑 帝國炭業 工場 (一〇〇)	目下東洋一 ラ誇ル長府 トック建設 甲ニシテ軍事 上重軍地或 十ヶ所	縣下有敷 炭坑地帯二 ヶ所 於テル縣人 八内地人三 三三〇 高野下三ヶ 所	

<p>海南 四八一町 市</p> <p>八村</p> <p>50,793</p> <p>海南市役所 海南國民勤勞動員署(職業官) 中等學校</p> <p>東亞燃料 丸善石油 昭和航空工業 昭和石油 海南造船所</p> <p>工場(一五四五) 昭和小市工次 (八八一) 重要工業 (九五七) 重要工業 (八〇六) 警備上縣下 (一〇〇) 最重要地 (三七〇) 域十リ</p>	<p>市坊 五四</p> <p>二町 三村</p> <p>78,284</p> <p>日高地方事務所(事務官) 市坊事務所 市坊保健所(技師) 中等學校 紀伊由良海軍水備隊(大佐) 大股陸軍航空隊 紀伊由良出張所(中佐) 有田地方事務所(事務官)</p> <p>三菱輕金屬 石川島航空工業 日空化學工業 市坊造船 浅野セメント 地方木材 川崎純南造船 大日電線</p> <p>工場(二二八四) (九七四) (一五五) (二九五) (一三八) (五二八) (三五〇) (二一六五)</p>	<p>湯浅 三九</p> <p>二町 九村</p> <p>50,925</p> <p>湯浅事務所(司稅官) 中等學校</p> <p>日本鐵工業 和歌山縣食料工業 大同除虫菊 帝國除虫菊</p> <p>(六九〇) (一三四) (三三九) (一一八)</p>	<p>德島 四七</p> <p>五町 二村</p> <p>89,094</p> <p>地方事務所(事務官) 稅務署(司稅官) 國民勤勞動員署(職業官) 中等學校</p> <p>高松地方專賣局 池田通運 其他工場三</p> <p>工場(四〇) (一一六) (一五八)</p> <p>四(四) 昭和中 交通上 西平街地 池田町 長崎港地ト</p>	<p>御養 四三</p> <p>四町 六村</p> <p>64,833</p> <p>地方事務所(事務官) 稅務署(司稅官) 國民勤勞動員署(職業官) 專門學校 中等學校 德島海軍航空隊(大佐)</p> <p>日本油脂 德島工業 共和航空化工 本有製鹽工場 今富製業組合 大股海軍施設部事業所(官立) 富田製業所 御養造船 德島森足袋工業工場 南海足袋 美濃製業</p> <p>工場(一八一七) (一六八) (五四四) (一一三) (一六四) (一五五) (一一二) (一七六) (一三三) (一一八) (一〇〇)</p> <p>軍事工 重要地</p>
--	---	---	---	--

	琴平 三一	善通寺 四九	小松島 三二
	二町 二村	二町 五村 中村	二町 五村
	16,155	57,791 23,656	46,254
愛媛縣	仲多度地方事務所 (事務官) 二 中 等 學 校 二 中 部 第 八 十 五 部 隊 (大 佐) 一 八 十 六 部 隊 (少 佐) 一 八 十 七 部 隊 (少 佐) 一 八 十 九 部 隊 (大 佐) 一 善 通 寺 陸 軍 病 院 (軍 醫 大 佐) 一 善 通 寺 陸 軍 病 院 (中 佐) 一 善 通 寺 志 願 隊 (中 佐) 一 中 等 學 校 一	東洋紡績 小松島造紙 小松島造船 其、他工場六	國民勤勞動員署 興海軍施設部小松島事務所 中 等 學 校 二 小松島陸軍木符集積所 海軍
	不三木工 仁尾塩田 讃岐煉瓦 上森農機 其、他工場九	三井木造船建造 野田高農 倉敷飛行機 豐年製油 東亞合成化學工業 大和工業 木村製藥 其、他工場三	倉敷工業 補助足袋 三豐製工 白川航空工業 觀音寺造船工業
	讃岐鑄造 木村次鉦 其他工場五	工場 (二八六) 工場 (三三八) 軍車上 工場 (一八一) 工場 (四一八) 重要地	工場 (七八〇) 海軍 工場 (七〇〇) 海軍 工場 (二五〇) 工場 (二〇〇) 工場 (一五〇) 工場 (一〇〇) 工場 (一〇〇) 工場 (一八〇)
	讃岐鑄造 木村次鉦 其、他工場五	工場 (四〇三) 工場 (三九〇) 工場 (二五〇) 工場 (二〇二) 工場 (一六四)	

後崎	西條	八幡	新島
四一	三二	六四	六三
九村 三町	三村 一市	五村 一市	九村 一市
56.682	47.815	104.907	105.044
稅務署 營林署 地方事務所 勤勞勸業署 水産試験所 国民学校 (委任)	西條地方事務所 国民勤勞勸業署 正裁判所 検事局 新島稅務署 西條市役所 中崎市役所 三	松山官林廳 大原運送向松山支局 (技師) (技师)	新島工業專門学校 中崎市役所 勤勞勸業署 前松山官林廳 駐在所 (委任)
可稅官補 技師 事務官 庶務官 倉庫 野上工業	日笠西條發電所 倉敷航空化工 其他工場六 工場(一一一) 工場(二七六) 工場(三一三)	丸善石油 倉敷工業 工場(七五二) 工場(八〇〇)	生友製全房製菓 庄友成紙工工業 江友機械工業 庄友共同電力 新島製紙工業 東洋製紙工業 日本製紙工業 工場(四九八) 工場(三九〇) 工場(一〇八) 工場(二五三)
縣下交通 重要地 千代田軍手 上三社 中十九地	交通運輸 重要地 本島金作 内丸製	南都交通 重要地	新島工業專門学校 庄友成紙工工業 江友機械工業 庄友共同電力 新島製紙工業 東洋製紙工業 日本製紙工業 工場(四九八) 工場(三九〇) 工場(一〇八) 工場(二五三)

宇藝 三六	四所 二所	八、五、七、八	稅務署 警務署 勸業勸業署 中務課 國民課 技師 二生航空工業 成東宇藝製糸 日本蚕糸 安藝山 工場(二〇〇) 工場(一二〇) 工場(一六〇) 工場(一三〇) 木村土産 送電線 三手海岸 備上二於 二重上
----------	----------	---------	--

西福岡 九一	五所 及 福部 西都	八、七、二、九、八	福岡縣 西都初建九六部隊 第八〇七部隊 西部軍司令部通信隊 陸軍航空部福岡監督班 軍需管理部電力室 福岡利務所 福岡商易保險局 中央氣象台福岡支局 福岡電氣通信工事局 福岡高等師範校 福岡第二師範校 中野師範校 農工師範校 九州經濟專門學校 早良鑛業所 三菱電機 日本棉有全房工場 國策スルト工場 其他工場 食糧物資 主産地 手將來 業地帯 手登辰 思想取締 上重
-----------	---------------------	-----------	--

行橋 六四	三所 一九村	八、九、二、一、八	京都地方事務所 行橋事務所 國民勸業場豊下分場 河田部市計畫事務所 中野師範校 京橋航空機 日本製鐵 日立製作所 三手電機 工場(三五〇) 工場(六〇〇) 工場(二六〇) 工場(一〇〇) 工場(二〇〇) 工場(一〇〇) 一重工業 附近一帶 軍部 交天航空 地化 新製 自農林産物 生産地
----------	-----------	-----------	---

八屋 五三	福島 六二	前 島 四七	田 五〇	市 四一
一七村	二町 一六村	一町 一八村	一市 一三村	一市 一九村
	87,323	59,777	78,538	59,727
運通省前田築港事務所(技師) 西部第八〇六部隊 (大尉) 防衛召集本部隊 (中尉) 築城海軍航空隊 (大佐) 国民挺身隊 (兼任四九)	筑後事務員養成所 (一〇名) (主任) 八女地方事務所 (主任) 八女税務署 (主任) 福島工業試験所 (技師) 福島農業試験所 (技師) 青年師範挺身隊 (主任) 国民挺身隊 (兼任五)	福岡航空隊 (海軍大佐) 福岡航空隊中隊分遣隊(海軍大佐) 福岡地方事務所 (主任) 中等挺身隊 (主任)	地方事務所 (主任) 市役所 (主任) 国民勤労動員署 (職業官) 中等挺身隊 (主任)	官幣大社宇佐神宮 (主任) 地方事務所 (主任) 税務署 (主任) 国民勤労動員署 (職業官)
福岡縣農業會 工場 (一〇) 前田港修築工事 (五五〇)	東亜鋳工 工場 (一〇) 旭製作 工場 (一〇) 福岡製紙 工場 (一〇) 東洋紙業 工場 (一〇) 光友牧修熟 工場 (一〇) 九州空機 工場 (一〇) 其、他工場 (一〇)	正興製作所島工場 (四二〇) 前田航研工業島工場 (四三〇) 牡丹江木材唐津支店 (三〇〇) 清水組 (一七八〇) 石見組 (一三四〇)	坂江金属品製作所 (一三九) 中、大港糸日田工場 (三三六) 鐵工所 (一一二六) 他、工場七 (一七三五)	日本糸製衣造常設工場 (四七七) 糸製衣造常設工場 (一三〇) 糸製衣造常設工場 (一三〇) 糸製衣造常設工場 (一三〇)
農林産物 大生産地 干其、産物 縣下産物 又、産物 重要小産物 二在り	農林産物 物、産物 下、産物 又、産物 重要小産物 二在り	東、産物 坂、産物 坂、産物 坂、産物 坂、産物	坂、産物 坂、産物 坂、産物 坂、産物	坂、産物 坂、産物 坂、産物 坂、産物

大分縣

佐賀園 七二	臼井 四三	二町	九村	一町	三村	44,901	65,443	中等 四	地方事務所 稅務所 國民勤勞動員署 中等 四	地方事務所 株式會社臼井鐵工所 小野田セメント大分工場 東九州造船臼井工場 下江工場 大塚鐵工場 岩崎鐵業所 貝島化學工業工場 日本炭素臼井工場 淺野セメント博多工場 米庄採石所 總浦石灰鑛業所 其、他、工場九	三〇〇 一八六六 七四六 五一八 六〇八 三〇四 三九六 四〇九 七〇四 二五〇 二二二 一五九 八四三	沿岸 上重 工場 堆場 等
佐賀縣	佐賀縣	佐賀縣	佐賀縣	佐賀縣	佐賀縣	佐賀縣	佐賀縣	佐賀縣	佐賀縣	佐賀縣	佐賀縣	佐賀縣

伊萬里 七〇	鳥栖 六〇	二町	七村	二町	三町	八村	66,456	64,022	中等 四	地方事務所 武雄地方事務所 武雄勤勞動員署 武雄稅務署 中等 四	日本化上 大刀炭鑛空機 日清製糖 片倉船機 日本タイヤ航機工場 九州縫製工場 其、他、工場七	一〇八 五〇〇 二二〇 七四〇 六五〇 一三五 三一五	管内 九州 大 等
伊萬里	鳥栖	伊萬里	伊萬里	伊萬里	鳥栖	鳥栖	伊萬里	鳥栖	伊萬里	伊萬里	鳥栖	伊萬里	

武雄 五〇	九村	57, 63	佐世海軍病院武雄分院、八村、 武雄警署、 武雄警署下校 武雄警署	武雄共恵会社 大同製鐵工所 武雄製鐵工所 其、他工場二	(一五〇) 及子山 (一三五) 天性川加東 (一三〇) 一 (三三)
-------	----	--------	---	--------------------------------------	---

八代 六五	市	117, 455	八代地方事務所、 八代稅務署、 八代國民運動員署 八代市役所 八代区裁判所 八代區警署	興國人絹ヘル 三陽航機 日本鑛業 淺野メント 八代造船所 陸軍航空本部肥後工廠 東京海上陸軍造船廠 荒尾製造所 三井化學工業 三井鑛山、下田炭坑 四山炭坑	工場 (七四〇) 城南三民 (五五七) 治経済文化 (六七三) 中心地ニシ (五七六) 又交通上 (一九三) 南中街 (四〇七) (五〇三) (六五三) (四七五)
-------	---	----------	--	---	--

本渡 六四	三町	126, 270	天草地才事務所、 天草区裁判所 天草區檢事局 天草區稅務所 本渡國民運動員署 中野區警署	熊不造船所 天草 天領 西松組 日加工業 高野組 池田組 和久登炭坑 坂瀬川炭坑 陶石採炭所 石炭工業 其、他工場九	(九五〇) 防空上海上 (四五〇) ヨリ、敵艦 (一三〇) 尾陰地帯 (一三〇) 三三ヶ所 (一〇) 防備上等 (一〇) ナル地ナリ (一三〇) (二二〇) (一六〇) (二三〇) (二二〇) (五六〇)
-------	----	----------	---	---	---

人吉 三七	二市	73, 893	人吉海軍航空隊 珠磨地才事務所 人吉國民運動員署 人吉区裁判所 人吉區檢事局 人吉區稅務所 人吉管村署 人吉市役所 人吉市警署	佐世海軍航空隊 人吉工事事務所	(天佐) (事務官) (事務官) (判事) (檢事) (司税官) (技師) 二
-------	----	---------	---	--------------------	--

高瀬 五	四町 五村	71,025	高瀬稅務署 (官設官) 高瀬地方事務所 (軍務官) 高瀬國民勤勞動員署 (職業者) 高瀬國民勤勞動員署 (職業者) 高瀬國民勤勞動員署 (職業者)	日本炭水素製造工場 (二六七) 殊木組 (八〇二) 西田組 (二〇〇)	
高鍋 四一	三町 四村 一町	62,990	高鍋地方事務所 (軍務官) 高鍋國民勤勞動員署 (職業者) 高鍋稅務署 高鍋國民勤勞動員署 (職業者) 高鍋國民勤勞動員署 (職業者) 高鍋國民勤勞動員署 (職業者)	高鍋省高鍋工場 (一〇四) 鐵興社 (二五〇) 西松組外分 (四七四)	軍車二 重軍地
高島 四四	六村	66,461	國民勤勞動員署 (兼任八名) 海軍航空隊高島分遣隊 (陸) 西部十八部隊高島部隊中尉 日本発送電外四	九州造船 工場 (二七七) 大村組外九 (五〇〇) 日本発送電外四 (六〇〇)	展中ナリ
鹿屋 四〇	三町 四村 一市	85,489	鹿屋地方事務所 (檢事) 憲兵分隊 (大尉) 稅務署 (司稅官) 國民勤勞動員署 (職業者) 國民勤勞動員署 (職業者) 國民勤勞動員署 (職業者)	沖三海軍航空 工場 (七八〇) 佐喜保海軍施設部 (二〇〇) 錢高組 (九三三) 長岡組 (三六九) 小長組 (二六二) 小長組 (六一〇)	軍事上 西子地 大陽手島 政治産業 中起地

出水 三〇	松治木 三二	舟宿 三二	高介 三三	加世田 三三
二村 三町	三村 三町	二村 二町	五村 三町	一村 四町
49,327	54,329	60,774	13,761	66,912
出水地方事務所 (軍務官) 中 等 部 隊 (大尉) 出水海軍航空隊 (大佐) 舟宿海軍航空隊 (大佐) 舟宿部 隊 (大尉)	松治木地方事務所 (軍務官) 中 等 部 隊 (大尉) 阿 部 部 隊 (大尉)	舟宿地方事務所 (軍務官) 傷 疾 軍 人 庇 護 局 寮 務 所 (二) 中 等 部 隊 (大尉) 積 中 一 五 〇 三 部 隊 (大尉) 才 一 五 〇 六 () 才 一 五 〇 七 () 才 一 五 〇 八 () 舟宿海軍航空隊 (大佐) 舟宿部 隊 (大尉)	高介地方事務所 (軍務官) 國 民 勤 勞 動 員 署 (職 業 官) 中 等 部 隊 (大尉) 霧 島 海 軍 病 院 (少 將) 國 分 海 軍 航 空 隊 (中 佐) 國 分 部 隊 改 裝 部 隊 (中 佐)	加世田地方事務所 (軍務官) 川 辺 地 方 事 務 所 (軍 務 官) 才 世 國 民 勤 勞 動 員 署 中 等 部 隊 (大尉) 才 世 陸 軍 航 空 隊 (大尉)
東 亞 重 工 業 工 場 (二〇〇)	岩 崎 工 業 組 其 他 工 場 五 燃 料 局 酒 精 工 場 (二二〇) 才 世 海 軍 航 空 隊 工 場 (三〇〇) 位 世 保 海 軍 施 設 部 工 場 (二〇〇) 飛 行 場 工 事 場 (一五〇)	豐 部 隊 工 事 場 (二五〇) 佐 世 保 海 軍 施 設 部 (二五〇) 其 他 工 場 二 (一三三) 警 備 上 重 要 地	水 産 工 業 (一五〇) 清 水 村 水 道 工 事 場 (一五六) 一 三 家 飛 行 場 建 設 工 事 場 (九〇) 國 分 航 空 隊 施 設 工 事 場 (一〇〇)	本 防 釀 造 工 場 (一一三) 大 浦 才 乾 板 工 事 場 (二一〇) 陸 軍 飛 行 場 (三三三)
				重 要 地 重 要 地 重 要 地

志布志 二三	名護 三六	八重山 三三 三村 一所 三村 一所	34,395 89,503 64,418	沖繩縣 志布志海軍施設部(技師) 有明作業隊(少將) 御岳團(中佐) 沖七十二部隊(中佐)	名護 國頭地方事務所(軍務官) 農事試驗場國頭支場(技師) 國頭稅務署 國民動務動員署 中等並十校 國民並十校 青年並十校 國立國頭愛樂園(養正) 縣立安田診療所(技師) 球才一八八口部隊(少將) 球才一八八口部隊(少將) 憲兵分隊名護分隊(少尉)	宮古 宮古國民動務動員署 國民並十校 宮古郵便局 宮古測候所(技師) 豐中並十校 官古測候所(技師) 官古郵便局 國民並十校 中等並十校 八重山支廳 農林署 中等並十校 國民並十校 石垣郵便局(養正) 石垣測候所(技師)	志布志飛行場 (二〇〇〇)	沖繩製糖官古工場 (一三二八) 九州配電名護出張所(外一) 國頭郡(一) 大浦邑(三) 千物(一) 兼產地(九) /ミナト(一) 治經濟交通 教育(軍事) 年(中心地) 十リ	八重山造船所(外一) (三四) 海軍飛行場 其他(軍事) 施設(離島) 島(三) 官古長 / 独断飛行 / 西(八)	軍事上 重要地	陸軍飛行 場其他	軍事施設 アリ離島二 ミナト長 / 独断飛行 行(軍事) 場合多シ
-----------	----------	-----------------------------	----------------------------	---	--	---	---------------	---	--	------------	-------------	--

憲兵隊司令部遺隊 (甲尉)
球才一八八〇一部隊

場合多々

昭和二十一年警察行政概況

一、重要警務警察署長タル警察部ノ警視昇格ニ要スル経費

地方治安ノ確保ニ任ズル警察署長ノ職責ハ決戦下ニ於テ重要且警察劇ヲ加ヘツツアリ、即チ警察署長ハ権カ行使ヲ本質トスル独立行政官庁タル実ニ於テ、又國民ノ日常生活ニ直接シ其ノ利害休戚ニ至大ノ關係ヲ有スル実ニ於テ、又戰爭遂行ニ伴フ各般重要施策ノ実施ニ對シ連絡協力スベキ事項ノ複雑多面ナル實ニ於テ特ニ重視スルヲ要スベク之カ充實強化ハ喫緊ノ要務トス、然ルニ現在警察署長一四七人中、高等官タル警視ヲ以テ充ツルハ三〇三人ニ過ギズ其ノ他ハ判任官タル警部又ハ警部補ヲ以テ充ツル実情ニシテ之ガ為優秀ナル人材ヲ永ク其ノ地位ニ留ムルコト困難ナルト共ニ軍關係地方官庁、重要産業部門等ニ連絡、折衝、敏捷、円滑ヲ期スルニ是ニ遺憾、莫クカラズ、右判任官タル警察署長八四四人中、市制施行地、警備上ノ重要地、軍隊軍待ト、關係密接ナル地、重要生業事業地域等、重要地ヲ管轄スル警察署長一九〇人ヲ警視ニ昇格シテ一線警察機構ヲ整備シ以テ警察行政、伸張強化ヲ圖ルノ要ムル切ナルヲ認ム仍テ此ノ経費ヲ要ス

款	項	金額	算出	内訳
---	---	----	----	----

一、 警察部	地方官	警視	三三八、九六〇	内訳別紙ノ通
		警部	一、九〇〇	
二、 地方官	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
三、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
四、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
五、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
六、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
七、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
八、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
九、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
十、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
十一、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
十二、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
十三、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
十四、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
十五、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
十六、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
十七、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
十八、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
十九、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
二十、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
二十一、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
二十二、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
二十三、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
二十四、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
二十五、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
二十六、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
二十七、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
二十八、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
二十九、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
三十、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
三十一、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
三十二、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
三十三、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
三十四、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
三十五、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
三十六、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
三十七、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
三十八、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
三十九、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
四十、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
四十一、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
四十二、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
四十三、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
四十四、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
四十五、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
四十六、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
四十七、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
四十八、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
四十九、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
五十、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
五十一、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
五十二、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
五十三、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
五十四、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
五十五、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
五十六、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
五十七、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
五十八、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
五十九、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
六十、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
六十一、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
六十二、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
六十三、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
六十四、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
六十五、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
六十六、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
六十七、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
六十八、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
六十九、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
七十、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
七十一、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
七十二、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
七十三、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
七十四、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
七十五、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
七十六、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
七十七、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
七十八、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
七十九、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
八十、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
八十一、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
八十二、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
八十三、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
八十四、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
八十五、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
八十六、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
八十七、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
八十八、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
八十九、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
九十、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
九十一、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
九十二、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
九十三、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
九十四、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
九十五、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
九十六、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
九十七、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
九十八、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
九十九、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	
一百、 警察署長	警部	警部	一、九〇〇	
		警部補	一、九〇〇	

大日本帝國政府

昭和三年三月三十日

人事課長

第七七號

三月三十日

法制局 官制

官制

三月二十七日乙第(七)拂以(三)經視(一)官制(外)二勅令
中改正(二)間(三)勅令(四)進達(五)後(六)右(七)人(八)事(九)部
令(十)加(十一)之(十二)か(十三)向(十四)議(十五)請(十六)解(十七)ハ(十八)追(十九)三(二十)法(二十一)車(二十二)路(二十三)申(二十四)止(二十五)ム(二十六)ン
迄(二十七)ハ(二十八)所(二十九)福(三十)豫(三十一)相(三十二)被(三十三)以(三十四)ル(三十五)乃(三十六)依(三十七)賴(三十八)以(三十九)

(規定規條四一八二×二五七號)

裏面白紙

重要警察署調中變更ノ件

内務省

義ニ官制改正案ニ添付ノ警視昇格豫定ノ重要警察署調中左ノ通變更相成候
一警視廳ノ項市部署ノ欄中

萬世橋 菊屋橋 殿前 音問 堀留 西神田

ヲ削リ同欄中ニ

碑文谷(一四五) 練馬(一一二) 玉川(一〇八)

ヲ加ヘラレタキコト

理由

右削除署ハ先般ノ空襲火災ニ依リ萬世橋及菊屋橋ハ各其ノ管内ノ約一〇割、殿前及音問ハ各約八割五分堀留及西神田ハ各三割以下ヲ焼失スルニ至リ此ノ際警視署長ヘノ昇格ハ見合ハスヲ適當ト認ムルニ依ル又碑文谷練馬及玉川ノ三署ハ從來ノ昇格豫定署ニ次々重要ナリシ所其ノ後ノ實狀ニ鑑ミ之カ警視昇格ヲ必要ト認ムルニ依ル

ニ大阪府ノ項市部署ノ欄中ニ

採用(六三)ヲ

京都府ノ項其ノ他ノ欄中ニ

裏面白紙

總部（四五）ヲ

山口縣ノ政市部署ノ視中ニ

秩（三八）ヲ

加ヘラレタキニト

理 由

右三署ハ從來ノ昇格豫定 署ニ次々重要警察署ナリシ所其ノ後ノ實狀ニ鑑
ミ之カ昇格ヲ必要ト認ムルニ依ル

備 考

大阪、名古屋、兵庫縣管内ニ於テ空襲火災ニ依リ管内ノ相當部分焼失セ
ルモノ左ノ通ナルモ其ノ中ニハ昇格豫定署ヲ言マレ居ラズ

大阪 澁波、新町、東、西成、九條、枚、南、市岡

名古屋 榮、中

神戸 （調査中）

裏面白紙

附別

本令ハ公前ノ目ヨリ之ヲ施行ス

大日本帝國政府

理由

第一 陸海空軍機ヲ備シ以テ警備及ノ伸張強ク
 因ラムカク市制施行地、急遽備上ノ重要地、軍隊軍
 衛トノ關係密切ナルハ、重要生産事業地或モ重要
 要地ヲ以テ官廳スルニ致シ治安維持ニシテ警備部
 官廳ニシテ之ヲ監視ニ付
 故ニ市制施行ノ要ナルニ依ル

警保局警務發乙第一一八號

昭和二十年三月七日

内務省 警保局長

大臣官房 人事課 長 殿

警視廳官制外二官制中改正二關スル件

照會

昭和二十年年度豫算執行上必要有之候條左記官制中改正方御取計相成度
此段及照會條也

記

警視廳官制

北海道廳官制

地方官官制

裏面白紙

計	地方官官制	北海道廳官制	縣視廳官制	官制別
一九〇	382 一七〇	20 五	82 一五	(一增員) 警視
△ 一九〇	1290 △ 一七〇	72 △ 五	158 △ 一五	(一減員) 終部
				備考

官制別增減員表

裏面白紙

昭和二十年三月九日

大臣方
次官

局長

主査 人事課長

地方局長

會計課長

文書課長

請義案

三月十九日傍り
之九

要り別紙を勅令公布し、
長官官等ノ毎例ニ関スル件
取替ハ以テ收權特例第一條ニ規定スル所存條
件ニ依リ、

昭和二十年三月九日

事務

めくれず

裏面あり

昭和三年三月二十一日

内閣總理大臣

日 月
年 月 日
時 分 秒

右閣議ヲ請フ

年 月 日

内閣總理大臣

大臣

勅令第二三三號

四月二十一日

戰時行政職權特例第六條ニ規定スル廳府縣長官タル北海道廳長官及府縣知事ハ北海道廳官制第一條第一項及地方官官制第一條第一項並ニ高等官官等俸給令第八條及別表第一表ノ規定ニ拘ラズ親任トシ其ノ俸給ハ年俸六千二百圓トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内務省

理

由

ナルカニ由

地方行政協議會長ノ權限強化及之ガ輔佐機關ノ整備擴充ニ伴ヒ地方行政協議會長タル地方長官ハ之ヲ親任ト爲ス必要ナル等ノ爲改
正ノ要アルニ依ル

内務省

地方行政協議會長タル地位及任務の爲す件
ニ關スル内務大臣說明書

初々地方行政協議會制度ハ一昨年七月戰時ニ於テ地方行政ノ重要性ニ
ミ、所謂各縣割據ノ弊ヲ防除スルニテハ都廳府縣隔ハ固ヨリ進ン
特別地方官衙ノ所管行政ニモ互リ各種施策ノ綜合的運籌ヲ實現シ
テ各種地方官廳ヲ舉ゲテ一統ト爲リ、戰時地方行政ノ執行ナ図ルコ
トト致シテガ爲地方ニ於ケル各般ノ行政ノ綜合的調整ヲ任トシテ
設置セラレゾルモノナリ、其ノ後戰時ノ地勢一併ニ地方ニ於ケル政
府ニ於テハ此迄適確ナル邊實政ヲ新スルノ要益々緊切ナリ、其
制度ノ確立ノル運籌ニ俟ツベク所亦次第ニ多ク加フニ從ヒ、特
府ニ於テ之ニ應ジ地方行政協議會長タル地方長官ノ權限ノ強化及
之ヲ輔佐機關ノ整備等必要ナル措置ヲ採リ來レル次第ニシテ、今已
ニ於テハ此制度モ創設以來一年九箇月ヲ経過シ地方行政ノ上ニ於ケ

ル基礎モ固ク確立シ其ノ新氣象著ナルモノナルニ至レリ。
然ルニ最近戰局ハ頓ニ急迫シ莫ニ容易ナラザル事態トナレリ、茲ニ
於テ政府 斯クノ如キ緊迫セル事態ニ對處スベク防衛ト一般行政ト
ノ吻合並ニ施策運籌ノ迅速果敢ト邊實政ヲ圖リ、國內總力ヲ舉ゲ
テ生産及供給ノ一體的強化ヲ期センガ爲緊急施策ヲ講スルコトトシ
テ、地方行政協議會ノ區域ト軍管區等トノ間ニ必要ナル調整ヲ加
フルトシ、地方行政協議會長ト軍管區司令官及鎮守府司令長官等
トノ關係ニ際シ連繫ノ方途ヲ講ジ、防衛ノ完壁並ニ戰力増強ノ爲必要
ナル軍事トニ政一般トノ吻合推進ヲ圖ルコト (三)陸海軍及三省權限
ノ地方調整ヲ更ニ擴大スルコト (四)地方行政協議會長ク、地方長官
ノ區域内地方長官及各特殊地方行政官衙ノ長ニ對スル權限ヲ強化シ
大スルコトニ他面軍管區司令官及鎮守府司令長官等ニ付テモ其ノ管
内軍機關 對スル權限ヲ強化擴大スルコト (五)之ニ應ジ地方行政協

議會長タル都廳府縣長官ノ輔佐機關ヲ整備スルコト等ノ諸施策

施スルコトトシタル次第ナリ。

新クテ地方行政協議會長タル地方長官ハ今後單管區司令官及鐵

司令長官ト並ビ地方ニ於ケル行政諸機關ノ中樞的存在トシテ政

施策ノ實施ニ付重大ナル責務ヲ負擔スルコトトナリタリ。依テ此

際地方行政協議會長タル地方長官ノ地位ヲ異ニ此ノ重責ニ相應

モノタラシムルコトヲ必要ト認メ、今回亦新令ノ御制定ヲ仰ガシ

スルニ至レル次第ナリ。即ケテ地方行政協議會長タル地方長官ノ

東信越地方行政協議會長タル東京都長官ハ既ニ東京都官制ニ於

任ト定メラレ居ルヲ以テ之ヲ除キ、其ノ他ノ地方行政協議會長

地方長官ヲ今回特ニ親任トシテ其ノ年俸ヲ六千二百圓ト定メ、

併ヒ之等ノ地方長官ニ對シテハ府縣知事ノ指定地加俸ニ關スル

九年初令第百六十三號ヲ適用セザルモノト爲サントスルモノナリ。

昭和二十一年九月三日

五二三
乙ノ七

請 復 多 小

中野初子 別外二親令中一治云一西女ア
ノ 渡 親 令 云 云 提 出 之
肉 親 ヲ 請 フ

大 臣

内閣總理大臣 宛
昭和二十一年九月三日

大日本帝國政府

石八四日三十一日乙第二三號ヲ以テ既 稱 云 云 云 宛
者 親 外 云 初 令 中 治 云 云 中 治 云 云 云 宛
職 名 八 四 日 三 十 一 日 乙 第 二 三 號 中 治 云 云 宛
セ ン 云 云 乙 第 二 三 號 中 治 云 云 宛
ト 云 云 宛

(折上り 國定規格B5 (182 x 257 mm))

昭和二十一年九月三日

五月三日
乙未年八月

請 候 申 上

東部部員別外二部令中一政公一要あり
別部員令あり提出
大内閣より請ふ

内閣總理大臣宛

大臣

大日本帝國政府

石八四日三十一日乙未年三月三日
各部員令中一政公一要あり
大内閣より請ふ
提出
大内閣より請ふ
提出
大内閣より請ふ
提出

折上り國定規格紙(八×二五七)

九
月
十
二
日
公
布

勅令第 三 〇 一 號

第一條 東京都官制中左ノ通改正ス

第一條中「技師 專任四百七十人」ヲ「技師 專任四百七十一人」

ニ改ム

第二條 地方官官制中左ノ通改正ス

第二條中「地方技師 專任四千三百六十一人以内」ヲ「地方技師

專任四千四百三人以内」ニ改ム

第三條 昭和十八年勅令第五百七號中左ノ通改正ス

「技師四百五十三人」ヲ「技師四百五十四人」ニ改ム

附 則

内 務 省

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

甘藷及馬鈴薯ノ緊急増産指導ノ爲地方農ニ之カ關係職員トシテ技師
四十三人ヲ増員スルノ要アルニ依ル

内務省

第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號
月 月 日 日	月 月 日 日	月 月 日 日	月 月 日 日	月 月 日 日	月 月 日 日

至急

大臣

次官

局長

會計課長
文書課長

審査委員

三三三號

東京都官制外如勅令中改止
要了り別紙勅令案ヲ提出ス

昭和三十年三月二十五日
付局受
月第
日第
局第
月第
日第

主査 人事課長

受 及 局 議 合 日 月 日 年 日 百

第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號
月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月
日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日

至急

昭和三十年 三月二十九日 付 局 受
 月 日 號
 月 日 號
 月 日 號
 月 日 號
 月 日 號

大臣 次官

局長

會計課長
文書課長

審査委員

三三三號 請議案

東京都官制外如勅令中改止
 必要アリ別紙勅令案ヲ提出ス

裏面あり

日	月
第	第
號	號
月	月
日	日

備
 内閣總理大臣
 連署
 江
 江

[Faint, mostly illegible text within a large rectangular frame, possibly bleed-through from the reverse side of the page.]

右閣議ヲ請フ
 年 月 日
 内閣總理大臣 宛

大臣

勅令第三百三十四號

昭和三年六月四日

主事好正八落喉を副官に仰せ給ふ事

第一條 東京府官制中 左ノ項改正ス

第一條中 技師 專任四百七十人 技師

事務官補 專任一人 判任一次

專任四百七十一人 改テ 教員官補 專任

一人 判任 一人

第二十九條之三 教員官補 以上之官 指揮ヲ

承テ 教學ノ刷新振興ニ関スル 事務ニ従事ス

大日本帝國政府

第二條 總理府官制中 左ノ項改正ス

第一條第一項中 事務官 專任三十五人

事務官 專任三十七人 屬 專任四百三十二

人 屬 專任四百三十人 改ム

第三條 北海道官制中 左ノ項改正ス

第一條第一項中 事務官 專任三十一人

事務官 專任三十二人 屬 專任二百四

(新上ノ規定規程第一二二ノ二條)

めくれず

十九人 ^{判任} 専任二百四十人 判任
教習官補 専任一人 判任

第二十八條 一 教習官補 八上官 指揮ヲ承ケ

教習 副教習 視學 二箇之事務ニ從事ス

第四條 地方官ニ居テ中 左ノ通りニ

第一條第一項中
地方事務官 専任四十六人
地方警務官 専任三十三人
地方視學官 専任六十六人
地方教習官 専任四人

大日本帝國政府

地方事務官 専任四十四人
地方警務官 専任二十六人
地方視學官 専任六十一人
地方教習官 専任九人
視學 専任
警務官補 専任

十一人 判任
五十二人 判任
二十七人 判任
視學 専任七人 判任
警務官補 専任三十三人 判任
教習官補 専任四人 判任

二改ム

第二條中 地方技師 専任四千三百一十一人 以上

(前上ノ規定規條第51ニテ改正)

地方技師 專任四千四百三人以内 二改

第二十七條 三 教學官補 八上官 / 指揮ヲ承テ教

學 / 刷新振興ニ因テハ事務ニ従事ス

第五條 都府村縣臨時職員等設置制中左ノ通

改正

第一條 第一項 東京部 / 部中 專任百五十

五人 二 同項 總務部 / 大日本帝國政府

部中 專任七百七十五人 三 同項 海軍部 / 部中 專任

五百七十四人 三 同項 陸軍部 / 部中 專任

千八百三十一人 三 同項 文部省 / 部中 專任

千八百三十一人 三 同項 農商部 / 部中 專任

千八百三十一人 三 同項 內務省 / 部中 專任

部中

第六條 昭和十八年勅令第百六十八號 附則

(折上り國定規格 四二×二二×七)

大日本帝國政府

改正

附 冊 四百五十三人 附 冊 四百五十四人 三改

附 冊

本令ハ公布 日ヲ之ヲ 旅行ス

(國定規格紙ハニニニ紙)

裏面白紙

理由

地方神社行政ノ振張ヲ因ル爲メ祭務官補四人
ヲ祭務官ニ、地方視學校機構ヲ實強化ノ爲メ視學
四人ヲ視學官ニ、茲ニ厚生年金保險等社會保險
ノ重要性及之ガ事務量ノ増加ニ伴ヒ、地方社保
險課長及保險出張所長タル屬十人ヲ事務
官ニ夫レノ見計移セラルト内也在位和此人ニ對スル

大日本帝國政府

皇民化教育ノ指導監督強化ノ爲メ地方教
官一人及教學官補六人、森林事業ニ從事スル
ル方務官ニ對シ労働者災害扶助責任保險
法ヲ適用セラルルニ伴ヒ、之ガ事務ニ從事スル屬八
人強ニ甘藷及馬鈴薯ノ田圃を墾墾指導ノ爲メ
師四十三人ヲ各賜與スル等ノ要アリニ依ル

神祇院二〇人祕第八二號

昭和二十年三月二十九日

神祇院副總裁



内務大臣官房人事課長 殿

地方官官制中改正ノ件

地方廳ノ祭務官増員祭務官補減員ノ爲別紙ノ通地方官官制中改正方御取計相煩度

内務省

規格 R. 5

177

裏面白紙

勅令案

勅令第 號

地方官官制中左ノ通改正ス

第一條第一項中「地方祭務官 專任二十四人 奏任」ヲ「地方

祭務官 專任二十八人 奏任」ニ「祭務官補 專任二十八人

判任」ヲ「祭務官補 專任二十四人 判任」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

神祇院

理由

地方神社行政ノ振張ヲ圖ル爲祭務官補ヲ祭務官ニ改ムルノ要アルニ因ル

神
祇
院

一、地方神社行政機構充實ニ要スル經費

戰時下愈々神社ノ祭祀ニ兼修シテ深ク國威ノ宣揚ヲ祈禱
 スルト共ニ普ク敬神思想ヲ徹底シテ國体ノ本義ヲ明徴ニ
 シ以テ民心ヲ刷新スルハ刻下喫緊ノ要務ニシテ之ガ爲ニ
 ハ直接神社ノ指導監督ニ當ル地方廳ノ神社行政機構ノ全
 般ニ付連ニシテ整備充實ニテ適切且積極的ナル神社行政
 ノ推進ヲ圖ルノ要極ニテ緊切ナルモノアリ而シテ地方廳
 ニ於ケル祭務員ノ他神社ニ關スル事務ヲ專掌スル職員ト
 シテハ現在東京部外四府縣ニ地方祭務官及祭務員各一人
 ヲ設置セルノ外ハ北海道外十八縣ニ地方祭務官各一人
 莫クモ他ノ二十三縣ニ祭務官補各一人ヲ配置スルニ過ズ
 現下ノ情勢ニ對處スル神社行政ノ運営上洵ニ遺憾トスル
 トコロナリ仍テ之ガ整備ヲ充實スル爲差當リ長崎外三縣
 ニ於ケル祭務官補ヲ地方祭務官ニ改メムガ爲此ノ經費ヲ

要ス

地方補正行政務構充案ニ要スル經費内譯 (總括)

區	分	一	二	三	四
地方行政	行政費	一六、一六八	一、〇四〇	三、八四〇	九、四四〇
地方行政	俸給	一、〇四〇	七、六八〇	七、二〇〇	一、四四〇
地方行政	賞給	二、〇〇八	七、六八〇	一、四四〇	〇
地方行政	諸給	二、〇〇八	七、六八〇	一、四四〇	〇
地方行政	事務費	五、〇〇〇	一、六〇〇	八、〇〇〇	〇
合計		一六、一六八	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇

一、官増置、分
 二、官補成員、分
 三、二十年度要示額
 差列

款	項	額	算出内譯
地方行政	行政費	九、四四〇	内譯別紙、通
地方行政	俸給	九、四四〇	

地方神社行政機構充實ニ要スル經費内譯		區	經常部	地方廳	行政費	俸給	榮任俸給	祭務官	賞與	諸給與	内國旅費	事務費	廳費	雜費
人員	一人年額	金	額	備	考									
4	4	4	4	276	16188	1040	1040	1040	2208	2400	600	80	40	50

地方神社行政機構充實ニ伴フ經費不可額諸		區	經常部	地方廳	行政費	俸給	榮任俸給	祭務官	賞與	諸給與	内國旅費	事務費	廳費	雜費
人員	一人年額	金	額	備	考									
4	4	4	4	96	6728	3840	3840	3840	768	1600	400	80	40	50

備考	合計	津島	鹿島	官本	熊本	佐分	大分	福岡	高知	愛知	香川	徳島	和歌山	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福	
	二																										
	四																										
	八																										
	一六																										
	三二																										
	六四																										

備考	合計	津島	鹿島	官本	熊本	佐分	大分	福岡	高知	愛知	香川	徳島	和歌山	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福	

職員配置表

備考	合	沖	鹿	宮	熊	佐	大	高	愛	香	德	和	山	廣	岡	島	高	府	福	秋	山	青	岩	福	
一七〇																									
(一)内																									
八内																									
名																									
考																									

府縣名	府縣社	郷社	村社	無格社	指 定 其 他 社	計	備考
宮	二	三	二	一		八	
長	六	五	二	一		一四	
岐	三	七	一	一		一二	
滋	一	五	二	一		九	
山	四	三	二	一		一〇	
靜	五	三	二	一		一一	
愛	三	七	二	一		一三	
三	四	五	三	一		一三	
奈	二	八	二	一		一三	
柄	二	五	二	一		一〇	
茨	二	四	二	一		九	
千	二	七	二	一		一二	
群	二	三	二	一		八	
埼	三	五	二	一		一一	
新	三	四	二	一		一〇	
長	二	三	二	一		八	
兵	一	五	二	一		九	
神	二	四	二	一		九	
大	二	四	二	一		九	
東	四	八	二	一		一五	
東	四	九	二	一		一六	
北	四	八	二	一		一五	
海	四	九	二	一		一六	
道	四	八	二	一		一五	
計	三〇	四七	二〇	一〇	四	一一一	

府縣社以下神社神職員數 (三) 昭和十年十二月末日現在

原本不明瞭

一行賞ニ關スル經費

支那事變ニ關シ私財ヲ寄附シタル者及同事變ノ爲動員出兵等ニ際シ關係アリタル官吏並市町村吏員等ニ對スル事務處理等ハ極メテ復雜多岐ニシテ之カ適正ナル處理ヲ圖ラムガ爲ニハ慎重綿密ナル調査ヲ要スルハ言ヲ俟タズ而シテ之ガ調査ハ未ダ完結セズ今後仍幾多ノ困難ナル事務的處理ヲ要スルヲ以テ之ガ圓滑ナル進捗ヲ期スル爲引續キ此ノ經費ヲ要ス

款 項 金 額 算 出 内 譯

一 臨時部 設 費

臨時諸要務費 六二九六七七 内譯左表ノ通

備考

- 一本費ハ皆増減ノ經費ナリ (前年度豫算三五三、五一二圓)
- 一本費ハ繰越明許ヲ要スルモノナリ
- 一前年度科目内務臨時行政諸費ノ款行賞諸費ノ項

裏面白紙

大日本帝國政府

臨時諸要務費		臨時部費		臨時費		臨時諸要務費		臨時費		臨時諸要務費	
給	與	與	與	與	與	給	與	與	與	給	與
六二九六七一	八三七六〇	一九〇一〇	一、一八四	一、一八四	一、一八四	三、五五二〇	三、六一一二	三、六一一二	三、六一一二	四、八二四〇	四、八二四〇
二四八三八五〇	四、八二四〇	九、六四八	七、五〇七二	七、五〇七二	七、五〇七二	四、八二四〇	四、八二四〇	四、八二四〇	四、八二四〇	四、八二四〇	四、八二四〇
四、八三九	四、八三九	四、八三九	四、八三九	四、八三九	四、八三九	四、八三九	四、八三九	四、八三九	四、八三九	四、八三九	四、八三九

裏面白紙

大日本帝國政府

臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部
臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部
臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部
臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部
臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部
臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部
臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部
臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部
臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部	臨時時部

行費ニ關スル經費内詳ニ奇附行費

分 一人年額 金 額

痛

考

裏面白紙

大日本帝國政府

給與		慰勞金		事務費		總費		雜費		特種		普通		特種	
八員	一	三五五二	四三八四	一八七五	四	二九六〇	一五七九	二五〇九	一五九〇	二三五〇	四七	一五〇〇	二三五〇	四七	一五〇〇
金											寫字料	一五〇〇	二三五〇	四七	一五〇〇
											其他	一五〇〇	二三五〇	四七	一五〇〇
											筆紙墨文具	一〇〇〇	二三五〇	四七	一五〇〇
											通信運搬費	一〇〇〇	二三五〇	四七	一五〇〇
											其	一〇〇〇	二三五〇	四七	一五〇〇
											總計	一〇〇〇	二三五〇	四七	一五〇〇

裏面白紙

大日本帝國政府

臨時諸要務費		臨時部		臨時費		臨時給與		臨時俸給		臨時與		臨時與		臨時與	
臨時諸要務費	臨時給與	臨時俸給	臨時與	臨時與	臨時與	臨時與	臨時與	臨時與	臨時與	臨時與	臨時與	臨時與	臨時與	臨時與	臨時與
五〇四八三九	四八二四〇	四八二	四八二	四八二	四八二	四八二	四八二	四八二	四八二	四八二	四八二	四八二	四八二	四八二	四八二
一一一、三〇七	九六四八	九六八〇	九六八〇	九六八〇	九六八〇	九六八〇	九六八〇	九六八〇	九六八〇	九六八〇	九六八〇	九六八〇	九六八〇	九六八〇	九六八〇
七二〇九三八五四二三	七五〇七二	四八二四〇	四八二四〇	四八二四〇	四八二四〇	四八二四〇	四八二四〇	四八二四〇	四八二四〇	四八二四〇	四八二四〇	四八二四〇	四八二四〇	四八二四〇	四八二四〇
	三、一三〇	二八二、一六〇	二八二、一六〇	二八二、一六〇	二八二、一六〇	二八二、一六〇	二八二、一六〇	二八二、一六〇	二八二、一六〇	二八二、一六〇	二八二、一六〇	二八二、一六〇	二八二、一六〇	二八二、一六〇	二八二、一六〇
	四、七四二	四、七四二	四、七四二	四、七四二	四、七四二	四、七四二	四、七四二	四、七四二	四、七四二	四、七四二	四、七四二	四、七四二	四、七四二	四、七四二	四、七四二
	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
	八九〇	八九〇	八九〇	八九〇	八九〇	八九〇	八九〇	八九〇	八九〇	八九〇	八九〇	八九〇	八九〇	八九〇	八九〇
	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二
	七、六八〇	七、六八〇	七、六八〇	七、六八〇	七、六八〇	七、六八〇	七、六八〇	七、六八〇	七、六八〇	七、六八〇	七、六八〇	七、六八〇	七、六八〇	七、六八〇	七、六八〇

行員ニ關スル經費内譯(其ノ他分)

分 人員一人年額 金 項

從前系統分 本 内

拓務省 省 譯

管分 地方費

裏面白紙

大日本帝國政府

區	彌 托 手 當	慰 勞 金	雇 員 給 付	備 給 仕 料	事 務 費	普 通 費	特 殊 費	被 給 服 仕 費	雜 費	備 考
人員	一	八、八五二	八、四八〇	二、四〇〇	三、七一九一	四、八二一	三、六〇〇	一	七、四三七	
年額	一、八〇〇	八、九〇〇	一、四四〇	〇	三、七一九一	四、八二一	三、六〇〇	〇	七、五〇〇	
金額	一、八〇〇	八、九〇〇	一、四四〇	〇	三、七一九一	四、八二一	三、六〇〇	〇	七、五〇〇	
從前系統分	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
新設分	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
地方廳	〇	七、六八〇	八、四八〇	二、四〇〇	三、七一九一	四、八二一	三、六〇〇	〇	六、五六六	
備考	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

内 縣別紙ノ
一 通一 拓務省
リ 移 普分ラ
除ク

裏面白紙

大日本帝國政府

區分	數量	本省		地方		計	合計
		函數	單價	金額	單價		
勳章	六七八〇	四七三〇	〇五	三三九〇	〇五	三三九〇	六七八〇
勳記	六七八〇	四七一〇	〇五	一三五六	〇五	三三九〇	四七四六
木杯一個	六七〇	四七一〇	二〇	六七〇	〇一	三三五	一四七五
御沙汰、賜金及慰勞金辭令	六一、九三〇 六一、九三〇 七九、九二〇	一四一五	二二一五	〇三七	五五〇二	五五〇二	五七一三五
紀念章	一三、九七〇	一四二〇	〇五	六六四八	〇五	六六四八	三三九七〇
官公吏	一八六七、三三〇	一八八〇	五〇	九四〇〇	五〇〇	五三〇〇	二〇〇〇
民間							
計		一〇、五五五		一、三九〇		三、八六二	二五、五八〇

行實ニ關スル經費内譯

裏面白紙

備考

- 一 本省ハ地方總ニ地方總ハ個人宛送ル分ヲ示ス
- 二 御沙汰書、賜金及慰勞金辭令ハ各別ニ一括地方總ニ送付ス
- 三 記念章（百公吏）ハ一地方總當三個トス
- 四 同（民間）ハ一地方總當四十個分トス
- 五 * 印ハ一万四百市町村ニ送付スルモノトス

裏面白紙

新長兵衛大京東北
新長兵衛大京東北
新長兵衛大京東北
新長兵衛大京東北

其
其
其
其

行
行
行
行

裏
面
白
紙

大日本帝國政府

德和山實岡島鳥富石福秋山青岩福宮長枝滋山
歌
島山口島山根取山川井田形森手島城野早賀梨

裏面白紙

201

大日本帝國政府

合 沖鹿宮熊佐大福高愛香
兒
計 繩島崎本賀分岡知媛川

三
七 〃 - - - -

四
八 - - - - -

裏面白紙

202

種	油	鹿	宮	熊	佐	大	播	高	安	香	徳	山	山	山	山	山	山	山	山
見	島	本	分	國	後	川	島	山	口	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
2	3	3	3	2	3	3	2	3	3	2	2	3	2	2	3	2	2	2	2
2	4	3	4	3	2	4	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3
2	1	2	1	2	1	3	2	2	2	2	1	1	3	1	2	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

二一
ア
三
ハ
ニ
ス

油	鹿	宮	熊	佐	大	播	高	安	香	徳	山	山	山	山	山	山	山	山	山
見	島	本	分	國	後	川	島	山	口	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
2	3	3	3	2	3	3	2	3	3	2	2	3	2	2	3	2	2	2	2
3	4	3	4	3	2	4	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3
1	2	1	2	1	2	1	3	2	2	2	1	1	3	1	2	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官
支那事務官

大日本帝國政府

發教三七號

昭和二十年三月二十四日

文部省教務局長 近藤 啓

内務大臣官房人事課長 殿

地方勸學官増員及地方教筆官補新設ニ關シ
資料送附ニ關スル件

經記ノ件別紙ノ通送附ニ及ビタルニ付可然ニ取計相續度



戸田
未

204

裏面白紙

地方教學官増員、地方教學官補新設ヲ必要トスル理由

内地在住外地人特ニ朝鮮人ニ對スル皇民化教育ノ指導監督強化ノ重要ニ鑑ミ内地在住朝鮮人ノ多數居住スル別紙地方ニ地方教學官一名ヲ増員スルト共ニ地方教學官補六名ヲ新設シ該教育ノ指導監督ニ當ラシムルノ要アルニ依ル

裏面白紙

外地人皇民化教育ノ指導監督強化ニ要スル経費（第六十四回帝國議會協賛費）
 協和教育ノ重要性ニ鑑ミ外地人皇民化教育ノ指導監督ヲ強化スルノ要ア
 ルニ依リ左記経費ヲ要求ス

區分	人員	一人年額	金額
經常費	八		
一、檢査費			一四、一三四
地方廳			四〇、千九百
俸給			八、五二〇
委任給給			千五百八十〇
教學官	一	二十七六〇	二七、六〇〇
判任俸給			一、三八〇〇
教授官補	六	九六〇	五、七六〇
賞與			一、一八八〇
給與			一、七〇〇
内國旅費			三、〇〇〇
高等官判任官	十六	六〇〇	九、六〇〇
合計			七、四〇〇

區分	人員	一人年額	金額
事務費	七	八〇	五、六〇〇
雜費	七	五〇	三、五〇〇
合計			九、一〇〇

大日本帝國政府

增員地方教學官及新設地方教學官補配置豫定表

都道府縣	地方教學官	地方教學官補	摘要
北海道			外人皇民化教育ノ指導監督強化ノ タメ
東北道			
関東道			
中部道			
近畿道			
山陽道			
計	一	六	

備考

山口縣ハ近時朝鮮人激増シ地方教學官既設ノ都道府縣ト同様協和
教育ノ指導監督ヲ強化スルノ要アルニ依リ増員地方教學官一名ヲ
配置セントス

裏面白紙

大日本帝國政府

都道府縣	員數	備考
北海道	—	
東北道	—	
關東道	—	
大坂府	—	
兵庫府	—	
愛知縣	—	
福井縣	六	
計		

現在地方教學官配置表（昭和十七年十一月一日勅令第七百六十八號ニ依ル）

裏面白紙

大日本帝國政府

北海道廳・地方官官制（抜）

○北海道廳官制（昭和十七年十一月一日勅令第七百六十八號改正）

第一條 北海道廳ニ左ノ職員ヲ置ク

教學官 專任一人 奏任

第二十三條ノ三 教學官ハ上官ノ命ヲ承ケ教學ノ刷新振興ニ關スル事務ヲ

掌ル

○地方官官制（昭和十七年十一月一日勅令第七百六十八號改正）

第一條 府縣ニハ左ノ職員ヲ置ク

地方教學官 專任五人 奏任

第二十二條ノ四 地方教學官ハ上官ノ命ヲ承ケ教學ノ刷新振興ニ關スル

事務ヲ掌ル

裏面白紙

大日本帝國政府

一 地 方 廳	一 經 常 費 部	區	外 地 人 皇 民 化 教 育 ノ 指 導 監 督 強 化 ニ 要 ス ル 經 費	一 經 常 部	款	一 外 地 人 皇 民 化 教 育 ノ 指 導 監 督 強 化 ニ 關 ス ル 經 費 協 和 教 育 ノ 重 要 性 ニ 鑑 ミ 外 地 人 皇 民 化 教 育 ノ 指 導 監 督 ヲ 強 化 ス ル ノ 要 ア ル 爲 此 ノ 經 費 ヲ 要 ス
		分				
		人員				
		一人年額				
		金		一 四 一 三 四	金 額	
一 四 一 三 四		額 円		内 譯 左 記 ノ 通	算 出 内 譯	
		備				
		考				

裏面白紙

大日本帝國政府

區分		人員	一人年額	金額	備考
俸給	奏任 學官給	一		八五二〇	山口縣
判任 俸給	判任 學官給	六	九六〇	五七六〇	北海道、東京都、大阪府、兵庫
賞與	諸給與			一七〇四	愛知、福岡縣各一人
內國 旅費	高等 官			三〇〇〇	
事務 官	判任 官	一	四〇〇	六〇〇	
廳費	事務 費	七	八〇〇	二四〇〇	
雜費	事務 費	七	五〇〇	九一〇	
	雜費			三五〇	
				五六〇	
				三五六〇	

裏面白紙

發號七九號

昭和二十年三月十四日

文部省國民教育局長



甘
木

2/2

內務省人學課長

殿

昭和二十年度ニ於ケル増員視學官配當ニ關スル件

昭和二十年度ニ於テ國費視學ヲ地方視學官ニ昇格セシムル議ハ左記ノ通

ニ致度ニ付之ガ手續方御収計相成度此致御依頼ス

●ニ從ヒタルモノニ付爲念
追テ右配當ハ昭和十九年度ニ於テ二十三名昇格セシメタルトキノ順位

記

青森縣、大分縣、宮城縣、秋田縣

裏面白紙

縣	岐阜	長野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木
496	471	492	228	296	463	433	726	510	777	422	116	268	331
878	561	871	574	507	471	410	874	510	190	628	687	517	440
250	380	490	220	220	270	270	600	300	1000	400	400	300	300
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	9	11	9	6	9	4	9	7	8	7	6	6	9
9	10	11	9	6	9	9	10	8	9	8	7	7	6
13	15	18	40	38	28	33	3	34	220	23	37	24	
9	22	8	44	42	36	37	7	13	1	17	14	28	26
8	13	9	17	17	16	16	6	11	1	11	11	15	14
6	5	3	10	9	10	10	5	7	6	7	8	8	9
36	55	38	111	106	90	96	21	65	10	55	56	88	73
13	16	11	43	40	36	34	6	23	1	17	18	35	25
10	16	11	⊗	⊗	⊗	三	六	三	—	一	一	三	三
○	○	○					○	○	⊗	○	○		○
○	○	○					○	○	⊗	○	○		○

茨城	群馬	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道	道府
219	212	333	339	288	462	455	1221	國民
687	462	329	312	402	302	418	1221	同上
330	482	320	270	300	310	270	270	奏任
—	—	—	—	—	—	—	—	現在視
7	9	8	4	6	7	9	1	視
8	10	8	9	7	7	6	1	視
10	11	32	30	36	16	17	1	學
15	12	27	29	27	30	32	2	校
11	10	15	16	16	15	16	3	順
7	5	7	10	8	8	9	4	位
43	38	81	85	85	69	74	10	位
13	12	28	31	30	24	26	2	計
三	二	⊗	二	三	⊗	二	二	
○	○			⊗			○	
○	○			⊗			○	決定

奏任視察二十三入、各地方配當決定表

現在視察數
奏任視察配當、基礎調査

總計	油	伊豆	宮	大分	島	長	佐	香	高	徳	香	徳
二〇九五七	一四七	五八九	二五八	三六三	四八〇	三六六	一七四	六〇八	四一八	四二九	二一九	二九六
二九六六五	二七八三	八四五三	五九五九	四七八九	六六四〇	五六五八	四〇九七	一〇九九九	三五一	五八二一	三三九九	四七六八
一八四〇〇	一八〇	五四〇	一九〇	二七〇	四三〇	三三〇	一九〇	六五〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
四五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
留 三三〇	三三〇	四	七	五	六	七	七	五	九	六	七	五
三六五	四	八	五	七	八	七	五	一〇	七	八	五	七
	45	8	39	28	14	31	44	7	22	21	41	35
	47	10	34	31	16	23	43	6	40	19	41	35
	20	8	19	16	11	14	19	5	17	13	17	17
	11	7	10	8	7	8	10	5	8	7	10	8
	123	33	102	83	48	76	116	23	87	60	109	95
	47	9	39	29	16	27	40	7	33	19	42	38
	⊗	九	⊗	二六	一五	⊗	⊗	七	三〇	一九	⊗	⊗
二三		〇		〇				〇		〇		
二三		〇		〇				〇		〇		

山口	廣島	岡山	鳥取	島根	和歌山	奈良	兵庫	大阪	和歌山	徳島	香川	高松
三九六	六七三	五〇〇	三八五	二一三	三六一	二二六	六四九	五八一	三九三	二一一	四三三	六九三
五七六三	八一八二	五六六四	三三二七	三五六六	四二九一	三〇〇九	一三五三一	一三五〇一	六三三〇	三六二六	三三三三	一〇〇九四
三八〇	五九〇	四三〇	二七〇	一九〇	二七〇	二〇〇	七〇〇	八一〇	三九〇	二二〇	三八〇	六五〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一〇	一	六	四	六	五	二	八	九	六	八	一〇
九	一一	一二	七	五	七	六	一	九	一〇	六	九	一一
25	5	12	27	42	29	40	6	9	23	43	19	4
20	11	21	39	46	33	45	4	3	18	58	24	5
13	7	11	16	19	16	18	4	2	12	17	13	6
6	4	3	8	10	8	9	2	6	5	9	6	4
64	27	47	90	117	86	112	16	20	61	107	62	13
22	8	14	37	46	32	44	3	5	20	41	21	4
二	八	一	三	三	一	三	三	五	二	⊗	三	二
〇	〇	〇					〇	〇	〇		〇	〇
〇	〇	〇					〇	〇	〇		〇	〇

大日本帝國政府

一 地方視學官機構充實強化ニ関スル件

國定學校ノ設置並ニ視學官格道ヲ充テテ之ヲ廣クシテ國民學校
 教育ノ刷新充實ヲ因リ併セテ其ノ待遇ヲ改善スルニ必要
 ナル及以テ下ノ各年度ニ於テ地方視學官中 二十三人ノ
 視學官格ニ昇格セラルルニテ其ノ年俸ニ於テ又同様に俸由ニ
 依リテ改定スルニ於テハ視學官ニ昇格セラルルニ

トシ

之を擬定 玉川郡 秋田縣 大森郡

(編定規程第一八二及二七七條)

裏面白紙

一 地方視學ノ待遇改善ニ要スル經費 地方ニ於ケル視學機關ノ充實強化ヲ圖ラムガ爲視學ノ待遇ヲ改善スルノ要アルニ依リ此ノ經費ヲ要ス	一 經常部	款	一 地方視學ノ待遇改善ニ要スル經費
	地方 應	項	
	四八三二	金額 円	
地方視學ノ待遇改善ニ要スル經費内譯		算 出 内 譯	内譯左表ノ通

裏面白紙

大日本帝國政府

區分	經常費	一般費	地方廳	俸給	奏任事務官給	判任俸給	賞與	諸國內國旅費
人員				四	四	△ 四		四
一人年額				二四〇〇	二四〇〇	一、五六〇		二〇〇〇
金額				九六〇〇	三、三六〇	四八三二	六七二	八〇〇
備考				官城、青森、秋田、大分各一人				

裏面白紙

五

大日本帝國政府



丙第 二三八號

昭和二十年三月二十三日

厚生大臣官房秘書課長

內務大臣官房人事課長殿

警視廳官制、北海道廳官制、地方官官制中改正方ノ件
標記ノ件ニ關シ左記ノ通關係官制改正四月一日ヨリ施行方可然御取計相煩
度候

記

警視廳官制中

學務官 二人増
關 二人減

打手

裏面白紙

大日本帝國政府

北海道廳官制中
地方官官制中

事務官 一人增
事務官 一人減
事務官 七人增
事務官 一人增

裏面白紙

大日本帝國政府

	府	縣	北海道廳	警視廳	官種別	增減	內	譯
	事務官	事務官	事務官	事務官	事務官	增	減	差引
	八	七	一	二	二	增	減	差引
	七	七	一	二	二	增	減	差引
	增一	增七	減一	增一	增二	增	減	差引
	ノ爲屬八人増員ニ依ル	課長及所長ヲ事務官ニ昇格ノ爲	屬ヲ事務官ニ組替ノ爲	所長ヲ事務官ニ昇格ノ爲	所長ヲ事務官ニ昇格ノ爲	所長ヲ事務官ニ昇格ノ爲	屬ヲ事務官ニ組替ノ爲	屬ヲ事務官ニ組替ノ爲
	者災害扶助責任保險法適用範圍擴充							

裏面白紙

大日本帝國政府

理由

決戦下ニ於ケル厚生年金保險其ノ他社會保險ノ重要性ト其ノ事務量ノ著シキ
増加ノ状況ヲ考慮シ地方廳ニ於ケル判任百タル保險課長及保險出張所長ヲ奏
任言ニ爲スノ要アルト共ニ時局下木材増産ノ喫緊性ニ鑑ミ昭和二十年度ニ於
テ森林事業ニ従事スル勞務者ニ對スル援後ノ徹底ヲ圖ル爲勞働者災害扶助法
並勞働者災害扶助責任保險法ヲ適用スルニ伴ヒ之ガ従事職員ノ増置ヲ爲サン
トスルモノナリ

裏面白紙

昭和二十一年度厚生局事務官ニ組替ニ要スル経費
 一、保険課長及保険出張所長タル属ヲ事務官ニ組替ニ要スル経費

厚生年金保険法ノ實施ニヨリ我國厚生保険行政ハ一段ト擴充セラレ其ノ事務ハ愈々複雑化シ之カ適正ナル運営如何ニ直接間接力ニ影響スルトコト大ナルヲ以テ之カ從事職員ヲ充實スルノ要アリ 故ツテ保険課所長ノ職務モ一層加重セラレルトナリ 依テ事務官ニ組替ノ要アル爲此ノ経費ヲ要ス

表出	金額	算出	備考
厚生保険業務支出	二七,六〇〇	〇	
業務取扱費	二二,六〇〇	〇	
俸給	〇	二七,六〇〇	
責任俸給	〇	〇	
業務費	二二,六〇〇	〇	
合計	二七,六〇〇	二七,六〇〇	

表出	金額	算出	備考
厚生局	九,六〇〇	〇	
内閣府	〇	〇	
事務官	六,〇〇〇	〇	
合計	九,六〇〇	九,六〇〇	
合計	二七,六〇〇	二七,六〇〇	

事務官配置予定表

配置予定課所	配置予定課所	配置予定課所
警視廳神田候檢出張所	愛知縣鶴舞保檢出張所	福岡縣久留米保檢出張所
警視廳板橋保檢出張所	大阪府東成保檢出張所	河内縣保檢課
和歌山縣御坊保檢出張所	兵庫縣三田保檢出張所	
神戶市長官邸保檢出張所		

事務官配置予定表

昭和二十一年度労働者生活扶助の経費概算表(第1表)

一 適用範囲施設二件に労働救済費ニ要スル経費

現下不行、増進ハ国家賠償ノ要務ニシテ之ガ百費ニ従事スル労働

者ニ対スル扶助ノ確保ヲ因リ労働力ヲ維持培養スルハ強ク増進ニ

要スルニ至リ、概算表ニ示シテ労働救済法ヲ適用スルノ要アル為此ノ概

算ニ要ス

収	項	金額	区	分	出	内	外	備	考
入	出	円							
	労務費	六七三二六							
	労務費	八							
	労務費	九六〇							
	労務費	七六八〇							
	労務費	七六八〇							
	労務費	一五三六							
	労務費	一五三六							

収	項	金額	区	分	出	内	外	備	考
入	出	円							
	労務費	三二五							
	労務費	五							
	労務費	六〇〇							
	労務費	六〇〇							
	労務費	一八九六〇							
	労務費	一八九六〇							
	労務費	一〇、〇〇〇							
	労務費	一〇、〇〇〇							
	労務費	二、〇〇〇							
	労務費	二、〇〇〇							
	労務費	三、二〇〇							
	労務費	三、二〇〇							
	労務費	一、九八〇							
	労務費	一、九八〇							
	労務費	四、二五六							
	労務費	四、二五六							
	労務費	三、八九六〇							
	労務費	三、八九六〇							
	労務費	九六〇							
	労務費	九六〇							

講習会

費用金額		算出		内訳		備考	
項目	金額	数量	単価	金額	金額	備考	備考
人二作フモ		一八	五〇	九〇〇	〇	九〇〇	
拜習会費				三三五〇	△三三五〇	〇	
道新果園 福会等 飲食費		三〇〇	六	四三三〇	〇	四三三〇	道新果園 福会等 飲食費
計				六三三〇	△六三三〇	六三三〇	

項目	数量	単価	金額	金額	金額	備考
雇員給	一〇	四八〇	四八〇〇	〇	四八〇〇	
地方			四八〇	〇	四八〇	
車務費			一四六〇	△一四六〇	〇	
人二作フモ			六四〇	〇	六四〇	
備品費	八	四〇	三二〇	〇	三二〇	
印刷費	八	五〇	四〇〇	〇	四〇〇	
又某氣	八	二〇	一六〇	〇	一六〇	
消耗品	八	一〇	八〇	〇	八〇	
通成員	八	五〇	四〇〇	〇	四〇〇	
特殊費			六三三〇	△一八七	〇	六三三〇 別表ノ通
燃料費			七五七〇	△七五七〇	五二二〇	

10

採林事業ニ従事スル労働者ニ對シ労働者災害扶助責任確保法
 通用事務員増加ニ伴フ増員場配直隊定数

計	石 阪 静 長	用 縣 名
	川 阜 岡 野	員 數
八 名	— — — —	名
	官 佐 香 廣	用 縣 名
	崎 賀 川 島	員 數
	— — — —	名

計 八 名
 石川 1 名
 阪野 1 名
 静岡 1 名
 長野 1 名
 廣島 1 名
 香川 1 名
 佐賀 1 名
 官崎 1 名

裏面白紙

增負事務官及增負属 配置隊定表

廳府縣名	警視廳	計	北海道	計	神奈川	神	愛	大	兵	福
厚生年金事務官 事務官配置	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
令上配置 減	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
労働者災害救済 事務官配置	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一

計	長	岐	石	廣	香	佐	宮	計	合計
野	身	川	島	川	賀	崎	崎		
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

裏面白紙

勞働者災害扶助責任保險關係官制改正案

官制別	理 專 官		技 師		局	
	現在定員	増減人員	現在定員	増減人員	現在定員	増減人員
厚生省官制	—	—	—	—	—	—
農林省官制	—	—	—	—	—	—
海軍省官制	—	—	—	—	—	—
地方官官制	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

備考

地方官ノ配置ハ別表ノ通

厚生省保險局

總計範圍擴張二件ノ屬配當決定人員算出内聯

縣名	使用勞働者數	屬配當決定人員數	備考
北海道	六五九二三三二	人	
青森縣	一八五九七七五		
岩手縣	一八七六七八〇		
宮城縣	一〇二五七九六		
秋田縣	一七〇三六九〇		
山形縣	四三二七一一九		
福島縣	八三七三八〇		
茨城縣	四三三九〇二七		
群馬縣	一三九五五二二		
栃木縣	三七六四七七八		
千葉縣	二八八九二八		
茨城縣	一八五九四〇〇		
栃木縣	四〇四七九八一		
群馬縣	一八二六二七		
山形縣	一六四九〇八		
岩手縣	一六四九〇八		
宮城縣	一〇九二〇〇一		
秋田縣	七二五八一三二		
山形縣	二二〇八二八三		
岩手縣	一四〇八五一		
宮城縣	五八五五七〇		
秋田縣	一八五〇一七二		
山形縣	一三三〇七五一		
岩手縣	五〇七〇九〇八		
宮城縣	五〇三〇六三〇		

厚生省保險局

石川 宮島 島根 山口 和歌山 香取 豐後 高松 大分 佐賀 宮島 鹿島 沖野 合計

一 六 五 〇 二 七 六 七 〇	一 八 二 四 六 五 九	七 四 六 八 六 一 四	一 三 二 四 五 三 九	一 六 七 九 六 〇	一 二 二 〇 二 八 〇	一 四 六 七 五 九 三	一 七 七 〇 三 六 〇	一 三 〇 六 二 六 六	一 一 一 六 六 〇 七	一 九 八 三 五 一 九	一 七 七 一 七 五 〇	九 一 八 〇 五 一 九	一 〇 一 九 四 五 九	六 三 四 三 二 七 六	六 八 七 八 八 五 八	一 七 二 二 四 〇 五	一 七 〇 一 〇 九 七
---	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

八 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 人

厚生省 保險局

従来列任官ノ配置ナキニ依ル

従来列任官ノ配置ナキニ依ル

従来列任官ノ配置ナキニ依ル

第一項 事業費

目	二十年度決算額	十九年度決算額	比較ノ差
第一目 俸給	六六六〇〇 <small>圓</small>	五八四四〇 <small>圓</small>	八一六〇 <small>圓</small>

第一節 奏任俸給

職分	人員	金額
本省	一	二四〇〇 <small>圓</small>
支那官	一	五〇〇〇 <small>圓</small>
技師	二	五四〇〇 <small>圓</small>
計		

第二節 列任俸給

厚生省保險局

職分	人員	一人年額	金額
本省	六	一〇八〇	六四八〇 <small>圓</small>
青森縣	三		二八八〇 <small>圓</small>
北海道廳	五	九六〇	二八八〇 <small>圓</small>
府縣	五		四八九六〇 <small>圓</small>
計			

昭和二十年三月廿二日
20.3.22

農林部 第二二二二號

昭和二十年三月廿二日

農林大臣官房秘書課長

農務大臣官房秘書課長

甘藷緊急増産並ニ供給確保ノ爲國庫補助ニ依ル之カ專任技師ヲ都府縣
（北海道、青森、秋田及沖繩ヲ除ク）各一人増置ノ安アルヲ以テ都府縣
府縣臨時職員設置制中改正方御取計相煩度別紙参考資料相添へ此段及
出願候也

裏面白紙

白井

234

以下別紙

(1) 甘藷 増産 増産 増産	同 同 同 同	赤 赤 赤 赤	同 同 同 同	同 同 同 同	同 同 同 同	(1) 甘藷 増産 増産 増産	同 同 同 同	同 同 同 同
--------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	--------------------------	------------------	------------------

西暦一九二九年十月一日現在の農林省の調査による

農林省

裏面白紙

甘藷及馬鈴薯ノ増産獎勵ニ關シテハ昭和十三年度農産資源開發獎勵事
業ノ一トシテ着手シ昭和十五年及ニ於テハ物動計畫ニ基ク無水酒精原
料ノ確保及蒸道セルヲ精事情ニ對處スルヲ爲メニ甘藷馬鈴薯改良増産專
任職員(抄手)四〇名ノ定員新設ヲ認メテ來レリ
其ノ後戰局ハ支那事變ヨリ大東亞収奪ヘト進展シ甘藷馬鈴薯ハ國內ニ
於ケル増産可能ナル唯一ノ澱粉質資源トシテ國內食糧増強並ニ戰爭遂
行必須工業原料トシテ年々生産ノ増強ヲ圖リ來レル處刻下ノ戰局ハ南
方地域、大亞並ニ北滿等ノ船腹利用資源ヘノ依存ヲ一擲スルノ止ムナ
キニ立到リ急速ニ國內ニ於ケル食糧並ニ液体燃料原料ノ自給ヲ期シ今
後急激ナル増産可能ナル甘藷馬鈴薯ノ緊急増産ヲ圖ルコトトナレリ
即甘藷ニ於テハ二十七億圓一前年度見込約十三億圓一馬鈴薯ニ於
テハ八億五千萬圓合計三十五億圓余ノ生産ヲ確保シ戰力強化ニ資スル

コトトナレリ

馬鈴薯ニ付テハ其ノ種薯ヲ北海道ヨリノ供給ニ俟ツ現情ニシテ二十年
度播種用トシテハ限度アルヲ以テ甘藷ニ於テ急速ナル増強ヲ期セント
スルモノナリ而シテ之ガ増産達成ノ方途トシテハ普通畑ニ於ケル作付
面積ノ確保(陸稻小豆等ノ一部作付轉換ヲ含ム)開墾其ノ他ニ依ル新
規増反並ニ常習旱魃水田ノ甘藷作ヘノ轉換確保等速急ナル増反面積ヲ
確保スルノ外之ガ作付ノ根底ヲナス糖藷ヲ確保シ良苗ノ豊富ナル育成
ヲ圖リ、最近ニ於ケル農商統計ノ平均反收三〇〇貫余ヲ全國平均五〇
〇貫以上トシテ絶対確保スルガ爲ニハ(1)甘藷作農家ノ増産意欲ノ却揚
(2)甘藷耕種改善基準ノ設定並ニ之カ取底の實踐指導(3)優良品種ノ急速
普及(4)改良増産ノ智識技術ノ向上等ノ取底浸透ニ在ルモ現在ノ地方技
術指導陣(甘藷増産責任職員四〇名)ヲ以テシテハ町村末端ヘノ徹底
浸透充分ナラズ到底所期ノ目的ヲ達成シ難キヲ以テ新ニ左記ノ如キ配
當ニ依リ地方産業職員定員ノ増員ヲ要求ス

而本件ニ關スル各地方職員ノ入選等ニ付テハ過般ノ甘藷緊急増産經濟
主務部長會議ニ於テ指示シ天々入選ニ着手シ定員増置ノ承認發令ヲ俟テ居
ルモノナリ

記

昭和二十年度甘藷緊急増産指導專任技師増置割當

北海道、青森、秋田、沖繩各道縣ヲ除ク

四三各府縣各一名宛

初
一
二
三
四

農務省

九年度追加豫算

増産確保ニ要スル經費 農政局特産課

區	臨時部	分員	數	單價	價金	額	備	考
臨時部	臨時部				六八五〇〇			
臨時部	臨時部				六〇九六六			
臨時部	臨時部				六九六六			
臨時部	臨時部				一一六六			
臨時部	臨時部				一八〇〇			
臨時部	臨時部				六三〇〇			
臨時部	臨時部				一一〇〇			

區	特別應費	分員	數	單價	價金	額	備	考
特別應費	特別應費				一〇〇〇			
特別應費	特別應費				六〇〇〇			
特別應費	特別應費				三三〇〇			
特別應費	特別應費				三八九二五			
特別應費	特別應費				三八九二五			
特別應費	特別應費				二四二二〇			
特別應費	特別應費				二二五〇			
特別應費	特別應費				二二五〇			
特別應費	特別應費				一三二〇八			
特別應費	特別應費				二六三三七			
特別應費	特別應費				一三二〇八			
特別應費	特別應費				二二五〇			
特別應費	特別應費				二二五〇			
特別應費	特別應費				一三二〇八			
特別應費	特別應費				二二五〇			
特別應費	特別應費				二二五〇			
特別應費	特別應費				一三二〇八			

地方公共団体補助	道府縣補助	津給補助	事務費補助	合計
		四三		
		二二		
四四四	四四四	一五一一	二九九三	三九六五八六一
		二ヶ月分		

一 要求ノ理由

緊迫セル現戦局下國內ニ於ケル食糧ノ自給確保ヲ圖ル
ト共ニ敷設セル液体燃料事情ニ對處シアルコトル其ノ
他戦争遂行ニ須資材、製造原料トシテ甘藷ノ急速ナル
増産並ニ供給ノ確保、簡リ之等ノ充足ヲ期スルコト愈
々緊切ノ度ヲ加フルニ至レリ依テ此ノ際甘藷増産ニ関
スル從來ノ施設ヲ整備スルト共ニ種苗ノ生産確保、未
端技術浸透ノ措置ヲ講ビ増産達成ニ遺憾ナキヲ期スル
コト刻下ノ急務ナリトス

昭和二十一年度追加予算

甘藷緊急増産確保ニ要スル経費 農政局特産課

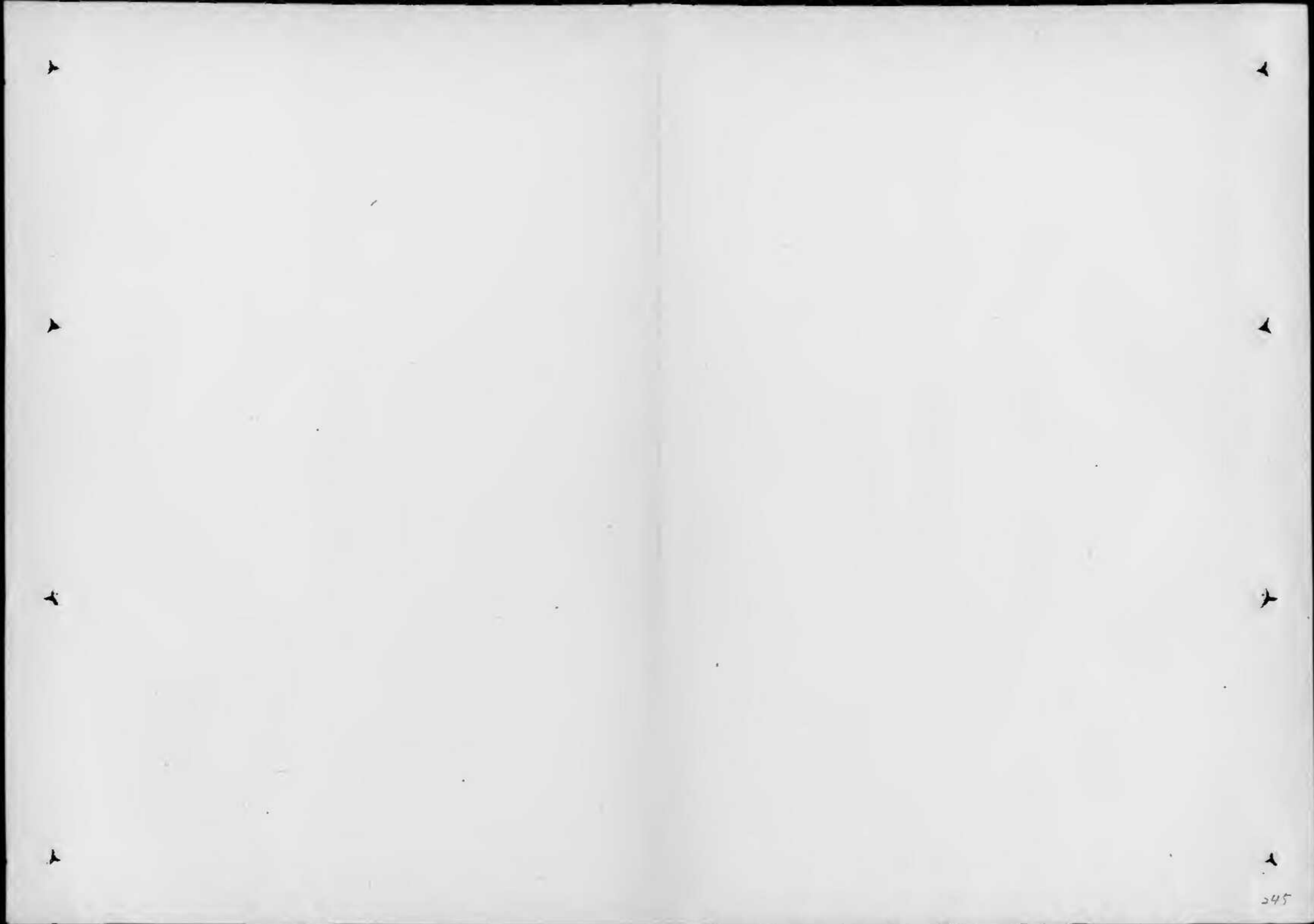
區	分	員数	単價	金額	備	考
諸給與	一般費			七五九四二〇七		
	(項)農産物増産費			二〇三五二〇〇		
旅	旅費			二三八〇〇		
	智勸旅費	七人	一〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇		
賜託手當	賜託手當	七人	二〇、〇〇〇	一六八〇〇		
	賞			二〇一、〇〇〇		
特別経費	賞			一〇、〇〇〇		
	賞			一〇、〇〇〇		

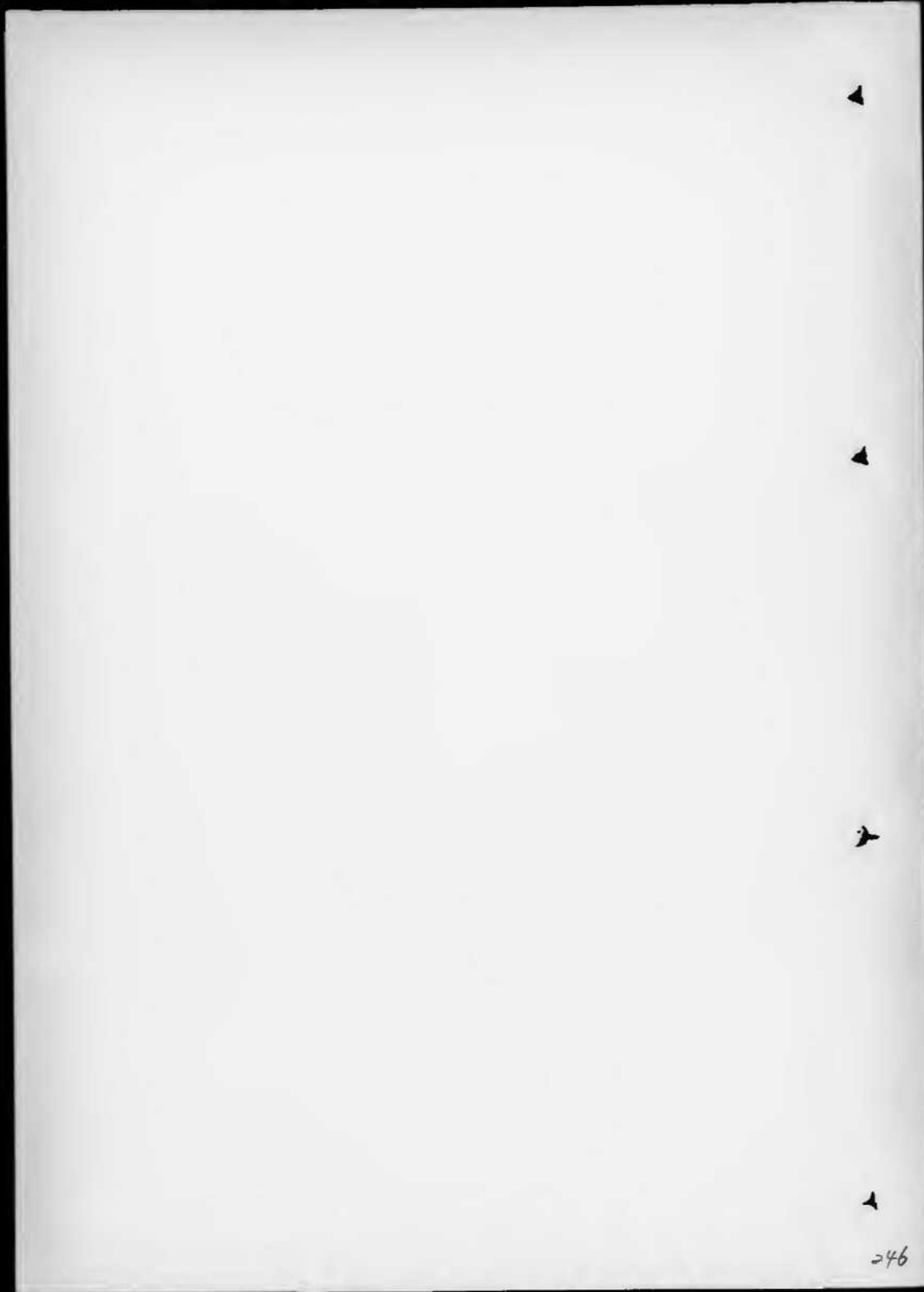
區	分	員数	単價	金額	備	考
甘藷緊急増産費	新設			二〇一〇〇〇		
	増産物増産補助			七三三、六三三		
甘藷緊急増産確保費	甘藷緊急増産確保費			一八九、九九五		
	甘藷緊急増産確保費			三三、二七〇		
駐大林新設同業補助金	駐大林新設同業補助金	三〇〇		一、三九九、八〇〇		
	甘藷緊急増産確保費			三、四六三、九〇〇		
甘藷緊急増産確保費	甘藷緊急増産確保費			一九八、八三、八〇〇		
	甘藷緊急増産確保費			九、七五、〇〇〇		
甘藷緊急増産確保費	甘藷緊急増産確保費			二、四〇、四八五、〇〇〇		
	甘藷緊急増産確保費			一、四〇、二六、〇〇〇		
甘藷緊急増産確保費	甘藷緊急増産確保費			一、五九九、〇〇〇		
	甘藷緊急増産確保費			一、三五〇、〇〇〇		
甘藷緊急増産確保費	甘藷緊急増産確保費			三、〇〇、〇〇〇		
	甘藷緊急増産確保費			三、〇〇、〇〇〇		

地 方 公 共 財 源 助 成	道 府 公 共 財 源 助 成	事 務 費
	四	
	二二〇〇	
二四二六六	二四二六六	一七九六〇〇

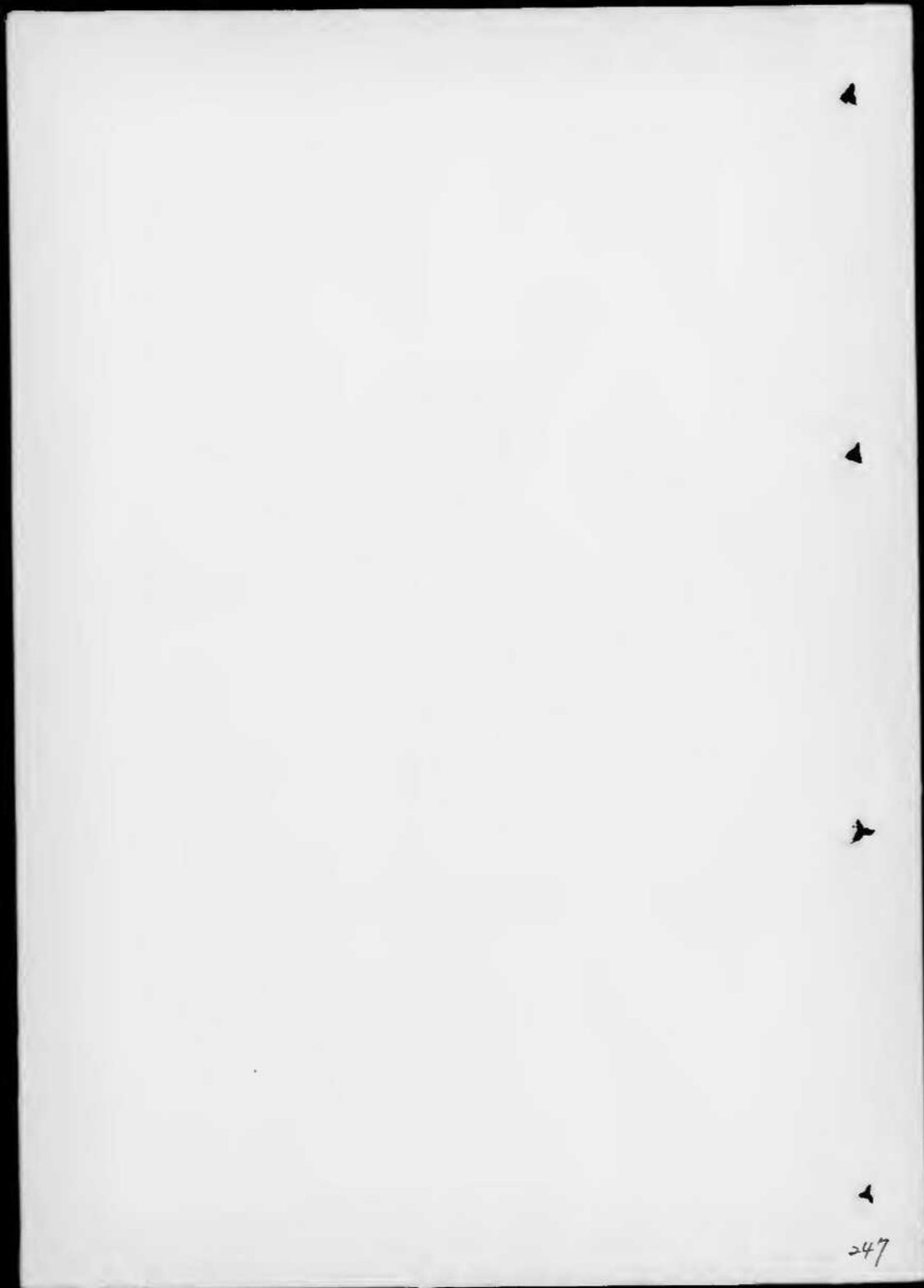
一 要求ノ理由

緊迫セル現戦局下國內ニ於ケル食糧ノ自給確保ヲ圖ルト
共ニ激変セル液体燃料事情ニ對處シアルコト其れ他戰事
遂行必須資材ノ製造原料トシテ甘藷ノ急速ナル増産
並ニ供給ノ確保ヲ圖リ之等ノ充足ヲ期スルコト愈々緊
切ノ度ヲ加フルニ至レリ依ツテ此ノ際甘藷増産ニ関スル後
ノ施設ヲ整備スルト共ニ種苗ノ生産確保 未詳材料等
ノ措置ヲ講ジ増産達成ニ遺憾ナキヲ期スルコト刻下ノ急務
テリトス





裏面白紙



247

